

官報

号外 昭和二十九年四月二十八日

○第十九回 参議院會議錄第四十号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)午後零時十四分開議

議事日程 第四十号

昭和二十九年四月二十八日
午前十時開議

- 第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めめるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号) (委員長報告)
- 第六 港海法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第七 北海道開発のためにする港灣工事に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第八 運輸省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第九 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一〇 財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一一 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一二 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
一昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 吉田 法晴君
- 労働委員 松本治一郎君
- 予算委員 横山 フク君
- 同 関根 久蔵君
- 同 宮本 邦彦君
- 同 上原 正吉君
- 同 田畑 金光君
- 議院運営委員 同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 松本治一郎君

労働委員 吉田 法晴君

予算委員 佐藤清一郎君

同 西川弥平治君

同 伊能繁次郎君

同 滝井治三郎君

同 堂森 芳夫君

同日厚生委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 竹中 勝男君(湯山勇君の補欠)

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

保安林整備臨時措置法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第1号)可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国有林野法等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国有林野法等の一部を改正する法律案

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

予算委員 西川弥平治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同 白井 勇君

同 伊能繁次郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の議案を提出した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを衆議院に付託した。

条約の実施に伴う所得税法の特例に関する法律案
大蔵委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国の経営する企業に勤務する職員の手給等に関する特例法案
人事委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

輸出水産業の振興に関する法律案
水産委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

財政法等の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

港海法の一部を改正する法律案修正議決報告書
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案可決報告書
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

北海道開発のためにする港灣工事に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

運輸省関係法令の整理に関する法律案可決報告書
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件議決報告書

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問主意書(青山正一君提出)

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

保安林整備臨時措置法
町村合併促進法の一部を改正する法律

同日内閣から、中央更生保護審査委員会に坂野千里君及び金沢次郎君を任命したので犯罪者予更生法第五條第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

諸君に報告いたすことがございませぬ。只今インドネシア国会議長サルト博士御夫妻が本院の傍聴のために、ここに来ておられます。なお随員としましては、總領事御夫妻、領事御夫妻が見えておるのでございませぬ。

○議長(河井彌八君) 廣瀬君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。廣瀬久忠君。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。廣瀬久忠君。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。廣瀬久忠君。

日総理大臣みずから御返事を願いたい。

檢察権は申すまでもなく一方は司法権、裁判に直接をいたしておる。他方は警察権に関連をいたしておる。而して憲法上の国民の権利義務に最も深く関係する重大なる権力の一つであります。若し檢察権が時の政府の我がままなる政治的配置によつて歪められるという悪例を残すならば、この前例は、他の政府によつても必ずこの前例を又模範にして行つていくことになつて、その循環する結果は、誠に恐ろしい結果となりまして、人権は蹂躪せられ、裁判の公正は害せられ、思想の混乱、民心の不安、結局政治への信頼は失墜し、我が国家の将来に對して誠に憂心に堪へざるものを生ずる虞れがあります。(拍手)

檢察権の擁護を今如何に声を大にしてこれを主張しても、今の我が日本の状況に對しては、如何に声を大にして檢察権の擁護を主張しても、なお足らざる実情であります。(拍手)然るに吉田内閣は、新檢察庁法施行以來、初めて檢察権の中立性を侵犯するの重大なる過誤を犯したのであります。犬養法相のとつた処置こそ、檢察当局の意思に反し法第十四条但書を発動して、法務大臣として彈正的処置をとつたのがそれでありませぬ。私は断固としてこの処置を排撃し、檢察権の中立性を擁護せんことを主張するものであります。(拍手)

先ず吉田総理に質問をする、犬養法相の辭職理由はどういふことでありますか。犬養法相は吉田首相の下に檢察権の中立性を侵犯の重大過誤を犯した当面の責任大臣であります。而も重大過誤を犯した直後、突如として退陣をしてしまつた。私はその理由を理解するに苦しみます。世の中の人は無責任だと言います。或いは卑怯な退陣だと言います。然るに御本人は、身を犠牲にしたのだと言つておられます。いづれにせよ我が檢察史上異例の暴挙を行い、檢察当局一体の意思を蹂躪して、その中立性を打破せる責任者が、その跡始末をもしないで退陣したといふことは、檢察権の中立性を侵犯するそれ自身も重なるものであります。即ち退陣を前提とすれば何をやつてもかまわないのだといふような乱暴極まる大臣が就出したら、国家はどうなりますか。(拍手)私は將來、檢察中立擁護のため、責任者退陣の理由を総理の口より直接に聞きおくことが重大の意義があると思ふのであります。どうか総理みずからこの理由を明快に御説明を願いたい。これが総理に對する第一の質問であります。

次は、総理大臣は、犬養法相の行ひました十四条の処分は今日誤りでありつたといふことをお認めにならないか。今日首相はどう、この問題を考へておられるか。これを伺いたい。檢察当局を法務大臣が抑圧した、抑え付けたるその理由として、政府は、事件の法的性格がいまいだとか、或いは国会の法案審議が遅れるとかいふこと例を挙げておるのであります。もとよりこれらは重大な問題であります。併し夫人であるところの檢察当局の判断に任すべき法的性格の問題や、国会自身の判断に任すべき国会審議の問題などを、おかど違ひの大臣閣僚が判断

をして、それを強制的に押付けんとするがごときは、実に甚だ行き過ぎであると思ふのであります。(拍手)私は我が国の長老政治家である吉田首相は、この無謀な指揮権発動に同意するに當つて、自分だけに都合のよい勝手な理窟のみを考へることなく、本當に老首相、老政治家としての吉田さんは大所高所に立つてもらいたかつた。その意味は、一体吉田さんは我が國の政治の信頼をどうするといふつもりであるか、我が國民思想をどうするつもりであるか、我が國民道徳をどうするつもりであるか、どういふところに、思い至らなかつたかと私は言いたいのであります。政治の信用は失われてもいいんだ、國民思想は乱れてもいいんだ、國民道徳は下すれてもいい、法案が通ればいい、法的性格のあいまいに隠ればいいといふことに至つては、實に情ないことではありませぬか。(拍手)私は、あゝの指揮権の発動は誤りであつたといふことを今日は認むべきであります。どうかでありますか。今日の實情は、法案審議を急ぐと言ひながら総理は出席しない。そういう面も彈正的処置をとつたが故に、審議は却つて遅れておるのが実情であります。(拍手)以上総理大臣に對する質問。

次は、副総理に質問いたします。私は副総理の総理補佐は全く誤まつたと思ふのであります。諸方副総理に聞きたいことは、緒方副総理は首相並びに犬養法相と共に檢察権の中立性を侵犯した一人であります。良心的なりと言われるところの緒方副総理は、この誤まりが如何に我が政治を毒したか、

をして、それを強制的に押付けんとするがごときは、実に甚だ行き過ぎであると思ふのであります。(拍手)私は我が国の長老政治家である吉田首相は、この無謀な指揮権発動に同意するに當つて、自分だけに都合のよい勝手な理窟のみを考へることなく、本當に老首相、老政治家としての吉田さんは大所高所に立つてもらいたかつた。その意味は、一体吉田さんは我が國の政治の信頼をどうするといふつもりであるか、我が國民思想をどうするつもりであるか、我が國民道徳をどうするつもりであるか、どういふところに、思い至らなかつたかと私は言いたいのであります。政治の信用は失われてもいいんだ、國民思想は乱れてもいいんだ、國民道徳は下すれてもいい、法案が通ればいい、法的性格のあいまいに隠ればいいといふことに至つては、實に情ないことではありませぬか。(拍手)私は、あゝの指揮権の発動は誤りであつたといふことを今日は認むべきであります。どうかでありますか。今日の實情は、法案審議を急ぐと言ひながら総理は出席しない。そういう面も彈正的処置をとつたが故に、審議は却つて遅れておるのが実情であります。(拍手)以上総理大臣に對する質問。

如何に我が国民思想を導いたか、如何に我が国民道徳を養ふかといふところに思い至りませんか。世相は、世の中の実情は、権力者たるあなた方大臣が考へておるようには甘くないものであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり。我が国の底流は実に恐ろしいものがあります。その点をお考え下さい。副総理は十四条指権の発動の誤まりを今日は認むべきであります。私はなお副総理に対しては公憤を漏らさなければなりません。それは今回の国会の初めにおいて、疑獄事件に対して、参議院に特別調査委員会を設けよという議論があつたときに、私は緑風会を代表して、政府を信頼し、検察当局を信頼して政府及び検察当局に一切を一任することとして、特別調査委員会設置に反対したのであります。而して今日その不明を謝します。〔拍手〕遂にその設置を見なかつたのであります。私は緑風会の先鋒石黒議員と共に首相代理としての諸方副総理に面談をして、政府を信頼して特別委員会を設けないのであるから、政府は決して検察当局に干渉すべからずということの特を念を押して言つたのであります。副総理はこれに対して快諾を与へた。然るに、この重大な時局の最後において、突如として約交して、そうして彈圧を加へた。それはなぜですか、それは私を裏切つたばかりでなく、それは議員が大物であつたためであるか、或いは議員の地位が非常に重大であつたためであるか、いずれにしても治外法権は、そういうところにはないはずであります。私は政府への信頼を裏切られた感じが深い、実に憤慨に

堪えないのであります。副総理は首相の補佐を誤まつて、検察史上重大なる過誤を犯したといふ点についてこれを謝する考へはありませんか。次に、私は加藤法相に伺います。加藤法相は犬養法相の処分を盲従して行くのか。加藤法相は就任直後において犬養前法相の処置、即ち検察庁法十四条の指揮権発動は前任者のやつたことだから認むるといふことを言つた、そしてあなたは政務大臣であるといふようなことを得意がましく言つておる。私はここであなたに注意する、法務大臣の地位は歴史的に伝統的に、政党内閣であつてもできるだけ政党内閣を避け来た。これはどういふ意味であるか。特に政党内閣より国家を、特に国家を、重んずべき重大なる権力を有する法務大臣であるから、特に政党内閣を避けたんだ、それをあなたは政党内閣だといふことを得意のごとく言つておる。これは認むるんだなど簡単に法務のことを考へられたら非常な誤りだ。今回の犬養法相の処置に対しても、そんな考へ方を持つたら非常な誤りである。あなたの地位では、常に国家が第一である、政党内閣にすべきである。一体あなたは前任者の処置を余りに早く是認し過ぎておる。法相は検察当局の、検察当局は、あなたの部下です。その親愛なるべき部下が、数カ月の間、不眠不休の努力の跡といふものをつぶさにあなたは研究されたか、恐らく研究してないと思ふ。犬養法相と意見を異にした検察当局の二日間にも互る火の出るがごとき会議の内容と、その結論をあなたは十分に研究した

か、又犬養法相の辞職、それは我々には実にわからん許難だが、その真意をあなたは究明したか。こういう点についてあなたは本當に検討が足りない。そんなことで前法相の処置を鵜呑みにするなどは以てのほかであります。いやしくも大臣である以上は自主性を持ちなさい。国家のために大いに考へなさい。改むべきものは改めたらどうか。〔本當だと呼ぶ者あり〕私は法務大臣が免職、政党内閣に盲従するの感があるときは、国家の前途は暗黒になると思ふのであります。〔拍手〕それから次に、私は加藤法相に特に言わなければならぬ。検察権の中立性を確保こそ、あなたが本當に心を打込むべき問題であります。あなたの進むべき途、あなたを護るべき途、それは先ず検察権の中立確保であります。犬養法相は自分のやつたところの処分の間違つたことを認めて、前例となつては困るといふ良心の呵責に堪えずして、身を犠牲にしてやめて、そうして将来の戒めとしようといふようなことを言つたと聞いておる。今回のあの指揮権つた悪例であつたといふことは言うまでもない。何となれば、それは我がままたなる政治的の配慮によつて検察権の中立性を破つたからであります。犬養君が前例としくないと考へておるその悪例にあなたは何故に盲従するのですことこそ、自主性のある大臣であります。国家的の大義であるのではないか。過日、本議場においてあなたはたゞ所高所よりなどと言つたが、それは全く見当違いであつた。法的性格の問題とか国政審議の問題などは、あなたが言うべき大所高所ではない。全国民が

法務大臣にゆるす大所高所とは、検察権の中立性を確保するといふこと自体であります。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手〕そうして国民のすべての疑惑を一掃し、国民の安堵の基礎を培う、そこで初めて政治の信頼は回復するであります。国民の道義は向上するであります。国民の思想は明瞭化するであります。検察権の中立確保こそ、法務大臣の重大使命であると私は考へる。法務大臣の所見は如何でありますか。以上を以て私の質問いたします。〔拍手〕

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕お答えをいたします。廣瀬議員から特に總理直接の答弁を要求するといふ点につきましては、私から御答弁を申し上げます。私を御指名になつて私の責任についての御質問の点のみ、私からお答えをいたしたいと存じます。私が總理の補佐を誤まつたのではないかと御質問であります。今回の検察庁法第十四条を犬養前法務大臣が発動いたしましたのは、犬養前法務大臣が検察庁の中立性を尊重いたしました、独自の判断と責任において発動いたしましたのであります。従つて私は、報告は受けましたが、私が總理を補佐すべき立場にはなかつたのであります。補佐を誤る、誤らんとする立場になつたことを御了承願ひたいのであります。それから更に附加せまして、特別調査委員会を参議院内に設ける意見がありました際に、廣瀬議員、石黒議員、館議員から検察庁の公正を維持する政

府の考へがあるならば、この調査委員会を設けることには自分らは賛成しないつもりであるがどうか、そういう申入がありましたことは確かに事実であります。私よく記憶いたしております。併しながら今回のことは、政府といたしまして重要法案の通過成立を期する上において、真に止むを得ないと政府は考へた結果でありまして、捜査の内容には干渉圧迫等は決して加へておりません。ただ政府としては一途に重要法案の通過成立を期するために一時逮捕の延期を申入れた次第でございます。この点につきましても御了承が願へれば仕合せであると考へます。〔拍手〕

〔国務大臣加藤謙五郎君登壇、拍手〕只今検察庁法第十四条指揮権発動のことにつきまして御質問がありました。先回の会議のときにお答え申し上げました通りに、前法相は熱慮に熱慮を重ねた結果、今日の指揮権発動をいたしましたのであります。私といたしましては、現下内外の情勢に照らしまして、この場合重要法案の通過の見通しのつくまで逮捕を延ばすことは止むを得ざる措置と信じ、これを踏襲いたしましたのであります。して盲従ではございません。次に、法務大臣の地位が重要であります。只今廣瀬議員の仰せになつた通りでございます。従つて検察権の中立性を維持すべきことはこれ又お説の通りであります。今回犬養前法相の指揮権発動の措置を私が踏襲いたしましたことは、その中立性をゆがめるものではございませんので、国家的立場に立つて大所高所より見て犬養前法相

如何に我が国民思想を導いたか、如何に我が国民道徳を養ふかといふところに思い至りませんか。世相は、世の中の実情は、権力者たるあなた方大臣が考へておるようには甘くないものであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり。我が国の底流は実に恐ろしいものがあります。その点をお考え下さい。副総理は十四条指権の発動の誤まりを今日は認むべきであります。私はなお副総理に対しては公憤を漏らさなければなりません。それは今回の国会の初めにおいて、疑獄事件に対して、参議院に特別調査委員会を設けよという議論があつたときに、私は緑風会を代表して、政府を信頼し、検察当局を信頼して政府及び検察当局に一切を一任することとして、特別調査委員会設置に反対したのであります。而して今日その不明を謝します。〔拍手〕遂にその設置を見なかつたのであります。私は緑風会の先鋒石黒議員と共に首相代理としての諸方副総理に面談をして、政府を信頼して特別委員会を設けないのであるから、政府は決して検察当局に干渉すべからずということの特を念を押して言つたのであります。副総理はこれに対して快諾を与へた。然るに、この重大な時局の最後において、突如として約交して、そうして彈圧を加へた。それはなぜですか、それは私を裏切つたばかりでなく、それは議員が大物であつたためであるか、或いは議員の地位が非常に重大であつたためであるか、いずれにしても治外法権は、そういうところにはないはずであります。私は政府への信頼を裏切られた感じが深い、実に憤慨に

か、又犬養法相の辞職、それは我々には実にわからん許難だが、その真意をあなたは究明したか。こういう点についてあなたは本當に検討が足りない。そんなことで前法相の処置を鵜呑みにするなどは以てのほかであります。いやしくも大臣である以上は自主性を持ちなさい。国家のために大いに考へなさい。改むべきものは改めたらどうか。〔本當だと呼ぶ者あり〕私は法務大臣が免職、政党内閣に盲従するの感があるときは、国家の前途は暗黒になると思ふのであります。〔拍手〕それから次に、私は加藤法相に特に言わなければならぬ。検察権の中立性を確保こそ、あなたが本當に心を打込むべき問題であります。あなたの進むべき途、あなたを護るべき途、それは先ず検察権の中立確保であります。犬養法相は自分のやつたところの処分の間違つたことを認めて、前例となつては困るといふ良心の呵責に堪えずして、身を犠牲にしてやめて、そうして将来の戒めとしようといふようなことを言つたと聞いておる。今回のあの指揮権つた悪例であつたといふことは言うまでもない。何となれば、それは我がままたなる政治的の配慮によつて検察権の中立性を破つたからであります。犬養君が前例としくないと考へておるその悪例にあなたは何故に盲従するのですことこそ、自主性のある大臣であります。国家的の大義であるのではないか。過日、本議場においてあなたはたゞ所高所よりなどと言つたが、それは全く見当違いであつた。法的性格の問題とか国政審議の問題などは、あなたが言うべき大所高所ではない。全国民が

法務大臣にゆるす大所高所とは、検察権の中立性を確保するといふこと自体であります。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手〕そうして国民のすべての疑惑を一掃し、国民の安堵の基礎を培う、そこで初めて政治の信頼は回復するであります。国民の道義は向上するであります。国民の思想は明瞭化するであります。検察権の中立確保こそ、法務大臣の重大使命であると私は考へる。法務大臣の所見は如何でありますか。以上を以て私の質問いたします。〔拍手〕

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕お答えをいたします。廣瀬議員から特に總理直接の答弁を要求するといふ点につきましては、私から御答弁を申し上げます。私を御指名になつて私の責任についての御質問の点のみ、私からお答えをいたしたいと存じます。私が總理の補佐を誤まつたのではないかと御質問であります。今回の検察庁法第十四条を犬養前法務大臣が発動いたしましたのは、犬養前法務大臣が検察庁の中立性を尊重いたしました、独自の判断と責任において発動いたしましたのであります。従つて私は、報告は受けましたが、私が總理を補佐すべき立場にはなかつたのであります。補佐を誤る、誤らんとする立場になつたことを御了承願ひたいのであります。それから更に附加せまして、特別調査委員会を参議院内に設ける意見がありました際に、廣瀬議員、石黒議員、館議員から検察庁の公正を維持する政

府の考へがあるならば、この調査委員会を設けることには自分らは賛成しないつもりであるがどうか、そういう申入がありましたことは確かに事実であります。私よく記憶いたしております。併しながら今回のことは、政府といたしまして重要法案の通過成立を期する上において、真に止むを得ないと政府は考へた結果でありまして、捜査の内容には干渉圧迫等は決して加へておりません。ただ政府としては一途に重要法案の通過成立を期するために一時逮捕の延期を申入れた次第でございます。この点につきましても御了承が願へれば仕合せであると考へます。〔拍手〕

の措置を適当と認められた次第でございます。この点懸しからず御了承をお願いいたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 内閣総理大臣の答弁は他日に留保せられました。

○曾益君 私はこの際、日比賠償問題並びに東南アジア外交に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○大和興一君 私は只今の曾益君の動議に賛成をいたします。

○議長(河井彌八君) 曾益君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。曾益君。

〔曾益君登壇、拍手〕

○曾益君 本日は、丁度サンフランシスコ平和条約が発効いたしましたから二週年になるのでございます。私はこの際、政府の東南アジア政策、即ち日本と平和条約の未調印、国交の調整のできておられない国との外交等につきまして、この記念すべき日に緊急質問をいたすことは甚だ遺憾に存するのでございます。

先ず第一に日本とフィリピンとの間の賠償問題についてであります。長らくの間このフィリピン賠償問題につきましては、その総額、賠償の形式、内容及び期限等につきまして話し合ひが成立せず、フィリピン側におきましては、サンフランシスコ平和条約を調印しておきながらも、なお且同条約第十四条の規定に基く賠償の枠、即ち賠償は、日本の存立可能な経済を維持する範囲内で行うこと、並びに、現金賠償は認めないで、役務賠償を主軸にする

という原則を不満として、総額八十億ドル、現金支払等の、実現不可能な主張を続け、且つ一方におきましては、平和条約の批准を拒否する態度をとつて来たのでございます。この間、政府におかれましては、昨春秋、岡崎外相を東南アジアの現地へ派遣し、フィリピンに對しましては総額二億五千万ドルというふうな構想を示して、妥結の途を探究された模様であります。最近に至りまして、大野公使、ガルシア外務大臣との間に、総額四億ドル、期限最高二十年といたしまして、日本側よりの投資とフィリピン国の資源開発を自途といたしまして、その実益が十億ドルに達するような方式によつて解決するといふ予備交渉が成立し、予備協定に両者が署名をいたしましたので、いよいよ、予備協定を基礎といたしまして正式交渉を開始するために、村田大使以下の全権団が正式に任命され、赴任をされたこと承知いたしました。我々は、これらの経緯につきまして、は、あらかじめ政府より何らの御相談を受けたわけではないのであります。従いまして、政府の提案に對しての賛否の態度を明らかにする立場にはないのであります。併し、平和条約の精神に合致し、日本の支払能力を上廻らないような賠償であつて、東南アジア諸国との経済的互惠関係の推進と、延いては政治的親善に資するようなものであるならば、我々は積極的に考慮し、これを好意的に審議するの雅量を持つべきであると考えまして、この見地から、先ず日比両国間の交渉が速かに妥結に達することを期待して参つたものであります。然るに、その後、現地における交渉は、フィリピン

側の態度の逆転から行詰りとなり、同国の全権団及びその背後にある上院側におきましては、大野・ガルシア予備協定は拘束力を持たないこと、並びに期限十年、日本の支払は総額十億ドルといふことを主張して譲らなかつたために、遂に四月二十七日に至りまして、両国全権団に二カ月間の冷却期間を設けるという形式において、事実上交渉は決裂したと伝えられるに至つたのであります。これは誠に遺憾千万であるのであります。我々は、ここにフィリピン側側面におきまして、真に兩國の友好関係確立のために、冷静に大局的見地から、日本の総合的賠償能力を検討されんことを強く期待し、且つ日本政府が如何なる妥結をいたしましたかといふことも、国会におきましては、日本の支払能力を考慮するようないかなる賠償協定をも承認する意向がないことを篤と考慮に入れられんことを要請せんと欲するものであります。

(拍手)さりながら、事ここに至つたに對しては、政府の責任極めて重大だと存するのであります。

そこで、先ず次の諸点につきまして、總理並びに外務大臣からそれれ、明確に御答弁を要求するものであります。

先ず第一に、政府におきましては、大野・ガルシア予備協定を確定的なものとして、正式交渉を決定し、歴大な全権団を送つたことにつきまして、一体如何なる情勢判断をされておつたのか。その情勢判断に、非常に甘い、即ち重大なる誤りがあったのではなからうか。この点をはつきりと御説明願ひたいのであります。

第二に、予備交渉の停頓ならばいざ知らず、いざしくも全権団が派遣され、正式交渉が開始され、而もその結果が決裂に終つたといふことは、問題の円満なる妥結を一層困難ならしめ、却つて日比兩國間の友好関係に累を及ぼし、延いては日本と東南アジア諸国との関係の打開に重大なる暗影を投ずることになるのであります。政府の責任は極めて重大だと存しますが、如何なるお考えであるかをお示し願ひたいのであります。

第三に、フィリピン側の一部におきましては、大野・ガルシア予備協定の成立の前に、日本側からフィリピン政界方面に對しまして黄白がばら撒かれ、買収工作を行つたといふ主張がなされた由であります。我々は、さういふ日本の責任当局が如何なることをやろうとは信じたかといふのであります。が、而もかかる風評を喚び起した根拠がどこにあるかといふことを考えてみますときに、実は吉田内閣自体が、汚職と疑獄の重大なる疑惑に包まれていたにもかかわらず、政權維持に付き工作にその日を暮らして居るところに、私は根本の原因があると存しますが、この点に對する政府の明確なる所信を伺ひたいのであります。(拍手)

第四に、今後の東南アジア諸国との賠償並びに国交調整について、如何なる見通しと対策をお持ちであるか。この際、明確にして頂きたいのであります。政府は本国会の勢頭におきまして、東南アジア政策推進を大きな立看板にされて居るのであります。即ち首相の施政方針演説の中に、アジアの自由諸国との友好関係の増進に努め、特に東南アジア諸国に對しては、賠償問題の早急なる解決を期し、正常なる国交の樹立を急ぐと共に、経済協力を通じて相手国の繁栄に寄与し、善隣相扶けて世界の平和に貢献したいと考えて居ると、大変立派な看板を立てて居られるのでございます。その現実の成果につきましては、今回の日比賠償問題の行き詰り、従つて日比国交調整のデッド・ロックを来たしたに過ぎないではございませんか。更にインドネシア、ビルマにつきましても、賠償、国交調整共に何らの進展を示さず、インドネシアにおきましては、スダルソノ局長の罷免、賠償問題の停頓等を来たしているのが実情ではございませんか。これらに對しましては、政府の所信を明確にして頂きたいのであります。

第五に、そのみならず、政府のアジア政策につきましては、実は吉田政府と、誠に対米関係において共通点の多い韓国との面においてすら、漁業問題、竹島問題、請求権問題、及び国交調整問題等の完全な行詰りをみているのは、一体如何なる理由によるか。誠に奇々怪々と言わざるを得ないと思存するのであります。然らば、この韓国問題に對する如何なる御所信があるのかを併せて伺つておきたいのであります。

第六に、ジュネーブ会議がいよいよ二十六日から開催されるに至つたのであります。この会議におきましては朝鮮の平和問題、インドシナの平和、停戦問題等、日本の平和と安全に至大な関係のある問題が討議されて居るのであります。これらの重要問題に對し、政府は何ら自主的な外交の方途を持ち合せない。又これを示すことなく、徒らに大國間の話し合ひの推

第二に、予備交渉の停頓ならばいざ知らず、いざしくも全権団が派遣され、正式交渉が開始され、而もその結果が決裂に終つたといふことは、問題の円満なる妥結を一層困難ならしめ、却つて日比兩國間の友好関係に累を及ぼし、延いては日本と東南アジア諸国との関係の打開に重大なる暗影を投ずることになるのであります。政府の責任は極めて重大だと存しますが、如何なるお考えであるかをお示し願ひたいのであります。

第三に、フィリピン側の一部におきましては、大野・ガルシア予備協定の成立の前に、日本側からフィリピン政界方面に對しまして黄白がばら撒かれ、買収工作を行つたといふ主張がなされた由であります。我々は、さういふ日本の責任当局が如何なることをやろうとは信じたかといふのであります。が、而もかかる風評を喚び起した根拠がどこにあるかといふことを考えてみますときに、実は吉田内閣自体が、汚職と疑獄の重大なる疑惑に包まれていたにもかかわらず、政權維持に付き工作にその日を暮らして居るところに、私は根本の原因があると存しますが、この点に對する政府の明確なる所信を伺ひたいのであります。(拍手)

第四に、今後の東南アジア諸国との賠償並びに国交調整について、如何なる見通しと対策をお持ちであるか。この際、明確にして頂きたいのであります。政府は本国会の勢頭におきまして、東南アジア政策推進を大きな立看板にされて居るのであります。即ち首相の施政方針演説の中に、アジアの自由諸国との友好関係の増進に努め、特に東南アジア諸国に對しては、賠償問題の早急なる解決を期し、正常なる国交の樹立を急ぐと共に、経済協力を通じて相手国の繁栄に寄与し、善隣相扶けて世界の平和に貢献したいと考えて居ると、大変立派な看板を立てて居られるのでございます。その現実の成果につきましては、今回の日比賠償問題の行き詰り、従つて日比国交調整のデッド・ロックを来たしたに過ぎないではございませんか。更にインドネシア、ビルマにつきましても、賠償、国交調整共に何らの進展を示さず、インドネシアにおきましては、スダルソノ局長の罷免、賠償問題の停頓等を来たしているのが実情ではございませんか。これらに對しましては、政府の所信を明確にして頂きたいのであります。

第五に、そのみならず、政府のアジア政策につきましては、実は吉田政府と、誠に対米関係において共通点の多い韓国との面においてすら、漁業問題、竹島問題、請求権問題、及び国交調整問題等の完全な行詰りをみているのは、一体如何なる理由によるか。誠に奇々怪々と言わざるを得ないと思存するのであります。然らば、この韓国問題に對する如何なる御所信があるのかを併せて伺つておきたいのであります。

第六に、ジュネーブ会議がいよいよ二十六日から開催されるに至つたのであります。この会議におきましては朝鮮の平和問題、インドシナの平和、停戦問題等、日本の平和と安全に至大な関係のある問題が討議されて居るのであります。これらの重要問題に對し、政府は何ら自主的な外交の方途を持ち合せない。又これを示すことなく、徒らに大國間の話し合ひの推

第七に、政府の賠償問題に對する所信を伺ひたいのであります。賠償問題は、日本の存立可能な経済を維持する範囲内で行うこと、並びに、現金賠償は認めないで、役務賠償を主軸にするという原則を不満として、総額八十億ドル、現金支払等の、実現不可能な主張を続け、且つ一方におきましては、平和条約の批准を拒否する態度をとつて来たのでございます。この間、政府におかれましては、昨春秋、岡崎外相を東南アジアの現地へ派遣し、フィリピンに對しましては総額二億五千万ドルというふうな構想を示して、妥結の途を探究された模様であります。最近に至りまして、大野公使、ガルシア外務大臣との間に、総額四億ドル、期限最高二十年といたしまして、日本側よりの投資とフィリピン国の資源開発を自途といたしまして、その実益が十億ドルに達するような方式によつて解決するといふ予備交渉が成立し、予備協定に両者が署名をいたしましたので、いよいよ、予備協定を基礎といたしまして正式交渉を開始するために、村田大使以下の全権団が正式に任命され、赴任をされたこと承知いたしました。我々は、これらの経緯につきまして、は、あらかじめ政府より何らの御相談を受けたわけではないのであります。従いまして、政府の提案に對しての賛否の態度を明らかにする立場にはないのであります。併し、平和条約の精神に合致し、日本の支払能力を上廻らないような賠償であつて、東南アジア諸国との経済的互惠関係の推進と、延いては政治的親善に資するようなものであるならば、我々は積極的に考慮し、これを好意的に審議するの雅量を持つべきであると考えまして、この見地から、先ず日比両国間の交渉が速かに妥結に達することを期待して参つたものであります。然るに、その後、現地における交渉は、フィリピン

移を見送つてゐるに過ぎないのであります。而も、インドシナの情勢の急迫化に伴い、アメリカは対中共警告の発出、又はPATO、SEATO等の構想の推進、その他の強力外交を推し進め、ソ連、中共、又その外国共産軍に対する軍事的支援を改める気配が見えないのであります。これらの危局に對して、政府はひたすら自主性喪失の一辺倒外交を以てして、果して日本の平和安全の確保と、これがために欠くことのできない東南アジアとの提携を実現し得るとお考えであるかどうか。この際明瞭にして頂きたいと存するのであります。

最後に、東南アジア諸国におきましては、吉田政府の憲法無視と国民生活圧迫による再軍備、更に昨日本院の外務委員会において、我々の反対にかかわらず通過いたしましたMSA協定、これらのアメリカ一辺倒、自主性喪失の外交に對しては、多くの反撥と批判が起つてゐるのであります。

(拍手) これらの政府の外交基本方針の交換なくして、果して東南アジア諸国との融和と提携、親善に如何なる方途があるかにつきましては、重大なる反省を促したいと存するのであります。

(拍手) 以上の諸点につきまして、政府の所信を伺い、時間がありますから、場合によりましては再質問をお許し願いたいと存じます。

日本社会党を代表いたしましたし、以上の諸点についての政府の所信をお聞きいたします。(拍手)

〔國務大臣(河井彌八郎) 御答をい
たします。〕

ファイリピン国と日本との間の賠償交渉が突如として決裂に至りましたことは、誠に残念であります。御指摘のように、これは先方の国内事情が多分にあつたように考えられます。先方の国内事情であり得るだけに、この問題が完全に処理されるまでには、なお忍耐を要すると思われ、併し比島側におきましては、例へばこれは冷却期間を置くものであるとか、或いは日本の支払能力に對して調査団を派遣したいといふような意見もありません。決してこれが決裂ではないし、又今までの交渉が決して無駄になつたとは思わないのであります。今後とも我々は誠意を尽してこの解決に努力したいと思つております。

又、東南アジアに對する賠償問題の解決、これは總理大臣が施政方針の演説にも申しておるところでありまして、政府としては非常な熱意を持っており得るけれども、何分にもこの問題は、相手国のあることでありますので、日本のみが独善的にこれを強行いたしませんことは兩國の、東南アジアとの関係を、親善を深くするゆゑんではない。さう考へておる次第でございます。

(拍手) 爾余の御質問に對しましては、外務大臣からお答をいたします。

〔國務大臣(岡崎勝男) 御答をい
たします。〕

ファイリピンに對する賠償の意見は、從來からずつと承知しておりました。日本側の考へ方といふべく、食い違つておることはよく承知しております。然るにもかかわらず、先般ファイリピンに對する日本の公使との間に話し合ひが成立したものでありますから、勿論我々は從來の如く、

の困難があるにもかかわらず、ファイリピン政府としては、この覚書を基礎として正式交渉を行うことに成算を得たと信する十分なる理由を持つておつたのであります。そこで、先ほど總理大臣から申されたように内部的な困難から、これが停頓をいたしましたことは甚だ残念でありますけれども、併し比島側におきましては、例へばこれは冷却期間を置くものであるとか、或いは日本の支払能力に對して調査団を派遣したいといふような意見もありません。決してこれが決裂ではないし、又今までの交渉が決して無駄になつたとは思わないのであります。今後とも我々は誠意を尽してこの解決に努力したいと思つております。

なお、ファイリピンに對して、何か賄賂といふような、今副總理からもお話がありました。これは、我々が普通新聞に就き新聞ではなくして非常に小さな新聞に、つまり無責任な新聞に出された記事が元になつておりました。勿論かようなことがあるはずはないのであります。この点は大野公使も、又全權も、十分に明らかにいたしておりました。これは全くの根拠なき報道であります。

なお、東南アジア諸国に對してのお話であります。このインドシナは別といたしまして、ビルマやインドネシア等とはまだいろいろ意見の調整を必要としますので、直ちに賠償問題の解決といふところまでは行くのは困難かと思つております。併しながら、政府といたしましては平和条約に基きまして、その義務の履行といふことに強い関心を持ちまして、今後とも誠意を以て交渉をいたすつもりであり、又その

間におきましては、いわゆる中間賠償等も考慮いたしまして、先方に我々の誠意のあるところを十分に認められるようにいたしたいと思つております。

韓国の問題につきましては、しばしば申上げた通りでありまして、日韓会谈未だ再開せられないために漁業の問題と言ひ、その他の問題と言ひ、未だ解決に至らないのは誠に残念であります。我々としては誠意に基き解決を必ず近う行いたい、こう思つて絶えず努力をいたしております。

それからジュネーブ會議の問題についてお話ありますが、これは遺憾ながら只今のところは(遺憾々々ばかり)いやいかと呼ぶ者あり)朝鮮に對して武力を用いた國の代表者を以て交渉の参加國としたしております。日本のごときも非常に關係のある國ではあることは当然であります。この會議に参加いたさないわけでありまして、併しながら、日本といたしましては非常に重大な関連を持つております。ために、韓國に對しては十分の連絡をいたしまして、必要の場合、日本の意見を反映せしむべく努力するつもりであります。又、現地に於ては、萩原公使を派遣いたしました。事實上の連絡を密にいたしております。

又、この東南アジア諸国との關係に對して、この再軍備問題とか、MSA協定締結とか、米國一辺倒外交とか、いふことでは、親善關係は困難ではないかといふお話であります。併し、私も勿論再軍備をいたしているつもりはあります。然るに「あら」と呼ぶ者あり、(笑声)又相互防衛援助協定とかその他の問題は、はかの國でもアメリカ

との關係に對して同様のことをいたしている國が多数あるのであります。又我々の外交方針は現に東南アジアを最も重きを置いて各種の關係の改善に努力いたしているものであります。東南アジア諸國として、日本の実情は十分に了承をして、關係は漸次好転して來ると信じて疑わないのであります。

(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第一、日本國とアメリカ合衆國との相互防衛援助協定の批准について承認を求めめるの件

日程第二、農産物の購入に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日程第三、經濟的措置に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日程第四、投資の保証に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めめるの件(いづれも衆議院送付)

以上、四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。

昭和二十九年四月二十八日 參議院會議録第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めめるの件外三件

七三七

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるとの件外三件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月三十一日

参議院議長 堤 康次郎
衆議院議長 河井彌八郎

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるとの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるとの件

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

国際連合憲章の体制内において、同憲章の目的及び原則を信奉する諸国がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき自衛的措置によつて、国際的平和及び安全保障を育成することを希望し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約に述べられている日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有するとの確信を再確認し、
千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の前文において、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲

章の目的及び原則に従つて平和及び安全保障を推進すること以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふことを、アメリカ合衆国が期待して、平和及び安全保障のため暫定措置として若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持するとある趣旨を想起し、

日本国のための防衛援助計画の策定に当つては経済の安定が日本国の防衛能力の発展のために欠くことができない要素であり、また、日本国の寄与がその経済の一般的な条件及び能力の許す範囲においてのみ行うことができることを承認し、

アメリカ合衆国政府が、前記の目的とするところを達成するためアメリカ合衆国による防衛援助の供与を規定する改正後の千九百四十九年の相互防衛援助法及び改正後の千九百五十一年の相互安全法を制定したことに、これら原則を支持したことを考慮し、

その援助の供与を規律する条件を定めることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 各政府は、経済の安定が国際的平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、及びこの協定の両署名政府が各場合に合意するその他の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従つて、使用に供するも

のとする。いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて使用に供する援助は、千九百四十九年の相互防衛援助法、千九百五十一年の相互安全法、千九百五十一年の相互安全法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定に従つて供与するものとする。

2 各政府は、この協定に従つて受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

3 各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府に対し、この協定に基いて供与される装備又は資材(有償で供与される装備及び資材を除く)で使用に供される当初の用途のために必要でなくなつたものの返還を申し出るものとする。

4 各政府は、共通の安全保障のため、この協定に従つて受ける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する。

第二条

日本国政府は、相互援助の原則に従い、アメリカ合衆国が自国の資源において不足し、又は不足する虞がある結果必要とする原材料又は半加工品で日本国内で入手することができないものを、合意される期間、数量及び条件に従つて、生産し、及びアメリカ合衆国政府に譲渡することを容易にすることに同意する。その譲渡に関する取極に当つては、日本国政府が決定する国内使用及び商業輸出の必要量について十分な考慮を払わなければならない。

第三条

1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏れ、又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。

2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

第四条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、防衛のための工業所有権及び技術上の知識の交換の方法及び条件を規定する適当な取極であつて、その交換を促進するとともに、私人の利益を保護し及び秘密の保持を図るものを作成するものとする。

第五条

両政府は、アメリカ合衆国政府が実施する援助計画に割り当てられ、又は同計画から生ずるすべての資金について、差押その他の法律上の執

行の手続を執ることが援助計画の目的の達成を妨げる虞がある旨をアメリカ合衆国政府から日本国政府に通告したときは、日本国政府が、いずれの人、法人その他の団体、その機関又は政府もその手続を行うことができないように、その資金を積み立て、他の資金から分離し、又はその資金に対する権原を確保するための手続を設ける目的で協議するものとする。

第六条

1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。

a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備品に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除(別段の合意がある場合を除く)。

b 附屬書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし。

2 関税の免除並びに附屬書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定め

るもの以外のものについても行われるものとする。これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法又はその後同法を補正し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

第七条

1 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、この協定に基いて供与される装備、資材及び役務に関するアメリカ合衆国政府の責務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進め、状況を観察する便宜を手えられるものを接受することに同意する。その職員(臨時に任用される職員を含む)でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本国政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特権及び免除を与えられる。

2 日本国政府は、この協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供するものとする。

第八条

日本国政府は、国際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同

昭和二十九年四月二十八日 参議院会議録第四十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件外三件

すること、国際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執ること並びに自国政府が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて負っている軍事的義務を履行することの決意を再確認するとともに、自国の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人力、資源、施設及び一般的経済条件の許す限り自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となることのあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適当な措置を執るものとする。

第九条

1 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約又は同条約に基いて締結された取極をならん改変するものと解してはならない。

2 この協定は、各政府がそれぞれ自国の憲法上の規定に従つて実施するものとする。

第十条

1 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定の条項は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があつたときは再検討することができ、また、両政府間の合意により改正することができる。

第十一条

1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から、日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の書面による通告を受領した日の後一年を経過するまで、引き続き効力を有する。但し、第一条2、3及び4の規定並びに第三条1及び第四条に基いて締結される取極は、両政府が別段の合意をしない限り、なお引き続き効力を有する。

3 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部とする。

4 この協定は、国際連合事務局に登録するものとする。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岡崎 勝男(署名)

アメリカ合衆国のために
ジョン・M・アリソン(署名)

附属書A

アメリカ合衆国政府は、この協定の実施に当り、日本国及び他の国の使用に供すべき需品及び装備を履行可能な場合には日本国内において調

達することを、並びに日本国の防衛生産の諸工業に情報提供し、及びその諸工業の技術者の訓練を促進することを、他の条件の許す範囲内で、できるだけ考慮するものとする。この点に関連して、日本国政府の代表者は、アメリカ合衆国政府が日本国の防衛生産の諸工業の資金調達を援助するよう考慮するならば、日本国の防衛能力の発展は著しく容易になるべきことを述べた。

両政府は、アメリカ合衆国による日本国内における調達を容易にするため、両政府の間に十分な連絡手段を設けることが望ましいことを認める。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

附属書C

両政府は、標準化の原則から生ずる利益を認めて、型及び品質に関し、この協定に基いて供与される援助の効果的な使用及び維持を促進する程度の標準化を達成するため、実行可能な共同措置を執ることが望ましいことに同意した。

附属書D

日本国政府は、共通の安全保障のため、世界平和の維持を脅かす国との貿易を統制する措置を執ることに、アメリカ合衆国その他の平和愛好国の政府と協力するものとする。

附属書E

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第六条の実施のため、次のとおり合意する。

1 第六条1b及び2にいう日本の租税とは、次のものをいう。

a 物品税
b 通行税
c 揮発油税
d 電気ガス税

2 両政府は、この附属書に明示していない日本の現在の又は将来の租税で第六条に定める支出金について適用があると認められるものに関し、免除及び払いもどしを許与するための手続につき合意するものとする。

3 日本の租税の免除及び払いもどし並びに関税の免除は、アメリカ合衆国政府の適当な証明がある場合に行われるものとする。

4 アメリカ合衆国政府が、第六条に基いて関税又は租税の免除を受けて、日本国内に輸入し、又は日本国内で調達する資材、需品及び装備は、日本国及びアメリカ合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて認める場合を除く外、日本国内で処分してはならない。

5 第六条及びこの附属書は、
a 日本国の法令で定める輸入又

は輸出の手續の免除を必要とするものと解してはならず、また、

b 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定その他の現行の協定及び取極に従つて日本国の法令で定める関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものと解してはならない。

附屬書F

- 1 両政府は、この協定によつて供与される援助の進捗よく状況を觀察するアメリカ合衆国政府の責務を第七条に従つて日本国において遂行するアメリカ合衆国政府の職員に対して日本国政府が与えるべき便宜に關し、その便宜が合理的なものでなければならず、且つ、日本国政府に不当な負担となつてはならないことに同意する。
- 2 両政府は、前記の職員で外交特権を与えられるべきものの数をできるだけ少なくすることに同意する。
- 3 両政府は、アメリカ合衆国の国籍を有する前記の職員でアメリカ合衆国大使館の一部とみなされるものの地位が、在日本国アメリカ合衆国大使館に属する相当級の職員の地位と同一であることに同意する。

当該職員は、次の三等級に区分される。

a 同大使館に配属される最上位の將校並びに陸軍、海軍及び空軍各部の先任將校並びにこれらの者の次席者は、アメリカ合衆

国政府の適當な通告があつたときは、完全な外交官たる地位を認められる。

b 第二の等級の職員は、國際慣習により同大使館の特定の等級の職員に認められている特権及び免除(日本国の民事及び刑事の裁判権からの除外、公文書の搜索及び押収の免除、任国を自由に離れる權利、その職員がその個人的使用及び消費のため日本国内に輸入する私有財産に対する関税若しくは類似の租税又は制限の免除で外国海運に關する現行法令を害しないもの、その職員の給料に対する日本の内国税の免除その他の特権及び免除)を享有するものとする。アメリカ合衆国政府は、第二の等級の職員については、外交官用自動車登録番号標、外交団名簿への記載、社交的儀礼その他の外交官たる地位に伴う特権及び儀礼を許退することができる。

c 第三の等級の職員は、同大使館の書記と同等の地位を認められる。

附屬書G

- 1 両政府は、日本国政府が第七条の規定に従つて随時提供すべき経費の額を必要の最少限に制限することに同意する。
- 2 両政府は、また、日本国政府が、1の規定に掲げる経費を提供する代りに、必要な且つ適當な不動産、備品、需品及び役務を使用し供することができることに同意する。

- 3 両政府は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価値については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことに同意する。
- 4 日本国政府による負担は、両政府の間で合意することがある取極に従つて使用に供されるものとする。
- 5 両政府は、さらに、この協定の効力発生の日から千九百五十五年三月三十一日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価値が、その期間において同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、三億五千七百三十万四千二百三十七、三〇〇、〇〇〇円をこえないことに同意する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基く裝備の返還に關する取極

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基く裝備の返還に關する取極

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、本日署名された両国間の相互防衛援助協定に基いてアメリカ合衆国政府が供する裝備及び資材で使用に供される当初の用途のために必要でなくなるものの処分に関し、同協定に基き次の取極を合意する。

- 1 日本国政府の当局は、完成品計画に基いて供与される裝備及び資材で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の目的の達成のため必要でなくなつたものについて、アメリカ合衆国政府に同国の軍事援助顧問を通じて通

報するものとする。もつとも、軍事援助顧問が、前記の協定の第一条3の規定に該當すると認める裝備又は資材について、日本国政府の当局の注意を喚起することを妨げるものではなく、日本国政府は、その通知を受けたときは、当該裝備及び資材を2以下の規定に定める手續に従つてアメリカ合衆国政府に返還することに關し、アメリカ合衆国政府と協議を開始するものとする。

- 2 アメリカ合衆国政府は、第三国への移転のため、又はアメリカ合衆国政府が行うことがあるその他の処分のため、前記の裝備及び資材に対する権原の取得を承諾することが出来る。
- 3 アメリカ合衆国政府が権原の取得を承諾した裝備及び資材は、国外向け船積を必要とするときは日本国のいづれかの港において船側渡しにより、国外向け船積を必要としないときは軍事援助顧問が指定する日本国内の積荷地点において内国運送積込渡しにより、又は自力飛行によつて引き渡すことができる航空機であるときは同顧問が指定する日本国内の飛行場において、引き渡される。
- 4 必要でなくなつたことを日本国政府が通報した裝備及び資材で、アメリカ合衆国政府が再配分し又は返還を受けるためその取得を承諾しないものは、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間で合意するところに従つて処分するものとする。

5 相互防衛援助協定に基いて供与される裝備及び資材の廃品又はくずについては、アメリカ合衆国政府に対しこの取極の1に従つて通報し、且つ、2、3及び4に従つて処分しなければならぬ。アメリカ合衆国政府が取得を承諾しない廃品又はくずは、日本国の防衛努力又はアメリカ合衆国政府が軍事援助を供与しているその他の国の防衛努力を支持するために使用するものとする。

以上の証拠として、署名のために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡崎 勝男(署名)

アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農産物の購入に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月三十一日
参議院議長 堤 康次郎
衆議院議長 河井彌八郎

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めらるるの件

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらるる。

〔参照〕

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

アメリカ合衆国による改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条の規定に基き、同国の余剰農産物の販売及び日本国によるその購入から生ずる相互の利益を考慮し、そのために必要な取極を行ふことを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条に従つて、千九百五十四年六月三十日に終るアメリカ合衆国の現会計年度において総額五千万合衆国ドル(五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の取引を行ふよう努力する。

第二条

購入される個々の品目及び個々の取引の条件は、アメリカ合衆国政府のために対外活動庁が定める手続に従つて、随時両政府の間で合意されるものとする。

第三条

この協定に従つて取得されるべき商品の購入及び利用は、アメリカ合衆国又は他の友好国の通常の市場取引を排除し、又はこれに代替してはならないものと了解される。

第四条

アメリカ合衆国政府は、第二条にいう個々の購入のため必要な合衆国ドルを支出するものとし、日本国政府は、その合衆国ドルの支出の通告があつたときは、日本銀行に設けられるアメリカ合衆国政府の特別勘定に日本円による等価額を積み立てるものとする。

第五条

積み立てられる日本円に対する合衆国ドルの為替相場は、公定の複数基準為替相場が設けられない限り、合衆国ドルに関して日本国政府が定める公定平価で、第四条に定める通告を受領した時に実施されているものでなければならぬ。

第六条

この協定の実施のため必要な細目取極は、両政府の間で合意されるものとする。

第七条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めらるるの件

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらるる。

〔参照〕

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条にそつて農産物の購入のための協定を締結したことに伴い、

経済的安定が国際的平和及び安全保障に欠くことができないことを認め、

アメリカ合衆国政府が、日本国の工業生産及び潜在的経済力の発展を援助する目的で、前記の農産物の購入の結果として生ずる円資金を、この協定に基いて利用する用意を有することを考慮し、

アメリカ合衆国の国民が日本国で行ふ私的投資の促進もまた前記の目的に資することを認めて、

第一条

アメリカ合衆国政府は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第四条の規定に基いて設ける特別勘定に積み立てられる円資金を、合衆国の関係法令の規定及び条件に従つて、次の目的のために使用するものとする。

(1)

アメリカ合衆国政府は、日本国の工業の援助のため、及び日本国の経済力の増強に資する他の目的のため、相互間で合意する条件に従つて、前記の特別勘定から円価額を日本国政府に贈与するものとする。その贈与の合計額は、前記の協定に基いて行われる取引の結果として生ずる当該特別勘定の積立金の総額の二十パーセントの額とする。但し、その額は、一千万

合衆国ドル(一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円価額をこえないものとする。

(2) アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国の軍事援助計画を支持するための日本国内における物資及び役務の調達のため、当該円資金の残額を自由に使用することができらる。

第二条

日本国政府は、アメリカ合衆国政府が日本国政府に対して行ふ贈与から生ずる円価額を積み立てる特別の勘定を設けるものとする。

第三条

日本国においてアメリカ合衆国の国民が行ふことがある私的投資に対する改正後の千九百四十八年の経済協力法第百十一条(b)(3)の規定に基き、アメリカ合衆国による保証は、その私的投資を促進し、及びこの協定の目的の達成に寄与するものであることが合意される。

第四条

この協定の実施のため必要があるときは、両政府の間で細目取極を合意するものとする。

第五条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京でひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎 勝男(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

「審査報告書は都合により附録に掲載」

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井瀧八郎

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

〔参照〕

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

日本国においてアメリカ合衆国の国民が行ふことがある私的投資に対する改正後の千九百四十八年の経済協力法第百十一条(b)の規定に基づき、アメリカ合衆国による保証が、日本国及びアメリカ合衆国に経済的利益をもたらすことを認め、その保証に関する了解を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、アメリカ合衆国の国民が提案した日本国における投資の計画で、改正後の千九百四十八年の経済協力法第百十一条(b)に基く保証を考慮されているもの又はその保証を受けることがあるものに関して協議するものとする。

第二条

日本国政府は、同政府が承認する計画に対してアメリカ合衆国政府が第一条にいう経済協力法の当該条項の規定に従つて与える保証に関し、次のことに同意するものとする。

(1) アメリカ合衆国政府が当該保証に基づき合衆国ドルによる支払をいづれかの者に対して行ふ場合には、日本国政府はその支払の原因が生じた資産、通貨、貸付金その他の財産に対するその者の権利、権原又は利益のアメリカ合衆国政府への移転及びこれに関連して生ずるその者の請求権又は訴訟の原因についてのアメリカ合衆国政府による代位を承認する。日本国政府は、また、当該保証の対象とな

る損失に対して日本国政府の与える補償額が当該保証に基づきアメリカ合衆国政府に移転することを承認する。

(2) 当該保証に基いてアメリカ合衆国政府が取得する四価額には、その取得の時に、当該保証を受ける投資行為と同様の合衆国の国民の投資行為から生ずる私人の資金に与えられる待遇よりも不利でない待遇が与えられ、当該四価額は、アメリカ合衆国政府が非軍事的行政事務費として自由に使用することができらる。

(3) 当該保証に基く支払の結果アメリカ合衆国政府が代位することがある日本国政府に対する請求権は、両政府間の直接の交渉の主題とする。両政府が相当な期間内に合意によつて当該請求権について解決することができない場合には、相互間の合意によつて選定される一人の仲裁人に最終的かつ拘束力のある裁定のため付託する。両政府が三箇月の期間内にその選定について合意することができない場合には、当該仲裁人は、いづれか一方の政府の要請に基づき国際司法裁判所長が指定する者とする。

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

第三条

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎 勝男(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

「佐藤前武君受取 拍子」
○佐藤前武君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准及び農産物の購入に関する協定、経済的措置に関する協定並びに投資の保証に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。
政府の説明によりますと、相互防衛援助協定につきましては、政府は昨年六月、米園議院において成立した相互安全保障法の改正法により、同国がすでに西歐その他の諸国に対して供与している防衛援助が、我が国にも供与され得ることになつたことを承知いたしましたので、我が国の自衛力漸増の既定方針に従い、この援助を同法に基き受けることを希望いたしましたのでありますが、その方針を決定するに先立ち、政府は戦力の保持を禁ずる我が憲法との関係及び我が国経済力との関係において、十分に米園政府の意向を確めておくことを適当と考えまして、これらの点に關する我が方の見解を具して、米園政府の意向を買したのであります。その

結果六月二十四日及び二十六日の日米往復書簡において、彼等の見解が大筋において一致することが明らかとなりましたので、この基礎に立つて昨年七月十五日より東京におきまして援助協定の締結に関する具体的交渉を行なつて参りましたところ、本年三月に入り、両国政府の間で最後の意見の一致を見るに至りました。かくて三月八日、東京においてこの相互防衛援助協定の署名を了した次第であります。

本協定は、十一カ条と附属書七項目から成つておりましたその内容は大部分米園と他の諸国との間の同種の協定とその模を一にするものであります。その中には他国の先例に見られない、我が国の特殊事情に基く特異な規定が設けられておるのであります。即ち、

第一に、相互安全保障法第五百十一条(a)項に掲げられた六条件中、第三の軍事的義務履行の点につきましては、協定第八条において我が国の場合は、日米安全保障条約に基く義務以外に出ないことを明らかにし、又第九条において、本協定が憲法上の規定に従つて実施せられること、及び安全保障条約を何ら改変するものでないことを明らかにしたのであります。

第二に、我が国経済との関連につきまして、前文と第一条において、我が国の防衛力の増強に當つては、経済の安定が不可欠の要素であることを明らかにし、又附属書A項として、他面我が防衛産業助長のため、日本及び第三国用の装備、資材の我が国における調達、防衛産業に対する情報の提供、技術者の訓練に関する規定をも設けたのであります。平和を脅威する国との貿

易の統制につきましては、米國と他の國との協定の先例に鑑み、且つ我が國の國運協力の方針に照らし、これを約束して差支えないと認めましたが、先の本院の決議の次第も十分に尊重いたしました。附屬書D項において、我が國は米國その他の平和愛好國との目的のため協力する趣旨を掲げるに留めたる次第であります。

又、軍事援助顧問団の性格につきましては、第七條においてこれを大使の指揮の下に行動するものと規定し、その員数及び行政事務費につきましては、附屬書G項において我が國財政状況にも鑑み、これを最小限度にとどめることを定めた次第であります。

以上の諸点につきましては、今次協定の交渉の過程において取扱に慎重を期し、従つて交渉も意外に長引いたのであります。我が國の特殊事情に對する考慮は十分に織込み得たと信ずるのであります。

次に、その内容を条項別に要約いたしますと、前文には、この協定が國連憲章、對日平和條約及び日米安全保障條約の趣旨に副うものであり、經濟の安定が日本國の防衛能力發展のために不可欠の要素であることを述べておられます。

本文におきましては、一、裝備、資材、役務等の援助の供与、その効果的使用、不要となつたものの返還及び廢渡の制限について規定し、二、日本國政府が米國において不足する原材料又は半加工品で、日本國內で入手し得るものを讓渡する旨を規定し、三、秘密の物件、役務又は情報についての秘密保持の措置及び弘報処置について定め、四、工業所有権及び技術上の知識の交換に關する取極を作ること、五、

援助資金の差押防止に關して協議することを定め、六、日本國が許すする關稅及び内國稅の免除と、附屬書E項に掲げる日本の租稅の免除について規定し、七、日本國政府がこの協定に基く援助の進捗状況を觀察することを主たる任務とする米國政府の職員を接受すること、及び行政事務費として米國政府に円資金を提供することを規定し、八、米國の相互安全保障法第五百十一條(a)項の六條件に關連し、日本國政府が再確認し、又は受諾する義務について規定し、九、本協定と日米安全保障條約との關係及び本協定が兩國の憲法上の規定に從つて実施されるべきことを明らかにし、十、本協定の實施に關する兩國政府の協議並びに本協定の再檢討と改正について定め、十一、本協定は、米國政府が日本國政府から、この協定を批准した旨の書面による通告を受領したその日に効力を生ずること、及び本協定は、協定終了に關する通告を受領した日の後、一年を経過するまで効力を有する旨、又、附屬書は、この協定の不可分の一部であること、本協定は國際連合事務局に登録することを規定してあります。

次に、附屬書におきましては、世界平和を脅かす諸國との貿易統制の措置について協力する旨を定めたほか、おむね本文条項の細目につき規定してあります。

次に、相互安全保障法第五百五十條に基く農産物の円貨による購入及びその円貨の使用に關して、同じく三月八日に、一、農産物の購入に關する協定、二、經濟的措置に關する協定の署名を了しました。前者は、米國の余剩農産物につき同國の現會計年度におい

て、總額五千万ドルの取引を行うことを目的とし、日本國政府は、この購入代金を米國政府の特別勸定に円貨で積立てる旨を定めており、後者は、農産物の購入代金たる五千万ドルに相當する円貨のうち一千万ドル相當分は、贈与として我が國に供与され、残りの四千万ドル相當分は、米國が日本における域外買付に使用することを規定してあります。これは防衛産業の強化と我が國經濟的發展に役立つものと考へます。購入すべき農産物として、小麦五千万トン、大麦一千万トンを予定してありますが、これは外貨を使用せず、円で購入し得る点及びその價格が國際小麦協定の價格と同様の廉價なる点を考慮すれば、相當有利な條件で、我が國食糧事情の緩和に寄与するものと考へてあります。

又、今回同時に署名をいたしました投資保証協定は、我が國の外貨事情等により、米國の民間投資の元本及び収益のドル交換が不可能となつた場合、並びに当該投資財産が日本國內で取用された場合に、米國政府は投資家にドルによる補償を与えると同時に、その債権を繼承することを内容とするものであります。これは米國の民間投資者が米國政府の保証により安心して我が國に資本投下をなし得る途を開かんとしたものであります。

これを要しますに、今回署名せられた相互安全保障關係協定は、我が國の防衛力の増強と併せて我が國産業の助長發展に資することを目標とするものであります。政府としましては、これら諸協定が我が國の自立自衛の達成に貢献し、又、これにより日米兩國の協力は更に強固の度を加へ、

延いて自由諸國の安全保障と世界平和の維持に寄与せんとする我が國の意圖の實現に一步を進めたものと考へる次第であります。以上が政府の説明でありました。

これら四件は、先ず本會議に上懸され、政府の説明と質疑が行われた後、三月十九日外務委員會に付託されたのであります。委員會は四月八日より審議を開始し、爾來農林及び内閣、大藏委員會との連合審査会を合せ十四回に亘つて慎重審議を行いました。この間、吉田内閣總理大臣、岡崎外務大臣、木村國務大臣及び政府委員との間に詳細且つ活潑なる質疑応答が行われ、又、これに先立ち委員會は二日間互つて公聴会を開催し、憲法、國際法、軍事、技術、經濟の各分野における學識経験者の意見を聴取いたしました。

次に、質疑の要点を取りまとめ御報告いたします。先ず、M.S.A協定は憲法に違反するとの考へ方があるが、條約と憲法とはいずれが優先するかの問題が、憲法違反の條約は無効か。政府は憲法を執善的に解釈して、事實上再軍備を行なつては、これは非民主的ではないか。との質問に対し、「憲法と條約といずれが優先するかの問題は、學者間では見解が分れており、我が國憲法の條章を見てもはつきりしてはいないが、一つの手がかりとなる点は、憲法と條約が、その改正又は締結の手續において難易の別を設けてあることである、これによつて判断すると、條約が憲法に優先するとは考へられない。

憲法の條約は、國內法的には無効かと思ふ。これが國際的に無効かどうかは憲法の問題ではない。併し、

條約は憲法の範圍内で締結するのである。憲法に違反した條約は結ばない。又、これまでに確立した國際法規には、我が國憲法に違反することきものは存してないと信ずる。政府はみずからの所信と解釈に従ひ、その責任において政策を遂行している。そして予算の審議等を通じて、常に國會に諮つて再軍備の既成事実が上るといふことはあり得ない。との答弁があり、次に、「M.S.A協定第八條中に、一、自國の防衛力と自由世界の防衛力の發展及び維持に寄与し」とあるのは、新たな義務であり、且つ、軍事的義務を負ふことになりはしないか。防衛力増強は具體的に言つてどこまで行けば戦力になるのか。米國が日本に對し、今日以上に大きな軍備を要求して来たらどうするか。M.S.A援助と我が國防衛計画とは表裏一体の關係にあり、米駐留軍の引揚げと防衛力増強とが相関關係にある以上、防衛力増強について長期計画があるべきではないか。米駐留軍の現存兵力はどのくらいか。日本の自衛力がどの程度になれば米駐留軍は撤退するかの。等の質問に對しましては、「防衛力増強に寄与することは義務だと考へる。これを軍事的義務と解するかどうかは各自の見方によるであらう。戦力についてはどれだけの裝備があれば戦力になるか、その具體的數字を挙げることはできない。一般的社會通念に基いてきめるよりほかはない。米國が駐留軍を漸減すると言へば、我が國としてはこれに應ぜざるを得ない。防衛力増強は初めから日本が自主的にきめることになつておる。米國が日本に對し、龐大な防衛力を要

求して来るようなことは全然ないと考
えておるが、仮にかかる要請があつた
としても、国力に相応しない軍隊は持
つべきでないと思ふ。M S A援助と
防衛計画とは理論上関係はない。我が
方に防衛力増強の計画があるときにM
S Aの援助の問題が起つたので、結果
的に関係ができたのである。防衛力増
強の長期計画を持つことは常識的であ
り、これができれば結構である。併し
我が国の経済力との関係もあり、又原
子力研究の進歩と共に、米国ではニ
ュー・ルックと称し、国防計画を変更
せんとしておる情勢でもあるので、日
本として長期計画を立てることは時期
尚早であり、又それはできないと思
ふ。米駐留軍の現存兵力は、先方が秘
密にしていて全くわからないから、た
だ推測するに過ぎない。我が自衛力を
どの程度に増強する必要があるかにつ
いては、まだ的確な結論は出ていな
い。現実には我が自衛力増強の程度に
応じて駐留軍が引揚げることになるの
であつて、駐留軍の撤退はここ数年間
は望めないと思ふ。撤退は一般に希望
するところであるが、その実現は容易
でなく、先ず我が財政力の強化を図る
ほかはない。現存の米駐留軍は、陸海
空の力を総合すると戦力に該当するも
のと解せられる。従つて駐留軍に代る
程度の自衛力増強は、憲法上できな
い。現在の志願制度の下で行い得る自
衛力増強にはおのずから限度があり、
二十二、三万以上の増強は徴兵制度に
よらなければ実行不可能であり、徴兵
制度は憲法上許されない。自衛力増強
計画は、昭和二十九年分だけきまつ
たので、昭和三十年分については、立
つてゐるが、実際の計画は立てていな
い」との答弁がありました。

又、「日本の基本的防衛方針は、一國
防衛主義によるのか。それとも集団防
衛主義によるのか。集団防衛とすれ
ば、二國間と多数國間集団防衛とのい
ずれの方式をとるのか。大西洋条約機
構アングラスのごときものには不賛成
か。昨今P A T O、即ち太平洋条約機
構とか、S E A T O、即ち東南アジア条
約機構等の構想について論議されてい
るが、かかる地域的集団安全保障体制
に対する政府の見解如何」との質問に対
しては、「我が国の防衛方針について
は、当面は日米安全保障条約によつて
立てられた二國間集団防衛形式を維
持して行くわけである。政府は集団防
衛について常に考へており、国際連合
の集団防衛には強い希望を持つてい
る。地域的集団安全保障体制について
は、原則的に言へば、兵力提供の義務
がなければ、因連憲章の下での地域的
機構は結構だと思ふが、太平洋条約機
構のごときに対しては非常な考慮を要
する。現に濠洲、ニュージランド、
東南アジア諸國の日本に対する誤解は
まだ解消してないし、やもすると
日本の経済侵略などと言われたりする
状況であるから、地域的集団安全保障
体制に参加することは、外国の側から
見れば、日本が彼らの信用を回復する
ことが必要であり、又内から見れば、
これによつて日本がいろいろの義務を
負わねばならないから熟慮を要する問
題である。日本がかかる機構に参加す
ることには、外国中に反対の空氣が多
いだらうし、又日本はこれに招請を受
けていない。従つて仮にこのままで加
入するとしても、各國の誤解は深まる

ことがあつても、解消することは
であらう。今日日本として肝要なこと
は、先ず国内の態勢を整へることであ
る」との答弁があり、次いで、「現在日本
の所有する自衛権は、国際法上認められ
るものではなく、対日平和条
約、国連憲章第五十一条等による限定
された意味の自衛権であつて、攻撃を
受けて始めて発動するものではない
か。自衛権によれば武力行使が認めら
れ、従つて戦争が認められるのか。日本
が領土の外から武力攻撃を受けた場
合、自衛権の発動により、他國の領土
に入つて行つてまで武力行使はできる
のか。この協定により、日本は自由世
界防衛の義務を負うに至つたと考へる
が、この点につき、海外派兵をしない
ことをはつきりさせるため、協定に留
保を付する考へはないか。國民が納得
しない海外派兵などしないことを法的
に裏付けるため、協定中にこれを明記
することが必要ではないか。協定第一
条中に、日米兩國政府が合意すれば、
第三國に対し、裝備、資材、役務等を
供与する旨を規定しているが、インド
シナへも供与するのか。裝備、役務と
は何か。若し日本がインドシナに關する
自由諸國の統一行動に参加を求められ
たらどうするか」と等の質問に対し
ては、「自衛権の狭義の解釈には同意
である。ただ日本が攻撃を受けた場
合、國連が措置をとるまでの間、日本
は一般国際法の認める自衛権をも当然
有するものと思ふ。自衛権は國の生
存権であつて、獨立國として当然に
する固有の権利である。憲法第九條
第一項で國權の発動と武力行使を禁
止しているのは、國際紛争解決の手
段としてであつて、それ以外の場合

ならいわけであるが、同條第二項
で、戦力と交戦権を否認しているが
ら、如何なる場合に戦力を以てする
戦争はできないことになる。併し自衛
権のためなら、それが国際法上認めら
れる自衛権の限界内においてであれ
ば、武力行使は許される。武力行使は
必ずしも戦争になるとは限らない。自
衛権の及ぶ範囲については、理論と実
際とは違ひ、四辺海に囲まれる日本
は、陸続きの歐州諸國とは事情が違つ
ており、むづかしい問題であるが、他
國の領土の中にまで追いかけること
は、自衛権の範囲内ではなからうと思
ふ。協定第一條中の規定は、日本が米
國から受けた援助のうち、不要になつ
たものを他國の使用に供するといふの
であつて、即ち米國とM S A協定を結
んでゐる國にはこれを供与することが
できるわけであるが、この規定が適用
されるのはすつと後のことである。こ
の協定は、憲法上の規定に従つて実施
するのであるから、役務のうち軍事
的役務を含むことが心配はない。次
に、この協定は裝備、資材等の援助を
受けて、日本の防衛力を強めるためのも
のであつて、海外派兵のごときを問題
にする協定ではない。海外派兵は夢想
だもしないことであり、どこからも誘
いをかけられたこともない。この問題は
日本政府がみずからきめることであつ
て、派兵をしないことを他國によつて
保証してもらふべき筋合ひのものでは
ない。かように本協定はこの問題と何
ら關係のないものであるが、國民の間
に不安を抱く向きもあるが、念のた
めその趣旨を協定調印の際の挨拶のう
ちで述べたのである。それで十分だと
思ふ。従つてこの協定に留保を付した

り、このことを明記したりする必要が
あるとは考へない。海外派兵は國民が
希望すれば別だが、國民の多くはこれ
を欲しないであらうし、仮に憲法上可
能であつても、これはすべきことでは
ない。さうなことは政府は全然考へ
ていない。日本に対して若しインドシ
ナについての統一行動への参加要求が
あつたら断るはほかはない。又日本の
国力がこれを許さない」との答弁があ
りました。

又「日本にとつては中ソとの國交が
調整されないままに、M S A協定によ
つて、米國との連繫が進む点に一つの
不安がある。中ソとの國交調整は積極
的に進むべきではないか、政府の構想
はどうか」との質問に対し、「趣旨は同
感であるが、中ソの問題は、日本だ
けの問題ではなく、世界の問題であ
る。この問題が解決すれば、現在の國
際緊張は殆んど解決されるであらう。
日本はこれによつて直接利益を受ける
のであるが、問題の解決には時が必要
である。解決方法としては、日本だけ
の力でなく、集團的結合による國際的
決とか、中ソに対する第三國からの助
言なども考へられるが、問題は國際的
空氣が緩和すること、どういふ方法
で接触し、交渉するかという点にあつ
て、今のところ具体的方策は持つてい
ない」との答弁がありました。

又、「農産物買付総額は幾らになる
のか。買付価格と国内での売渡価格の
開きから生ずる利得金はどう処置する
のか。来年度もM S A法による農産物
の買付をするつもりか。贈与分の千方
ドルに相当する円貨はどう使うのか」と
の質問に対しては、「現在賣の市場価
格は平均トシ当り七十六、七ドルであ

るから、買付総額は予定の五千万ドル一ぱいにはならない。大体小麦六万トに相当する金額が残ることになると思ふが、この残額は小麦などの買付に用いることになるであろう。買付と売渡価格との差額は、すでにこれを予定して、食糧の輸入補給金の予算中に繰込んである。来年度の小麦輸入量の見直しは、作柄にもよることであるが、人口の自然増と粉食の増加等のため、国内の小麦の需要増加が予想されるので、平年度の平均輸入量百五十万トンを上廻り、大体昨年程度の輸入が必要となると思ふ。従つて来年度もMSA法による買付は望ましく、これについては新たに先方と交渉するわけである。贈与分三十六億円は、開発銀行を通じての融資に用いる方針であつて、今回は防衛産業のために使用するにきまつてゐるが、今後農産物の買付の際、贈与分が与えられる場合は、一般産業にも用い得るよう努力するつもりである」との答弁でありました。その他の詳細は会議録によつて御承知をお願いいたします。

委員会は四月二十七日質疑を了し、引続き討論に入りましたところ、先ず中田委員は、「社会党を代表して本件に反対の討論をするものである。第一に、MSA協定に浮彫りされた政府の外交政策は、曾つて日独伊同盟が我が国を破局の運命に導いたと同じ轍を踏む虞れが多分にある。政府は平和条約、日米安保条約によつて米國に追随し、遂に西歐陣營に踏み切つた、対米一辺倒の危険な吉田外交に強く反対する。第二に、MSA機構に入り込むのは、米國の世界政策に我が國の運命を従属せしめることである。この協定の根拠法

たる相互安全保障法は、米國の利益を目的とするものである。即ちMSA協定は、米國が日本をして中ソ兩國を牽制せしめんとするものであつて、これは戦争への道である。米國が極東において目指すのは、共産勢力を抑えるだけであつて、蔣政権を再び中国本土に返さんとするものである。我々は現在の米國の政策に反対し、眞の意味の親米政策を樹立せんことを希望するものである。第三に、この協定は、平和と安全保障に對し個別的及び集團的安全保障を無条件に信奉し、新たな要素である原爆、水爆等の兵器の發展に何らの考慮を払つてゐない。米國の要請のみによつてなされた自衛力の増強は、何ら我が國の安全保障にはならない。第四に、この協定は憲法に違反し、且つ新たな軍事義務を負つてゐる。それは協定第八条によつても明らかである。又政府はMSA協定に照応して防衛関係二法案を提出した。それによれば、直接間接侵略に對する防衛任務を規定してゐるが、これは交戦権を想定しており、現行憲法に違反することは明白である。又協定第九條第二項の規定も何ら違憲性を阻却するものではない。第五に、援助とは名のみであつて、負担のみ多く、又、援助の受諾は我が國經濟の自立を危くし、國民生活を根柢より破壊する。これを要するに、米國の原爆、水爆の独占が破れた今日、MSAを受けて、對立する米ソ兩陣營の一方につくことは、何ら我が國の安全を保障するものではない。隣りに敵國を作らない自主中立こそ最良の安全である。今、我が國のなすべきことは、未開印國との國交を調整し、經濟の自立体制を確立し、國民生活の

安定を計ることである」と述べられ、次に、鹿島委員は、自由党を代表し、MSAの軍事援助を受ける要なしとか、米國に日本が従属するとか、本協定が國民生活を圧迫し、經濟を困難に陥れるとかの反対論を反駁せられ、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、我が國が政治經濟上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

次に、鹿島委員は、自由党を代表し、MSAの軍事援助を受ける要なしとか、米國に日本が従属するとか、本協定が國民生活を圧迫し、經濟を困難に陥れるとかの反対論を反駁せられ、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、我が國が政治經濟上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

次に、鹿島委員は、自由党を代表し、MSAの軍事援助を受ける要なしとか、米國に日本が従属するとか、本協定が國民生活を圧迫し、經濟を困難に陥れるとかの反対論を反駁せられ、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、我が國が政治經濟上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

次に、鹿島委員は、自由党を代表し、MSAの軍事援助を受ける要なしとか、米國に日本が従属するとか、本協定が國民生活を圧迫し、經濟を困難に陥れるとかの反対論を反駁せられ、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、我が國が政治經濟上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

次に、鹿島委員は、自由党を代表し、MSAの軍事援助を受ける要なしとか、米國に日本が従属するとか、本協定が國民生活を圧迫し、經濟を困難に陥れるとかの反対論を反駁せられ、「MSA協定が万一成立しなかつた場合には、我が國が政治經濟上甚大な損害を受ける」旨を指摘して本件に賛成の意を表せられました。

定は、二國間の共同防衛協定であり、安保条約による軍事的義務以外には含まないといふ政府の説明は納得がいかない。かかる安保条約から本協定への推移は極めて重大な國策の変化を示してゐる。又この協定から、太平洋同盟条約、東南アジア条約機構等に發展するのではないかとの疑念に對し、政府が明確な説明を与えてゐないことも遺憾である。四、アメリカとの共同防衛、自由世界の防衛能力に對する寄与並びに日本の防衛力増強等の義務を規定する本協定は、憲法第九條に違反する疑が濃厚であるが、この点に關する政府の答弁は甚だあいまいである。五、次に本協定自体は双務的安全保障条約であるから、理論上海外派兵への道が開かれてゐることは否定できない。然るに政府がこれを明確に禁止する措置を講じてゐないことは容認し得ない。六、顧問團の任務は日本の自主獨立を侵害する虞れがあると認められるが、政府の答弁は納得することができない。七、經濟援助については、仮に政府の言ひごとく若干の經濟援助となつてゐても、他面再軍備に要する龐大な経費を考えると、財政經濟上の負担は差引き極めて重いものとなる。八、最後に、對共産國貿易の制限を、あらためて条約上の義務として認められたことは、我が國經濟自立のための外交の本義にもとるものと思ふ。

以上理由によつて反対の意向を表明する」と述べられました。

以上理由によつて反対の意向を表明する」と述べられました。

協定の諸般の義務は憲法違反にはならないものであるから、本件に賛成である。ただ、MSA協定による防衛力増強は現憲法で許される限界点であると思ふ」等の意見を述べられました。

次に、高良委員は、緑風会数名の意見と婦人層並びに青少年の願望を代表して、「アジアの危機と、アメリカの經濟的破局を避けるため、人道的立場に立つて、本協定に反対する義務を有するものと信ずる。國連憲章第二条において全世界が希求するごとく、平和と安全と正義は平和手段によるべきであつて、武力行使は厳に慎むべきものである。然るに、この協定は、自衛の名の下に日本再武装を義務付けるものである。戦力を放棄した日本國民が、軍隊であり戦力である陸海空軍を持つことは憲法違反である。眞に祖國自衛のためだけの防衛力は、国力に應じた警察予備隊を以て足れりとする。この協定は多数國間の域外買付の名によつて戰略兵器の國際的基地化を図るものである。原、水爆戰の脅威を目前にして、人類を滅から救うためには、國連憲章と日本憲法の眞精神に立脚しなければならぬ。そして日本は、MSA援助を受けないで、平和に貢献する強い決意を持つ國となること、アメリカに對して眞の友情であり、又アジア諸國並びに共産陣營へ貢献し得るゆえんであると信ずる。日本の自衛隊が米國にとつて集團安全保障の大きな力となるであろうとの過大な期待を持たせることは、日米の眞実な友情を損なう危険が強いので、本件に反対する」と述べられました。

以上理由によつて反対の意向を表明する」と述べられました。

昭和二十九年四月二十八日 參議院會議録第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるとの件外三件

最後に、鶴見委員は、改進黨を代表し、「この協定には多くの不安と不満があるが、戦後、自由を回復した日本が、本協定によって自由諸国と協力し、世界国家への考を持つて国際連合の方向へ進まんとし、又建設的な道を歩まんとしているものであるから、これに賛成である。ただ、この際政府に對し、本協定の実施に當つては、日本の自主獨立性を貫くよう遺憾なきを期するよう警告し、注意を促したい」との旨を述べられました。

これを以て討論を終結し、四件を一括して採決を行いましたところ、これら四件は承認すべきものと多数を以て決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) これにて、暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩
午後四時十四分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

日程第一より第四までの四件に對し、討論の通告がございます。順次発言を許します。佐多忠隆君。

〔佐多忠隆君登壇、拍手〕

○佐多忠隆君 只今上程されました日米相互防衛援助協定の批准、農産物購入に關する協定、経済的措置に關する協定、投資の保証に關する協定の締結について私は日本社会党を代表して徹底的に反対する意思を表明いたします。(拍手)

反対の理由を申述べます前に、先ず国際的、国内的重要性を持つ協定や法案の審議を促進するためとして、檢察官をすら不当に弾圧をした吉田首相自

身が、この極めて重要な日本の運命を決すべき協定を審議する當議場に出席しないことに對して誠に遺憾の意を表するものであります。(拍手)

この日米相互防衛援助協定に反対する理由の第一は、これらの協定が吉田内閣の誤つた国際情勢の見通しと外交方針の下に結ばれ、我が日本国の平和と獨立と安全を保障するどころか、むしろ日本国とアメリカへの隷屬を強め、戦争の危機を迫りやるからであります。世界は申すまでもなく米ソをめぐる二大陣營の對立の渦巻の中にあります。これに処して吉田内閣は自由諸国と協力し集團的に安全を保障するといふ名の下に、この援助協定を通じてアメリカ合衆国と政治的な反共軍事同盟を結んだのであります。これは現在の對立世界では、力による平和、より強力な軍事力によつて他方を圧伏する以外には平和なしとする、アメリカの軍事外交政策に追隨するものにほかなりません。これが日本をアメリカに隷屬せしめ戦争の危機に迫りやることは必然であります。この日米相互防衛援助協定は、その前文を初め隨所に國際連合憲章の原則を謳つております。ところが國際連合の原則とは、本来は政治的、社会的体制を異にしながらも、それらの各国が一つの世界を造り、殊に大國の協力の上に世界の平和を築くといふことであります。その後二大陣營の對立が激化をし、朝鮮動亂に及んで、兩陣營のおの／＼は軍事力によつて他方を圧伏して平和を招来しようとして戦争に訴えました。併し数年に亘つて死闘を続けたにかかわらず、勝敗の決

は得られず、いたずらに多数の尊い人命を失ひ、国土を荒廢に掃せしめるに過ぎませんでした。ここにおいて世界の平和は、相對立する陣營においてすら話合ひによる以外にないことが自覺され、世界は大きくその方向へ転換をいたしました。(拍手)平和を愛好する諸國民が、殊に世界の勤勞大衆が、この平和の方向へ大きな圧力をかけたことは言うまでもありません。去る二十

場から我々は、日米相互防衛援助協定に強く反対をせざるを得ません。反対の第二の理由は、この日米相互防衛援助協定が明らかに我が国の平和憲法に違反するからであります。(拍手)我が国はこの協定によつて、アメリカ合衆国から軍事援助を受ける代償として、日本の防衛力を増強し、防衛能力の増強に必要なあらゆる措置をとり、再軍備と軍需動員の義務を負ふこととなり得ます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)日米安保条約で日本がアメリカから期待をされていたものが、今やこの協定によつて新たに國際的義務となつたのであります。日本はこの協定によつて、再軍備しなければなりません。さればこそ吉田内閣は、国内的には防衛庁法、自衛隊法によつて外部からの侵略に對する防衛をその任務とする自衛隊を設け、陸上、海上、航空の各自衛隊に分け、それを急速に増強しようとしております。これが陸海空軍であり、戦力であることは余りにも明白であります。(拍手)我々日本國民は憲法において、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段として

は永久にこれを放棄し、そのために陸海空軍その他の戦力はこれを保持せず、國の交戦権は認めないことをおごそかに誓つております。とすれば、自衛隊を設け、それを増強し、再軍備を本格化することが憲法に違反することは何人にも明白な事実であります。(拍手)この協定の結果として増強される自衛隊を戦力なき軍隊などと称して憲法違反でないと言ふ者がごときは、白馬は馬にあらずとする詭弁に過ぎません。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)吉田内閣のこの態度は、我々日本國民を愚弄し、日本國憲法の尊嚴を冒すものであります。(拍手)この増強される自衛隊の内容、殊にその長期計画については、政府は口を緘して語りません。保安庁法第八次案(岡崎さんよく聞きなさい」と呼ぶ者あり)保守三党案として伝えられるところにより、まず人を三カ年後には十個師團、十八万人に、海上は現在艦艇五万五千トン、人員一萬一千人を五カ年後には十五万五千トン、三萬五千人に、航空は等から五カ年後には航空機一萬二千、人員五萬人に増強する計画であります。而もこの陸上自衛隊は、機関砲、無反動砲、ロケット、ランチャー、追撃砲、榴弾砲、加農砲、高射砲、戦車、装甲車、トラクター等によつて重裝備をされております。普通科師團でも旧陸軍の四・八倍の火力を持ち、その射程や発射速度を勘案すれば六倍から八倍にもなります。機甲師團のごときは旧師團の実に十三倍から十六倍の火力を持ち、これに戦車の威力を加えると十五倍から二十倍に達すると言われております。海上自衛隊は七千トンの軍艦、二千トンを超える駆逐艦、千六百トンの潜水艦を備え、航空自衛隊はジェット機すら持つております。これらの陸上、海上、航空の自衛隊が陸海空軍でなく戦力でないと言ひ得る者は厚顏無恥な吉田内閣以外にはありません。(拍手)

この日米相互防衛援助協定に反対する理由の第一は、これらの協定が吉田内閣の誤つた国際情勢の見通しと外交方針の下に結ばれ、我が日本国の平和と獨立と安全を保障するどころか、むしろ日本国とアメリカへの隷屬を強め、戦争の危機を迫りやるからであります。世界は申すまでもなく米ソをめぐる二大陣營の對立の渦巻の中にあります。これに処して吉田内閣は自由諸国と協力し集團的に安全を保障するといふ名の下に、この援助協定を通じてアメリカ合衆国と政治的な反共軍事同盟を結んだのであります。これは現在の對立世界では、力による平和、より強力な軍事力によつて他方を圧伏する以外には平和なしとする、アメリカの軍事外交政策に追隨するものにほかなりません。これが日本をアメリカに隷屬せしめ戦争の危機に迫りやることは必然であります。この日米相互防衛援助協定は、その前文を初め隨所に國際連合憲章の原則を謳つております。ところが國際連合の原則とは、本来は政治的、社会的体制を異にしながらも、それらの各国が一つの世界を造り、殊に大國の協力の上に世界の平和を築くといふことであります。その後二大陣營の對立が激化をし、朝鮮動亂に及んで、兩陣營のおの／＼は軍事力によつて他方を圧伏して平和を招来しようとして戦争に訴えました。併し数年に亘つて死闘を続けたにかかわらず、勝敗の決

は得られず、いたずらに多数の尊い人命を失ひ、国土を荒廢に掃せしめるに過ぎませんでした。ここにおいて世界の平和は、相對立する陣營においてすら話合ひによる以外にないことが自覺され、世界は大きくその方向へ転換をいたしました。(拍手)平和を愛好する諸國民が、殊に世界の勤勞大衆が、この平和の方向へ大きな圧力をかけたことは言うまでもありません。去る二十

場から我々は、日米相互防衛援助協定に強く反対をせざるを得ません。反対の第二の理由は、この日米相互防衛援助協定が明らかに我が国の平和憲法に違反するからであります。(拍手)我が国はこの協定によつて、アメリカ合衆国から軍事援助を受ける代償として、日本の防衛力を増強し、防衛能力の増強に必要なあらゆる措置をとり、再軍備と軍需動員の義務を負ふこととなり得ます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)日米安保条約で日本がアメリカから期待をされていたものが、今やこの協定によつて新たに國際的義務となつたのであります。日本はこの協定によつて、再軍備しなければなりません。さればこそ吉田内閣は、国内的には防衛庁法、自衛隊法によつて外部からの侵略に對する防衛をその任務とする自衛隊を設け、陸上、海上、航空の各自衛隊に分け、それを急速に増強しようとしております。これが陸海空軍であり、戦力であることは余りにも明白であります。(拍手)我々日本國民は憲法において、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段として

は永久にこれを放棄し、そのために陸海空軍その他の戦力はこれを保持せず、國の交戦権は認めないことをおごそかに誓つております。とすれば、自衛隊を設け、それを増強し、再軍備を本格化することが憲法に違反することは何人にも明白な事実であります。(拍手)この協定の結果として増強される自衛隊を戦力なき軍隊などと称して憲法違反でないと言ふ者がごときは、白馬は馬にあらずとする詭弁に過ぎません。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)吉田内閣のこの態度は、我々日本國民を愚弄し、日本國憲法の尊嚴を冒すものであります。(拍手)この増強される自衛隊の内容、殊にその長期計画については、政府は口を緘して語りません。保安庁法第八次案(岡崎さんよく聞きなさい」と呼ぶ者あり)保守三党案として伝えられるところにより、まず人を三カ年後には十個師團、十八万人に、海上は現在艦艇五万五千トン、人員一萬一千人を五カ年後には十五万五千トン、三萬五千人に、航空は等から五カ年後には航空機一萬二千、人員五萬人に増強する計画であります。而もこの陸上自衛隊は、機関砲、無反動砲、ロケット、ランチャー、追撃砲、榴弾砲、加農砲、高射砲、戦車、装甲車、トラクター等によつて重裝備をされております。普通科師團でも旧陸軍の四・八倍の火力を持ち、その射程や発射速度を勘案すれば六倍から八倍にもなります。機甲師團のごときは旧師團の実に十三倍から十六倍の火力を持ち、これに戦車の威力を加えると十五倍から二十倍に達すると言われております。海上自衛隊は七千トンの軍艦、二千トンを超える駆逐艦、千六百トンの潜水艦を備え、航空自衛隊はジェット機すら持つております。これらの陸上、海上、航空の自衛隊が陸海空軍でなく戦力でないと言ひ得る者は厚顏無恥な吉田内閣以外にはありません。(拍手)

この日米相互防衛援助協定に反対する理由の第一は、これらの協定が吉田内閣の誤つた国際情勢の見通しと外交方針の下に結ばれ、我が日本国の平和と獨立と安全を保障するどころか、むしろ日本国とアメリカへの隷屬を強め、戦争の危機を迫りやるからであります。世界は申すまでもなく米ソをめぐる二大陣營の對立の渦巻の中にあります。これに処して吉田内閣は自由諸国と協力し集團的に安全を保障するといふ名の下に、この援助協定を通じてアメリカ合衆国と政治的な反共軍事同盟を結んだのであります。これは現在の對立世界では、力による平和、より強力な軍事力によつて他方を圧伏する以外には平和なしとする、アメリカの軍事外交政策に追隨するものにほかなりません。これが日本をアメリカに隷屬せしめ戦争の危機に迫りやることは必然であります。この日米相互防衛援助協定は、その前文を初め隨所に國際連合憲章の原則を謳つております。ところが國際連合の原則とは、本来は政治的、社会的体制を異にしながらも、それらの各国が一つの世界を造り、殊に大國の協力の上に世界の平和を築くといふことであります。その後二大陣營の對立が激化をし、朝鮮動亂に及んで、兩陣營のおの／＼は軍事力によつて他方を圧伏して平和を招来しようとして戦争に訴えました。併し数年に亘つて死闘を続けたにかかわらず、勝敗の決

は得られず、いたずらに多数の尊い人命を失ひ、国土を荒廢に掃せしめるに過ぎませんでした。ここにおいて世界の平和は、相對立する陣營においてすら話合ひによる以外にないことが自覺され、世界は大きくその方向へ転換をいたしました。(拍手)平和を愛好する諸國民が、殊に世界の勤勞大衆が、この平和の方向へ大きな圧力をかけたことは言うまでもありません。去る二十

場から我々は、日米相互防衛援助協定に強く反対をせざるを得ません。反対の第二の理由は、この日米相互防衛援助協定が明らかに我が国の平和憲法に違反するからであります。(拍手)我が国はこの協定によつて、アメリカ合衆国から軍事援助を受ける代償として、日本の防衛力を増強し、防衛能力の増強に必要なあらゆる措置をとり、再軍備と軍需動員の義務を負ふこととなり得ます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)日米安保条約で日本がアメリカから期待をされていたものが、今やこの協定によつて新たに國際的義務となつたのであります。日本はこの協定によつて、再軍備しなければなりません。さればこそ吉田内閣は、国内的には防衛庁法、自衛隊法によつて外部からの侵略に對する防衛をその任務とする自衛隊を設け、陸上、海上、航空の各自衛隊に分け、それを急速に増強しようとしております。これが陸海空軍であり、戦力であることは余りにも明白であります。(拍手)我々日本國民は憲法において、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段として

は永久にこれを放棄し、そのために陸海空軍その他の戦力はこれを保持せず、國の交戦権は認めないことをおごそかに誓つております。とすれば、自衛隊を設け、それを増強し、再軍備を本格化することが憲法に違反することは何人にも明白な事実であります。(拍手)この協定の結果として増強される自衛隊を戦力なき軍隊などと称して憲法違反でないと言ふ者がごときは、白馬は馬にあらずとする詭弁に過ぎません。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)吉田内閣のこの態度は、我々日本國民を愚弄し、日本國憲法の尊嚴を冒すものであります。(拍手)この増強される自衛隊の内容、殊にその長期計画については、政府は口を緘して語りません。保安庁法第八次案(岡崎さんよく聞きなさい」と呼ぶ者あり)保守三党案として伝えられるところにより、まず人を三カ年後には十個師團、十八万人に、海上は現在艦艇五万五千トン、人員一萬一千人を五カ年後には十五万五千トン、三萬五千人に、航空は等から五カ年後には航空機一萬二千、人員五萬人に増強する計画であります。而もこの陸上自衛隊は、機関砲、無反動砲、ロケット、ランチャー、追撃砲、榴弾砲、加農砲、高射砲、戦車、装甲車、トラクター等によつて重裝備をされております。普通科師團でも旧陸軍の四・八倍の火力を持ち、その射程や発射速度を勘案すれば六倍から八倍にもなります。機甲師團のごときは旧師團の実に十三倍から十六倍の火力を持ち、これに戦車の威力を加えると十五倍から二十倍に達すると言われております。海上自衛隊は七千トンの軍艦、二千トンを超える駆逐艦、千六百トンの潜水艦を備え、航空自衛隊はジェット機すら持つております。これらの陸上、海上、航空の自衛隊が陸海空軍でなく戦力でないと言ひ得る者は厚顏無恥な吉田内閣以外にはありません。(拍手)

かならないからであります。更にこれに關連して自衛隊が海外に派遣される危険を含むからであります。すでに述べたように、我が国は、この援助協定によつて防衛力の増強、即ち再軍備の義務を負ふこととなりました。従つて日本が再軍備するかどうかは、日本自身が独自に定めるのでなく、この援助協定による条約上の義務で定められ、即ちアメリカによつて定められることとなります。而もアメリカの援助は、日本の防衛力の増強と相關關係に置かれますので、防衛力増強の必要量の判定の鍵がアメリカに握られることとなります。つまりアメリカの意図によつて日本の再軍備の形態と内容が決定されるのであります。而もその装備は殆んど全部アメリカから供給をされるので、自衛隊はアメリカのお仕着せによる軍隊に過ぎません。装備をアメリカが供給し、いわゆる人的資源を日本が提供する軍隊が自衛隊であり、而もこの援助協定によつて六百五十人という多数のアメリカ軍事顧問団が設けられ、日本に供与される武器を管理し、援助の進捗状況を観察し、これを適して自衛隊を監督指導し、訓練することとなるのであります。アメリカの日本人部隊というゆえんはここにあります。政府は我が国が独立した以上、その国土を守るための自衛力が必要なことを強調をいたします。併しアメリカの装備による、アメリカに監督指導、訓練される軍隊が何で独立国家の軍隊と言へませう。(拍手)一般には、自衛隊を増強することはアメリカ駐留軍の撤退を促すためだと言われます。併し援助協定の第九条第一項では、この協定は日米安保条約を改変す

るものではないと規定をしておきます。とすれば、自衛隊の増強は、アメリカ駐留軍の撤退を約束するものではありません。アメリカ軍は依然として日本にとどまることになるのであります。よし陸上自衛隊がアメリカの地上部隊に代るとしても、海軍や空軍の基本的部分については、何ら撤退の意向は見られません。この点から見る限り、日本の自衛隊は、アメリカ軍の補充部隊に過ぎないと言えておられます。この協定の調印に際して、岡崎外務大臣もアリソン大使も、海外派兵の義務も事実もないことを強調をいたしました。然るにこの協定の国会審議が進むにつれて、政府は、自衛隊の行使としては海外出動もあり得ることを認め始めたのであります。今や政府は論議もなく、自衛隊の名の下に、武力行使は勿論、戦争も、海外派兵もこれを認めるようになったのであります。(その通りと呼ぶ者あり)これは戦争の危険どころか、海外への戦争行動を許すことであり、我々の断固反対せざるを得ないところであります。(拍手)政府は改めて国連憲章第五十一条にいう、集団的自衛権を強調いたしております。この集団的自衛権とは、名は自衛隊でありながら、実質的には相互援助の権利、即ち、たとえ自国が攻撃されなくとも、連帯關係にある他の国が攻撃された場合は、自国が攻撃されたのみならず、他国を援助する権利であります。この協定は日本の自衛隊のためだけに、他国への援助のために海外に出動する可能性すら含んでおります。すでに対日講和条約が調印されたサンフランシスコ会議における演

説で、トルーマン大統領はこのことを明言いたしました。即ち、太平洋における平和を維持するための適当な安全保障取極にできるだけ早く日本を包含することは絶対に必要である。これは日本自身を保護するためにも、又他の諸国を保護するためにも必要である。太平洋における防衛のため、地域的取極を発展させることは、創設されることのある日本の防衛軍が太平洋における他の諸国の防衛軍と連合するに至ることを意味すると述べております。インドシナにおける統一行動、対中共共同警告、太平洋防衛同盟等が頻りに提唱されております。昨今、我が国がこれに組入れられ、海外派兵の可能性が現実化する危険なしとは申されなくなつたのであります。この点こそは我々が生命を賭しても反対をせざるを得ない点であります。(拍手)

反対の第四の理由は、この援助協定によつて中共やソ連との貿易が著しく制限され、両国との外交調整の途が全く鎖されるからであります。この協定の附屬書Dによつて、日本はアメリカ合衆国等に追随して、中国やソ連との貿易を統制すべき義務を負わされたのであります。アジアに位し、隣国として中国を控えておる我が国が、中国との貿易なしには経済自立のできないことは余りにも明白であります。今やヨーロッパでも東西貿易の拡大が極めて重要な問題となつて参りました。イギリスの首相チャーチルすらイギリスの議会において、東西貿易の拡大こそは、東西間の平和促進の基礎であると喝破いたしましたのであります。ヨーロッパでは、イギリスは勿論、フランスも、西ドイツも、イタリアも、デンマークも、オーストリアも、殆んどすべての国が東西貿易の拡大に全力を注ぎつてあります。最近ではアメリカですら、この希望が高まつて来ました。先に開かれた國連の歐洲經濟委員會の総会でも、東西貿易の拡大に關する決議がなされ、引続いて四月二十日からはジュネーブで東西貿易會議が開かれてはおります。

現在我が国ではアメリカの經濟援助は望めず、アメリカの景氣後退のため、ドル地域への輸出はますます減少を著し、東南アジアへの輸出も多くを期待できません。国内市場もデフレ予算、金融引締め、投資削減、消費節約のためにいよいよ狭ばまりつつあります。外国市場も国内市場も日に狭くなりつつある昨今、中国市場の打開が望まれるのは理の当然でありましょう。これまで我が国は、實際は背後からアメリカに強いられたつても、一応形式的には日本の自由意思で中共貿易の制限をやつて参りました。この援助協定を結んだあとは中共貿易の制限は条約上の義務となります。而も、中共貿易の制限に最も嚴重なアメリカに追随すなければなりません。この協定によつて、軍事上だけでなく、貿易上にもアメリカに従属することとなります。而も、M.S.A協定の中に、このよる貿易上の制限が加えられているのは、韓国とスペインと南米の一、二カ国に過ぎません。ヨーロッパ諸国では見られぬ制限がこの協定の中に書き込まれておることは、我々の何としても許しがたい点であります。

反対の第五の理由は、この協定による援助が専ら軍事援助に、而も完成武器の援助に限られて、經濟援助が全くないからであります。更にこの援助協定の結果、むしろ經濟の不安定が激化し、國民生活が危殆に瀕するからであります。政府は昨年五月、六月頃この援助協定を問題に始めたときは、援助は軍事援助に限られず、經濟援助も望み得ると宣伝をいたしました。事實この協定の交渉に際しても、たびたび經濟援助を要請したのであります。然るにアメリカの本年度予算では勿論、来年度予算でもそれを得る見込は全くありません。尤も、アメリカの余剰農産物五千万ドル分を日円で買入れ、その二〇%即ち一千万ドル分が贈与され、何しがかの經濟的プラスはあるでありましょう。併し、日本での域外買付に充てる百四十四億円は勿論、日本に贈与される三十六億円すら、これをM.S.Aに言う經濟援助と観念すべきでないことをアメリカ側に強く申渡されております。これらの協定に關連して日本側が使いたがつた經濟援助なる文句は、すべてアメリカ側から削除されたのであります。のみならず、この援助協定のために軍備が拡張され、財政負担は逐年急激に増加し、社會保障費や教育文化費が削られ、軍需産業は平和産業を圧迫するに至ります。軍事費を削減して國民生活を守り、平和産業によつて我が国の自立經濟を建設せんとする我々が、この援助協定に反対するゆえんがここにあります。

昭和二十九年四月二十八日 參議院會議第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件外三件

案、警察法によつて再軍備の精神的、権力的補強をするために、たび／＼、理不尽な総選挙を行い、多数派工作をやつて参つたのでございます。それがために吉田内閣は多額の資金がこのため必要となり、ために神聖なるべき議会の審議権を独占資本家に充り、国民から絞り取つた膏血を独占資本家に与え、その一部をかすめ取つたのであります。(拍手)それが今度の汚職にはかなりません。而もその責任の追及が与党の中樞部に及ぶや、内閣の権力を以て檢察権を圧迫し、汚職の責めを強引に押し渡そうとしております。汚職の政治的責任を弁ぬ吉田内閣は、骨の髄まで腐り切つております。(拍手)この点は極めて穩健な緑風会をすら憤激をさせ、温厚な廣瀬議員まで口を極めて問責をした通りであります。国民はこの吉田内閣に一片の信頼をすら寄せず、挙げてその退陣を追つております。かかる汚れに満ちた吉田内閣、国民に全く見放された吉田内閣、この吉田内閣の手によつて結ばれた協定に対しては、我々は何としても反対をせざるを得ないのであります。(拍手)

要するに、この日米相互防衛援助協定は、光輝ある日本の平和憲法に違反して、非武装日本を再軍備し、それを通じてアメリカへの隷屬を強め、日本に安全と平和を保障するどころか、逆に日本を戦争の危機に追い込むものであります。かるが故に、我々はこれらの協定に断固反対をするものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 鹿島守之助君。〔鹿島守之助君登壇、拍手〕

○鹿島守之助君 私は自由党を代表いたしまして、只今上程せられました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定について承認を求めるの件外三件に対し賛成の意を表するものであります。

この相互防衛援助協定、いわゆるMSA協定については、昨年六月末日、日米間の交換文書が発表されて以来今日まで、盛んな論争が交されて来たのであります。併しながら、こうした論議の間にMSA援助の輪廓は次第に明確となり、無用の不安も漸次薄らぎ、国民の大部分もすでにMSA協定締結の理由とその必要性をほぼ納得するに至つたというのが、今日の実情であると思考するものであります。(拍手)

このMSA協定は、先になされた政府当局の説明によれば、米國側との交渉を開くに當り、政府は予備的な問合せを行なつて、我が國の国情に合致するかどうかを十分に研究し、この援助が我が國の防衛力増強に役立ち、我が國の経済にも好ましい影響をもたらすものと判断し、而も我が國の憲法その他の法規の範囲内でこれを受け得るものと認められた後、初めて交渉を開始したのであります。昨年七月交渉開始より本年三月調印に至るまで八カ月間に亘り、互譲の精神を以て行われた交渉は、日米兩國をして相互の立場を完全に理解せしむるに十分であつたのであります。その結果でさうりしました協定は、米國が他の諸國と締結してあります同種の協定と比較するとき、我が國の事情を参酌した特殊規定を盛り込んでおるのであります。即ちこの協定に伴う我が國の義務は、日米安全保障条約に基く義務以上に何ら新しいもの

はないということを明らかにした点、又協定の実施が日米兩國それ／＼の憲法の条章に従つて行われる旨を明確にして、解釈上疑義の余地なからしめてゐる点など、政府の苦心の跡が窺われるのであります。私は交渉に當つて政府がとつた慎重な態度と、でき上つた協定に見られる周到な用意に対し、先づ以て深甚なる敬意を表するものであります。(拍手)ここに上程せられましたMSA協定及びこれに関連する三つの案件に対しては、私は全面的に賛意を表するものであります。

そこで、今これらの案件について個々にその内容を論ずる代りに、私は總括的に反対論の主要なるものを取上げ、これを反駁し、又本協定が成立しなかつた場合如何なる事態が生ずるかを説明することによつて、原案賛成の意思を明確ならしめたいと存じます。

反対論の第一は、國際情勢について我々とは異なつた見解に立ち、今我が國が防衛力を増強する必要は認められない、従つてMSA協定を結んで軍事援助を受ける必要もないとする議論であります。最近、特にヨーロッパにおいては北大西洋条約機構、いわゆるNATOの強化、マシヤル・プラソン、これに引き続くMSA援助等によつて差当りソ連の侵略の危険が遠のいたように思われます。併しながら、全世界が共產主義對自由主義の二大陣營の鋭い対立となり、その軍備がますます強化せられつつある折柄、大戦勃発の危険は決して解消されておらず、ソ連は専ら侵略の時を窺ひておるものと認められております。殊に東亞の情勢は榮觀を許しません。曾つて帝政ロシアはドイツの勃興、ドイツ、オース

トリア、イタリヤの三国同盟によつて、欧州への野心を一時放棄すること余儀なからしめられ、その結果シベリア鉄道を急いで建設し、滿州及び朝鮮への侵略を試み、明治三十七年日露戦争が起つたことは皆様のよく御承知のことと存じます。今やソ連はNATOの強化によつて欧州の侵略が困難となれば、アジアにその鋒先を転換することは必至の情勢であります。朝鮮に対する攻撃は日本を狙つたものであり、インドシナ戦争は東南アジアの支配を企図しておるものであることは疑いありません。

去る二十六日から開催せられたジュネーブ會議は主として朝鮮並びに仏印の問題が議題に供せられておりますが、今分のところ、その満足な成果は期待されておられません。私はこれらの諸情勢及び諸事実からして、國際情勢が緩和したとか、危機は遠のいたとか、或いは近い將來戦争の勃発を予想させるような兆候はないとかの時局判断は現実の事態と断ぜざるを得ないものであります。私は東亞に關する限り、危険はますます切迫しつゝありと警告したのであります。

アメリカの下院外交委員会のジャック特別調査団の報告書にも、東南アジア並びに太平洋各國は現に攻撃を受けおるか、或いは切迫した攻撃の危険にさらされておる、各國いずれも共産党の破壊的活動の犠牲となつておる、従つて各國いずれも窮屈な資力を割いて軍備を整えるほかない実情だ、これら各國が生き延びようとするならば、他の方策はあり得ない、と報告し、その

切迫した実情を指摘しておるのであります。私は遺憾ながらこれが真実であることを認めざるを得ないのであります。そうしてこのことは、ジュネーブ會議にもかかわらず、仏印における戦争、これをめぐつての列國の態度が突証して余りありと存じます。平和を欲するならば戦いに備えよ、平和を欲するならば戦いに備えよとはローマの政治家の有名な格言であります。防備はいわゆる必要悪、ネセサリー・イーヴルの一つで、なくて済むものならばそれに越したことはありませんが、スイス、スエーデンのような平和の國も多數の常備兵を整え、世界大戦に際し辛うじて中立を維持し得たことは余りにも有名な事実であります。軍備は実に平和のためなのであります。

我々の眞の希望は、再軍備でなく軍縮であります。我々の最も念願するところは我が國を取巻くアジア共産諸國の軍縮であります。これが少しも実現せられず、むしろ反対に日々強化せられつつある実情においては、その侵入を防ぐためには自衛力の強化こそ眞に余儀ない措置であります。MSA協定こそ我が國の安全の見地より眞に止むを得ないものであります。本協定援助こそ必要最小限度のものであつて、これなくしては日本の國際間における生存は許され得ないものと確信するのであります。

反対論の第二は、MSA協定を結んで援助を受けることは、アメリカへの日本の従屬化であるという主張であります。その理由の一つは、この協定の締結は日本の自由意思によるものではなく、アメリカの強制によるものだというのであります。だが、これは全くい

われないことではありません。なぜならば、この協定は日米両国政府の代表者が慎重審議の上、両者の完全な自由意思により調印されたというだけでなしに、この協定が効力を発生するにはこの国会の承認を必須の条件としておるからであります。この国会においては何らの強制もなく、自由意思が尊重せらるべきことは申すまでもないことではありません。MSA協定を結ぶことによつて日本が従属化するという主張のもう一つの理由は、援助を受ける条件としてアメリカの相互安全保障法第五百十一条a項所定の六つの義務が課せられており、この義務によつて日本はアメリカに拘束せられ、その支配下に立つことになるというのであります。併し、MSA協定を結んでおるのはひとりが我が国だけではありません。同種の協定はイギリス、フランス、イタリア初め六十余国がアメリカとの間にすでに結んでおるのであります。併し、そのためにイギリスがアメリカの属国になつたという話も聞かなければ、又フランスやイタリアがアメリカの隷屬下に陥つたという事実もないのであります。これら諸国は自国の安全のためにアメリカ軍の駐屯を認め、又顧問団の在駐をも認め、いわゆる集団安全保障の目的を達成しようとしておるのであります。特に我が国の場合には、すでに安保条約がありますので、今回のMSA協定による軍事的義務の履行も、安保条約に規定するもの以上に出ることがないという明確な規定を置いておるのであります。この点は、アメリカが他の諸国と結んだ同種の協定に見られない特異の点でありまして、前にも述べました通り、この協定が日本

国憲法の規定に基いて実施せられるという規定と共に、我が国が自らの自主的な立場をはつきりと打出しております。このようにMSA援助を受けることは、日本がアメリカに従属することであるという議論は、全く根拠がないばかりでなく、ためにせんとする悪意の宣伝であり、又近代における集団防衛の何たるかを理解しない者の言と言わざるを得ないのであります。(拍手)

反対論の第三は、MSA協定は、日本の国民生活を圧迫し、日本の経済を困難に陥れるという議論であります。即ちMSA援助を受けると、自衛力増強の義務化を伴い、国民生活の向上に必要な経費は削減されて国民生活は圧迫される。平和産業は抑えられ、防衛産業だけが強化されて、経済の健全な発展が阻害されるというのであります。我が党は、これまであらゆる機会に表明して来た通り、国民生活を犠牲にしてまで防衛力を増強する意思は持っておりません。(持つちやいかんのだ)と呼ぶ者あり。国力の充実に応じて自衛力の増強を図るのが我が党の一貫した政策であります。併しながら敗戦後の日本の経済力を以てしては、独力で自衛力の充実を図ることは殆んど不可能であると言つても過言ではないと思ひます。この不足を補うのがMSAの援助であります。イギリス、フランスのような富める国でもMSA援助を受けているのであります。即ちMSA援助は、自衛力の増強が国民生活を圧迫しないようにとの配慮を基礎としておるのであります。協定の前文にも、経済の安定が我が国の防衛能力の発展のため欠くことのできない要素であることが明記されております。

更に余剰産物の円貨による購入に關する協定、経済的措置に關する協定並びに投資保証協定は、我が国の経済に好ましい影響を与えることを確信するものであります。我々は、この種の経済援助が今後引き続き供せられるよう、又その金額も更に増加せられるよう、政府において一層努力せられんことを要望するものであります。

なおMSAに対する反対論に、憲法違反の問題、海外派兵の問題等がしばしば論ぜられるのでありますが、自衛力の増強が戦力とならない限り、政府のばしばの説明の通り、憲法違反とはならないものと確信します。但し将来自衛力増強が戦力となる程度に至らば憲法改正を必要とすることは、我が党も又これを認めるのであります。

更に又、海外派兵の問題については、このMSA協定のどの条文にも、これを義務付けるようなものは何もありません。(言葉だけでは駄目なんだ)と呼ぶ者あり。しかのみならず、調印の当日の岡崎外務大臣及びアリソン大使の挨拶の中で、この懸念を一掃する言明の行われていることは周知の事実であります。この種言明が信頼すべきものであることは申すまでもありません。これらの反対論を今更改めて反駁する必要もないことを存じます。

最後に、MSA協定が成立しなかつたならば如何なる事態が生ずるのでありますでしょうか。先ず第一に考えられることは、日本がMSA援助によつて自衛力を強化しないならば、アメリカは永久に撤兵することができず、かくて日本は永久に独立国の実を挙げ得ないのであります。現在アメリカは、その軍隊の引揚げを希望しております。

これを可能ならしめるような措置を講ずることが、安保条約の義務の履行でもあり、又日本独立の真の実を挙げることでもあります。若し日本がMSA援助を受けず、日本に準備ができないで、今直ちにアメリカが撤兵したら、如何なる事態が生ずるものでありましょうか。(日本人が守るよと呼ぶ者あり)曾つて西ドイツのアデナウアー総理は、若しアメリカが撤兵すれば、ドイツは直ちにソ連の衛星国となるであろうと言つたが、日本も同様の運命に陥ることは疑いの余地はないと存じます。(拍手)

第二には、MSA協定を承認しなかつたならば、当然日米関係の悪化を予想せねばなりません。現在我が国の重大問題である沖繩、小笠原等の復帰問題、戦犯釈放問題、ビキニ被爆問題、域外買付問題、外資導入問題等はすべて解決不可能となり、更に又この日米間の不和を利用、又は悪用する無責任な第三国も生ずることは疑いありません。これを要するに、MSA協定不成立の場合は、日本の政治上経済上の損失は莫大なるべからざるものがあります。

以上のような次第でありますから、私はMSA協定外三件が速かに本院において承認せられ、日米両国の親善關係が一層深められ、ひいては世界平和に寄与せんことを衷心より希望して、私の賛成の討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 加藤シヅエ君 [加藤シヅエ君登壇、拍手]

○加藤シヅエ君 私は日本社会党第二控室を代表いたしました。只今議題となつた日米相互防衛援助協定外三件の条約に承認を与える件に對しまして反対の意を表明いたさんとするものでございます。(拍手)

私の所属する政友が如何なる論拠からこれらの条約に賛成いたしかねるかにつきましては、すでに昨日外務委員会の討論におきまして、同僚政友委員より法理的論に、条約の不備、矛盾につきましては、委曲を尽して論じられておりますので、私はここに簡単ながら一般論としての反対の立場を述べたいと存じます。

考えてみますと、科学の進歩が國際關係を複雑且つ緊密化した今日、一國の政治において外交政策が占めることの地位の重要性は昔日のそれに比ぶべくもありません。外交は実に國の羅針盤ともいふべきものでありまして、國家間の外交關係がその調整よろしきを得ますれば、世界人類は繁榮を榮しむことができましようし、又一國の外交が適切に指導されますならば、その國民は平和のうちに生業にいそむることができると存じます。六年有半の占領下から解放された敗戦国日本が、今、自國の政治的経済的自主性を確立し得るのも、或いは名のみは獨立で經濟的自治の識識に甘んずるものも、一にかかつて國の外交政策にその大きな方向付けが委ねられておるといふことを思ひますと、國民は只今議題となつておりますところの日米相互防衛援助協定の交渉過程におきまして、数々の積極的な期待をこれにかけ、或いは数々の否定的条件を頭に置きまして、日米兩國政府の交渉の推移を見守つて参つたのであります。期待をかけたと申しますのは、MSA協定が多分に經濟的援助をもたらすものであるか

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件外三件

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるとの件外三件

のごとき政府の思惟せぶりに対してであり、否定的条件と申しましたのは、よもや政府が日本国憲法に定めたる国の性格をゆがめるときき条約を結ぶというごときあり得ないことを信じておつたからでございます。(拍手)然るに入力月の長日月を経過して去る三月八日閣印せられた本協定を見まするとき、国民の期待の面は全く裏切られ、又、我がが越えてならぬと信じている一線はもろくも踏みじられてしまいました。即ち、日本がMSA協定を締結することによつて、政府は憲法が否定しているところの軍備を持つたのごとき義務づけ、而も戦力は持たぬかのごとき説明される、世にも不思議な内容を持つところの条約の出現とは相成つたのでございます。この条約の内容全体につきまして一貫して表明されておりますことは、日本の自主独立性の欠如でございます。私も日本社会党といたしましては、徒らに狭隘なる民族意識の過剰を以て自主独立を叫ばんとするものでもなく、むしろ進んで、自由世界、民主陣営の諸国家間に交わつて、これとの協力提携をいたさんとするものでございまして、同時に、日本の太平洋に占める地理的環境、歴史的作用等に鑑みまして、我が国が自主独立の外交によつて全世界との友好関係を保つことが日本の外交の本義であるということを感じております。(拍手)然るに、このMSA協定の締結は、独立国家としての日本国の防衛の基本方針を定めることを促し、而もその防衛方式がたまたま転換期に直面したアメリカ防衛計

画に意のままに追随することを余儀なくされたのでございます。(拍手)我が日本社会党は、無責任なる無防備、無抵抗論を支持いたそうとするのではありません。主権国家日本の安全保障につきましては、国際連合の憲章が掲げるところの国際平和と安全の確保とを理想とするものでございまして、併し国連の理想未だ実現されざる現段階におきましては、国連の安全保障の補助としての地域集団保障制度の必要を認めるものでございまして、主権国家が自衛権を有することの当然なるは論を待つまでもございせんが、この自衛権の裏付けとなるべき自衛力とは、秩序ある社会制度、公正なる経済活動、健康にして文化的個人の生活等を基盤として培養されるところの国民の自衛意欲の発露、これこそが百の軍備に優る国の守りであるということをおもひは信じております。(拍手)従つて、現行憲法の下において、又、困難なる経済事情の重圧から未だ脱却しきれない国民経済の实情をも勘案いたしまして、差当り我が党は、国内治安維持のために警察予備隊程度のものを認めんとしているものでございまして、然るに平和回復後、政府は、形式内容共に未だ甚だ不備と思われます日米安全保障条約によつて、我が国の内外の治安を米国防留軍の手に委ねて参りました。それが最近の国際情勢の変化と米国における新政権の出現に伴ひ米国の国防外交方針の変化は、在日駐留米軍の漸減を必要としたし、これに見合ふ日本の防衛力増強を強要するに至つたのでございます。日本の防衛力増強を強要するアメリカ、それは昭和二十二年五月施行された日本国憲法に大胆

にも戦争放棄を謳はしめ、「世界に類なき平和憲法」とこれを謳歌した、あのマッカーサー元帥その人を極東総司令官として東京に駐在せしめたその国でございます。めまぐるしき米国の対日政策の推移、極端から極端への約変、併し私は今ここで他国の政情をとかく非難いたすのではありません。「政府の行爲によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」して申します現行憲法が示すところの日本国家の性格が問題なのでございます。国際間の紛争を武力に訴へることが最善唯一の解決の方法と思惟したところの彼の軍閥政權の、その歴史に無条件降伏の汚点を刻印したのでございます。この汚辱、この痛恨を喚びた国民感情は、たとえそれが占領軍の勸告、助言の結果でありましようとも、おおらかに平和思想を讚美し、戦争放棄を以て新時代に処する日本国の性格を打ち出したのでございます。このように平和国家を自認する我が国民の心理、感情、又、我らの乏しき資源と経済力は、何と説明いたしましやうと、おおよそ軍備らしきものを持つ資格と条件を持ち合わせておらないのでございます。(拍手)然るに政府は、朝鮮における停戦協定の成立による特需減退に今更のごとく周章狼狽いたし、特需に代るMSAの経済援助と、国民の目を眩惑させ、対米關係を中心とする情勢の変化に対処する政府の所信を国民に訴へることもなく、日本の防衛力を増強せよとのアメリカの要請に対しては、唯々諾々、終始受身の態度を以て、MSA交渉に當つたのでございます。その結果は、保安庁法の

改正案に伴ふ本格的な再軍備に着手いたし、防衛力の飛躍的増強を実現せんとし、二十九年度の政府の言ひ緊縮予算におきまして、一般財政、経済、社会、文教政策等、軒並み減額の中に、ひとり防衛費、對外費予算のみが飛躍的な増額を見ているのでございます。防衛費が國費全体の上に占める割合は一三〇兆となつております。これを米英その他歐洲諸国の軍事予算のそれと比較をいたして、まだ、重きに失すとは言い難い、再軍備論者は申されませんが、年間千三百七十億圓、このどの役所よりも一番多額に金を使う保安庁費は、全額不生産的な目的に消費される金であり、制服制帽の軍人を作らうして、その軍隊を維持する金であり、その軍閥の財力よりこの軍備に注ぎ込む金によつて必然的に軍人の勢力は成長し、肥満し、国民は瘦せ衰えて行くのでございませう。(拍手)又国民の血税に賄われて軍国主義反動思想は前進し、平和的民主主義は後退するでございませう。敗戦の教訓の上で購つた我らの成長期にある民主主義を、未だ若木の根も浅いこのときに、何の理由で再び軍靴で踏みつけようとするのでございませうか。無思慮、無謀、ただアメリカの要請の前には足腰立たぬ神経痛患者たる政府のMSA受諾は、(拍手)日本国家、国民の要請というよりは、吉田内閣が日本国を防衛する基本方針の欠如と、その自主性の喪失の故と断せざるを得ないのでございませう。(拍手)

あることの弱点を遺憾なく暴露していることも反対の大きな理由として指摘いたさなければなりません。かねてより計画なきことを以て特徴とする吉田内閣ではございませうが、いやしくも、一國の防衛計画が、自国の資源、財政の長期見通しを的確に把握し、これと脱み合ふ計画も立てずに、外国の力に屈伏して再軍備に乗出す契機を作るこのMSA協定は、まさに暗中摸索の防衛計画であり、往年の軍閥内閣が猪突匹夫の勇はあれど、隣れ頭腦粗雑にして、精密なる科学的知識を必要とする近代戦の裝備を計画することに全く無能力であつたため、乏しき資源、資材の徒らなる浪費はあれど、効率高き資源、資材の活用能力に欠けて、敗戦を喫した苦き経験を思い出すのでございませう。(拍手)

このMSA協定に対する我が党の、否国民多数の不満は、かくして数え上げれば限らないのでございますが、その中でも私どもに納得できぬ最大の問題点といたしまして、この条約第八條が挙げられるのでございます。即ち安全保障条約の下では、日本の防衛責任は漸増的に負うことを米國側が期待するにすぎなかつたのが、本協定第八條は、防衛能力増強に必要なすべての合理的措置をとると約束し、更に自由世界の防衛力の發展及び維持に寄与すると、明らかに軍事的義務負担を約束してしまつたのでございます。

日米安全保障条約に見られる片務的な防衛協定を、日米相互防衛援助協定によつて双務的なものへ發展させたばかりでなく、このことは同時に、従来の二國間条約から多数國集團保障制度への転移といふ重大な外交と安全保障

障の基本的変化を含むものでございませぬ。かかる協定の締結からPATO—太平洋同盟条約、又はSEATO—東南アジア同盟条約に発展するのではなからず、少くとも米国の防衛外交政策を中心とする集団安全保障圏内に誘い込まれる途を開いたのではないかと疑問を抱かせるものでございませぬ。

かくして日米共同防衛から出発する軍事的義務が、更に自由世界の第三国にまで拡大される危険を蔵するこの協定は、又理論上海外派兵の途を開放して置かざるに落ちる答弁によつて明らかになつたのでございませぬ。即ちMSA協定が定めるところの、日本が保持、行使する自衛権の範囲及びその発動状態は、政府の説明により、且つ、国連憲章第五十一条の制限下の自衛権であることが明らかにいたしました。海外派兵の直接義務は生じないといつても、協定自体が双務的安全保障条約であることは、理論上海外派兵要求があつた場合、拒否し得ることが明文化されておらないのでございませぬ。ましてや原子爆弾が降つて来たから、その根源を抑えようという外務大臣がおられ、相手が大陸から長距離砲を撃つて来たから、我が国土は自衛のために、その発砲の根源地を抑えなければならぬと勇み立つ保安庁長官の居並ぶ現内閣の下に、たとへば協定第九条におきまして、「自国の憲法上の規定に従つて実施」云々とございませぬけれども、協定そのものがすでに憲法を無視し、これを空文化しているこの現実の前に、今更憲法を引合ひに出すという政府の意図は、まるで呪文を唱える迷信宗教に類似するものを私は見るので

ございませぬ。国民の不安焦燥はどうすることもできません。

政府は、このMSA協定が軍事援助を中軸として、経済援助の引出しに失敗したことを糊塗せんとして、五千万ドルの農産物の購入に関する協定と経済的措置に関する協定を結んで、購入農産物見返り貨物の日本における域外買付及び購入総額の二〇%を贈与することをきめました。これらの経済的措置が、乏しき日本に多少なりとも潤いになることができれば、歓迎すべきでございませぬが、その資金は挙げて防衛産業の肥料となるにどまり、MSA体制による日本経済の不均衡を促すこととなる危険性を孕み、防衛力増強と相俟つて、政治的、経済的に外国への依存度を高めんといたしていることは、返す返すも遺憾至極と考へます。

吉田、岡崎外交の最大の特徴は、協力の精神と依存の媚態の混合でございませぬ。今日科学の進歩が人類史上最高峰に達し、原子力兵器、水素爆弾を二つの陣営が互いにこれを持つておられる時、人間社会は、相互の友愛、信義に基く協力精神によつてのみ、この危険な破壊力を持つた科学兵器を、人間生活の幸福増大の目的に使用することが可能になると思ひます。人類社会の幸福は、自由にして毅然たる態度を堅持するところの独立国家と国家との協力融和の上に築かれることを思ひます。自国の憲法の死文化をあえてする吉田内閣の代表的所産たるこのMSA協定は三条件に、以上の理由を以て承認を与えることに不賛成の意を表明するものでございませぬ。(拍手)

○議長(河井彌八君) 梶原茂嘉君。

梶原茂嘉君 梶原茂嘉君、拍手
○梶原茂嘉君 私は緑風会を代表いたしまして、只今議題となつておりまする日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定その他三件の承認につき賛意を表するものであります。

今、簡明にその理由を申述べたいと思ひます。独立の国家がその防衛上固有の自衛権を有しておられますことは、極めて明白なることでありませぬ。我が国はその独立と主権をサン・フランシスコにおける平和条約によつて確認せられ、同時に又我が国が国連憲章の新たな理念に基く個別的又は集団的の自衛の固有の権利を有することも確認せられたのであります。冷い戦争の渦中において、特に朝鮮の戦乱による緊迫した世界情勢の下において、何らの武力なくして、独立した我が国として、直接間接の侵略に對してこの国土を防衛するため、国連憲章の体制内において日米安全保障条約を締結し、アメリカの戦力によつてその独立と平和の維持を図ることとなつたのであります。このことは、単に国内の問題ではなく、好むと好まないにかかわらず、厳然たる国際上の事実であつて、今これに眼を覆ひ、この現実を無視して他を語ることはでき得ないものであります。而して日米安全保障条約に基きまするアメリカの防衛措置の根拠の一つは、我が国の固有の自衛権の行使という点に存在するのであります。このことは看過してはならぬといふところの思ふのであります。

日米安全保障条約は、我が憲法における戦争放棄の建前を前提として、これを尊重し、これを保障する意味合いでは決してないのであります。このことは疑の存しないところであります。従つて我が自衛力の漸増の期待に基礎を置きまする暫定的措置であることも言ふを待たないところであります。憲法の条章のみを以てして一國の防衛を期待することは残念ながらでき得ないのであります。それが可能なるためには、世界の客観情勢の裏付があるか、或いは又国際条約の裏付を必要とするのであります。然るに遺憾ながら平和条約におきまして、又国連憲章におきまして、これを肯定してはいないのであります。我々は自衛力の漸増を容認するものであり、憲法の許容いたしまする範囲内において防衛力増強の施策はこれを見認いたすものであります。もとより自衛力の増強は、我が国の自力によつて作り上げることが肝要なことであり、又好ましいことであることとは、これは言うまでもないところであります。これは言うまでもないところでありますけれども、日米相互防衛援助協定は、アメリカ駐留軍の撤収と関連して我が自衛力の増強と、自衛権を可能なる範囲内において我が国自身の手で行使せんとする意図に對し、これに援助を供与せんとするものであります。従つて自衛権及びその行使についてのアメリカへの依存度を軽減せんとするものであります。私はこれを拒否するに正当なる理由を見出し得ないのであります。

務でありませぬ。これらはまさしく協定上の義務となるのではあります。自衛力、防衛能力の増強は、本来我が国自身においてその方針に基いて行われるものであり、右の条約上の義務はこれに即応するにとどまる性質のものであつて、これによつて我が自主性を阻害するものではあり得ないのであります。いま一つ重要な義務は、他の自由諸國の防衛力及び防衛能力の維持発展に寄与することでありませぬ。今日一國単独に、その國の防衛の全きを期し得ないことは当然であり、従つて何らかの形において集團的防衛体制の必要を認めざるを得ないのであります。我が國が自由世界の一員として、國家の防衛について他國の援助を受けるものであります以上、他に對して可能にして合理的なる協力を行うべきことは、これはむしろ當然の義務と言わねばならぬと思ひます。而して我が國の防衛力の増強であるものが、右の寄与を待たないところであり、而もこれらの義務の具体化につきましては、もとより我が國の立場において自主的になし得るものであることも条約上言ふを待たないところであります。従つて私は本協定による各種の義務について、協定上別段の不安はあり得ないと思ひます。

國の行動の規範は、国内的には憲法であり、國際的には条約であります。条約と憲法との優先關係は疑義の存するところではあります。本協定上の諸般の義務の実施は、本協定第九條第二項により「憲法上の規定に従つて実施する」というこの条項を持つてもなく、我が憲法の各条項によつて

昭和二十九年四月二十八日 參議院會議録第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件外三件

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件外三件

これを行うことが可能であるのであります。協定自体、憲法と相反することはありません。若し本協定に關し何らかの懸念がありたいとすれば、それは今後我が國の防衛体制のあり方、これをどうするか、又外交上の具體的の政策、特にアメリカに對する我が國の基本的態度如何というところに存するのではありません。本協定自体に存するものではないと思ふのであります。

以上、私は自衛力の増強を認めること、本協定が、それを援助するものであつて、而も我が自衛上のアメリカへの現在の依存度を軽減するものであること、及び本協定の義務自体に別段の懸念なきこと等の観点より、これが承認に賛成を表するものであります。

併しながら、私は本協定の承認に賛意を表するに當りまして、以下数点について私の見解を明確にいたして置くことを必要とすると思ふのであります。

第一は、憲法の關係であります。憲法第九條の解釈につきましては、種々の論議、論難があるものであります。が、憲法に對する政府の見解を妥當とする観点に立ちましても、國際的部面におきましては、國連体制の線に沿うところの安保条約と、本協定によりまする防衛体制が、現在我が憲法の解釈上許容し得る限度であらうと思ふのであります。従いまして、今後、一步これを踏み出すということとは、恐らくは憲法と相反することなしには困難であらうと思ふのであります。

第二に、本協定は單純にこれを見ますれば、我が防衛力増強への援助に過ぎないのであります。自由諸國との

の連帯性を強化し、進んで地域的集團防衛体制に通ずる方向を示唆いたしておられますことは、これは否認し得ないところでありませう。併し、我が國は、經濟の自立も未だ前途遠く、又防衛力も戦力なりや否やはこれは問題の存するところではあります。少くとも極めて微弱なる武力に過ぎないことは、これは問題はないと思ふのであります。而も、我が國は第二次世界大戦に對して罪を贖うべき責任を負う立場にあるのでありますから、憲法の條章下においては勿論のこと、憲法の條章の如何を問はず、太平洋地域におきまする軍事的性格を有する地域の集團防衛体制に参加するといふことは、これはでき得ないことであり、當然避けるべきものであると確信をいたすのであります。

第三に、日米相互防衛援助協定が、我が國として自由諸國、特にアメリカとの連帯性を強化するものであり、我々はこれを是認するものではあります。然るに、このこと自体が同時に我が國と共産黨諸國、特に隣邦中國との關係を引離すことを意味するものであつてはならぬといふことでもあります。我が憲法の建前からいいたしまして、我が國の平和を確保する観点よりいいたしまして、世界の緊張の緩和に最善の努力をいたすといふことは、我が國の當然の責任だと思ふのであります。又この役割を果たすべき立場にあるのは、まさしく我が國であり、この點に關し他の自由諸國或いはアメリカにおのづから異なるものがあつて然るべきであり、我が國の立場を明白ならしめることが私は肝要と思ふのであります。併し、我が國の獨立は、中共、

ソ連との關係においては未だ國交調整せられず、従つて獨立といふも未だ極めて不完全であります。現に、現在シエネツにおいてアジアにおきまする最大の問題であり、我が國の運命に重大なる關係のあります朝鮮、インドシナの問題が懸せられておるのであります。我が國はこれに参加することでもできず、これに對して発言することもできないのであります。これは極めて遺憾の至りでありませう。我が國は世界の緊張緩和に對し、格段の努力を払うべきものと私は信ずるのであります。

最後に、農産物の購入に關する協定につき一言触れたいのであります。本案におきましては、五千万ドル小麦及び大豆の購入が協定せられておるのであります。今後その額の増大が予想せられておるのであります。このことは、何らかの程度において日本の農業に影響を与えることがあり得るものと思わなければならぬのであります。そして今回の協定の四千万ドル分につきましては、その用途は防衛産業に振り向けることが予定せられておるのであります。食糧増産等は、私は國の防衛能力の根幹であると思ふのであります。これをなおざりにして國の本當の防衛はあり得ないものであります。少くとも贈与分につきましては、食糧増産と農業生産の増強に寄与すべく配慮せられることが當然と考へるものであります。この種經濟的援助に屬しますものは、往々にいたしまして過大に評價せられる傾向にあります。これを私は遺憾とするのであります。我々はこの種援助については、常に冷静に正しく

これを評價しなければならぬと思ふのであります。

以上四點につきまして、私は、私の見解を明らかにし、前段所論のごとく、本協定の承認に賛意を表するものであります。(拍手)

○團長(河井廣八君) 羽仁五郎君。
「羽仁五郎君登壇、拍手」
○羽仁五郎君 私は無所属クラブを代表して、我が國會が日米相互防衛援助協定などに承認を与えることに反對するものであります。

その反對の理由の第一は、日本國政府が現在の國際情勢について何らの見通しがなく、我が國民の信頼を裏切り、この協定によつて我が國家と國民を取返しのつかない關係に引入れようとしておるからであります。我が國の敗戦降伏以來、いわゆるサンフランシスコ平和条約が片面的に、日本とアメリカなどとの間に平和を回復するかのごとく装つて、実はこの條約に結付けたれた日米安全保障條約なるものによつて日本にアメリカ軍の駐留を許し、これがために日本が最も善隣の關係を回復すべき中華人民共和國及びインド、そのほかのアジア諸國又ソウイェト同盟などの世界の各國と全面的に平和關係を回復することが妨げられ、従つて我が國が未だ完全に獨立の主權を回復していないことは、我が國民の深く遺憾としておられるところであります。當時、我が政府は、いわゆる多數議和と言つて、我が國民及び國會の判断を誤らしめたのみならず、その後その全面議和への努力を惜しみ、却つて日本とアメリカとの一方的關係のみに深入り

り、今や、本協定によつて我が國をしてアメリカに對し重大なる軍事的義務を負わしめ、我が平和憲法を踏みにじり、我が國民經濟に破滅的負担を増大し、中國及びインドそのほかのアジア諸國、又ソウイェト同盟などの全面的平和の回復をいよいよ困難にし、現に中日貿易促進の我が國會の意思をも輕視し、我が國の經濟の健全なる再建の條件の改善の方途を捨てて顧みないのであります。

本協定の前文及び本文にいう「日本國の主權」或いは「國際連合」或いは「國際平和」或いは「日本國の經濟の安定」或いは「國際緊張の原因の除去」などの文字は、果して偽りなく現實の事實と一致し、本協定への誠意を現わしているものでありませうか。

本協定の附屬書Dにより、日本が世界の平和を脅かす國との貿易を統制する措置につきアメリカ合衆國と協力するといふことは、事實上において現在國民の要望している中華人民共和國及びインドなどのアジア諸國及びソウイェト同盟などと我が國との國交及び貿易の正常關係を回復する途でありませうか。

日本國政府が現在の國際情勢について、何らの見通しを持たないがために、我が國民は我が國家が如何なる方向に導かれるかの不安に陥れられておられます。諸君、忘れもしない三年前、一九五一年四月、當時の日本占領連合軍最高司令官マッカーサーがその地位を失つた際、アメリカ政府の声明を妄信して、我が政府は本議場において何と言つたか、マッカーサーはやめた、けれどもアメリカの對日政策、又アジア政策は変らない。これは今日暴露

風雨となつたが、依然として晴天であるといふにひとしく、我が国民を愚弄したものでなかつたでしようか。當時朝鮮に戦争が勃発してまさに一年に及ぼうとし、マツカーサーはこの戦争の拡大の必要を主張し、イギリスなどの強い反対にあつて退けられたのである。その直後、東京都知事選挙の際、私は公衆に向つて、マツカーサーの罷免はアメリカの極東政策の破綻を示すものであり、従つて早ければ一月、遅くとも三月月の間に朝鮮戦争は平和の回復の方向に導かれるであらうといふ国際情勢を告げたのであります。果してその二カ月の後に、国際連合におけるソ同盟マツク代表の朝鮮停戦提案が、国際的の世論の支持を受けて実現に移されたのであります。

諸君、現在の国際情勢は、どう動くやうとされているのでありましようか。二、三カ月前の見通しもなく、政府や政治家が我が国家と国民との運命について責任を負ふことは許さるべきではありません。与野幹事長が法律の蔭に隠れて逮捕を逃れているような明日を恐れない政府、全身汚職に陥んでいけるような政府、或いは選挙の責任を預けた者が一年も行方をくらましていたような外務大臣、否朝鮮又フィリピンと次々と取すべき失敗を重ねているような外相によつて、国際情勢について明確なる見通しを持つて、国内のいづゆる重要政策及び外交上の判断に重大なる過ちを犯していかないと誰が信ずることができましようか。

す。今日の段階におけるMSAは、昨日のそれではありません。ピキニ水爆実験の後に結ばれようとしている本協定の真に恐るべき意義に気が付かないのは、我が政府の悲劇にとどまりません。一昨昨日、読売新聞の経済欄「今週の展望」は、MSA援助は、原子病に對してアメリカから送られて来たシヤボテンの葉っぱのようなものだと言つてゐるが、(拍手)問題は更に深刻であります。MSAによる経済援助というものは、我が政府のはかなく昨日の夢であつた。去る三月三十一日衆議院本会議において改進黨を代表して、並木議員が軍事協定としての本協定に賛成されましたが、今日、本協定が軍事協定として有する意義は、もはや昨日のそれではないのであります。我が國の自衛のための軍事協定といふ觀念が、まだ我が政府や国会の一部に残つてゐるやうだが、現実には、これはすでに最近のアメリカのいわゆるニューロツク軍事政策の恐るべき急転換に結び付けられた軍事協定なのであります。アメリカは何故に日本及び世界の湧き上る恐怖の叫びを意とせず、ピキニ環境、マニシヤル群島に水爆実験を続けてゐるのでありましようか。アメリカ政府は何故に俄かにオツペンハイマニ教授をその責任ある地位から退けたのでありましようか、アメリカは何故にフランスの意思に反し、ヴェトナムにおける戦争の継続拡大を図り、ジュネーブにおける極東平和會議を前にして、ヴェトナム戦争にアメリカ自身

本協定に反対せねばならない第二の理由は、本協定が、取りも直さず我が國民を完全にアメリカの水爆戦略の犠牲にしよとされているからであります。

専門家の判断することく、原爆戦略によるアメリカのソ同盟に對する優位は、本年を境として失われようとしてゐるのであります。それなればこそ、アメリカは現在原爆戦略を焦つてゐるものであります。アメリカが原爆水爆の、もはや防衛的又は報復的に最後の手段としてではなく、機先を制する攻撃の手段として使用しようとしてゐる最近の動きこそが、世界においてアメリカがソ同盟又中華人民共和国などを包圍しようとしてゐる軍事基地を國內に有する國々、即ち我が日本やイギリスなどに新たな無限の恐怖を与えてゐるのであります。

この三月三十日、イギリス議會において、チャーチル首相は労働黨議員の質疑に答へて何と言つてゐるか。「水爆に關しイギリスがアメリカと協議することを提案することは無駄である。何となればアメリカ大統領はマクマホン法によつて、これらにつき何事もイギリス首相に告げることも禁ぜられてゐるからだ」とチャーチル首相が告白してゐるのであります。チャーチル首相が自信がないのに、日本の吉田首相や岡崎外相は自信があるとすれば、それは責任の自覚があるかないかの違いでありましよう。(拍手)先日のイギリス議會においてチャーチルが水爆の危険に触れたとき、彼の声はかすれ、眼に涙を浮かべていたといひます。アメリカがヨーロッパにおいて万一非常の事態を断定して、水爆攻撃を開始すべきアメリカの主要軍事基地がイギリスのノルフォルクにあることを知つてゐるイギリス議會は戦慄してゐるのであります。日本の政府は、日本にそのような基地がどこに置かれてゐるかさえ知ら

らされてゐないのであるではありませんか。而もヴェトナム戦争が継続拡大され、アメリカがこれに介入すれば、アメリカが日本を基地として中華人民共和国に對し原爆水爆攻撃を行う危険が増大し、従つて日本が中華人民共和国から容赦なく原爆、水爆攻撃に曝される危険が増大するのであります。先にピキニ水爆実験に協力を言明した我が國の外相は、そのとき良心の痛みを感じることなく、日本をしてアメリカの水爆攻撃に協力せしめようとするのでありましようか。

本協定に反対せねばならない第三の理由は、我が國が今MSAを受諾しないことが、現在最後の段階に入る虞れのある世界滅亡の國際緊張の緩和に貢献し、従つて我が國家と國民とに眞実の安全と幸福とを保障するからであります。この方向のために、今ジュネーブ極東平和會議においてヴェトナム戦争の平和的解決を望んで、フランス、イギリス、又インドが努力してゐるのであります。数日前、インドのネル首相が日本に對して切望されたことが、まさにこの日本が本協定など先にするよりも、原爆水爆禁止の要求

の貫徹を先にすべきことではなかつたか。アメリカが原爆戦略において最後の手段を強行するか、それとも、そのした原爆戦略による世界の破綻を防ぐやうとしておるソ同盟、イギリスなどの最後の努力が成功するか、世界の良識は現在この点を凝視してゐるのであります。そして、すでに現在ジュネーブ極東平和會議において我が日本特派員などが電報を以て報道してゐるやうに、諸君の眼前にアメリカの原爆戦略政策は日一日と孤立しつゝあるのであります。イギリスの世論が、三年前、當時の一般的國際的条件と共にマツカーサーの朝鮮戦争拡大の計画をしりぞけることができたやうに、現在、更に進んだ一般的國際的条件の下において、ダレス、否、アメリカ政府のヴェトナム戦争拡大の暴挙をしりぞけることができるのであります。世界が期待してゐるのであります。そしてアメリカ自身の内部においても、この三月二十八日のニューヨークタイムズ紙上に、先の國務長官ディーン・アチエンソンが、アメリカの水爆戦略の成功し得ない理由を述べてゐるのであります。然らば即ち、早ければこの一カ月のうちに、遅くも三カ月の間に、ヴェトナムに平和的解決の端緒が開かれ、続いて遂に國際連合における中華人民共和国の承認の端緒が開かれるのであります。こうした事態の必然を知れば知るほど、飽くまでこれを阻止しようとしてゐるアメリカの現在の支配者の動きに、現在、日本が結び付けられようとしてゐるのでありましよう。これが果して再び歴史の動きに逆行し、再び我が國民を言ひがたき悲し

先にするよりも、原爆水爆禁止の要求

昭和二十九年四月二十八日 參議院會議第四十号 日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めらるるの件外三件

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件外三件

みに陥れようとするものでないであり
ましようか。現下の国際情勢を正しく
見通すことのできる者は、現在、日本
がM.S.A.を断じて受諾すべきでないこ
とを、おのずから明らかにするであり
ましよう。

諸君、諸君が我が国土をアメリカの
水爆基地として、これを文字通り永久
の焦土と化し、我が全国民に滅亡の恐
るべき災禍を蒙らしめようとするの
でないならば、我が国会は本協定に承
認を与うべきではありません。(拍手)

○議長(河井彌八君) 鶴見祐輔君。

〔鶴見祐輔君登壇、拍手〕

○鶴見祐輔君 私は改進黨を代表いた
しまして、只今議題となつております
の四つの協定に賛成の意見を述べらる
のであります。

私はこの四つの協定の審議に携わつ
て、質疑応答の間に、政府がこの協定
の間にいてなさんと欲したるところ
の目的と、これを自立的に達成せんと
したる努力のあとを眺めて、幾多の不
安を感じ、又多大の不満を抱くもので
あります。併しながら私はあえてこの四
つの協定に賛成の意を表します。理由
は四つの条項に基くのであります。

その第一は、私は、我々が九年前に
済んだ大戦争の起りました原因を考え
てみると、明治の初年以來、我々が、
個人の自由を尊重し、民主主義の発展
によつて人間の幸福を達成せんとして
おつた国々との協力によつて、我々の
先輩は輝やける明治大正の時代を作つ
た。不幸にして昭和の半ばに至りまし
て、我々は、この個人を幸福にするこ
ころの考えから離れて、全体主義を中
心とするドイツ、イタリアと同盟をい

たして、日本の社会的及び個人的の哲
学が根本的に變つて、遂に我々も、当
時議會におりながら、微力にしてこれ
を遮ることができなくなり、民族がか
くのごとき慘境たる苦境に陥つたこと
を振り返りますときに、私自身の微力
を顧みて慚愧の情に堪えない。故に、
再びかようなことをいたさないために
は、私は、終戦以後において、日本がも
う一度全体主義国家群と手を切つて、
個人の尊厳を基調とするところの民主
主義の道に歩まんとする、その方向を
正しいと考へておる一人であります。

故に、本協定自身には幾多の不安を感じ、
不安を抱いておられますけれども、
も、これによつて日本民族が進み行か
んとする方向は正しい方向であると感
じます。故に、私はこの協定の根本
精神に賛成するといふ意味において、
本協定に賛成をいたすものでありま
す。

第二に、私は、戦後においてアメリ
カの日本に対してとりましたところ
の政策が、当時のアメリカの指導者の
考へ方が、日本を極度に弱くする政策
であつたために、この極東において、
今までの強敵日本がその富を失ひ、一
切の武装を失ひ、国内の混乱と共に、
今までの東洋におけるところの勢力の
均衡が破れたために、非常なる危険の
状態が発生したと私も眺めておつ
たのであります。最近に至つてアメ
リカが百八十度の転回をいたして、ど
うしてももう一遍日本が極東におい
て正しき秩序と生活を回復しなければ、
日本のみならず、日本周辺、延いては
世界の平和のためにならないというこ
とに気がついて、新らしき方向に踏み
出したというこゝに対して、私は一つ

の満足を感じるものであります。そ
の意味において、アメリカが今日、日
本の自立に対するところの協力をいた
しておるといふことの一つの現われと
して、本協定に賛成をいたすものであ
ります。

第三に、私は本協定自身においては
幾多の不足と欠点を認めます。その
不足と欠点を認めます。その不足と欠
点を認めます。その不足と欠点を認め
ます。即ちそれは、この日本の将来の
国際政策の基調を国連との協力に置こう
といふ精神であります。即ち私は今日、
今、原子爆弾と水素爆弾のとき上りま
したる時代において、国際戦争は何も
のをも解決をしない時代錯誤であると
考へるのであります。併しながら、
ながら、国々が今日のごとく、十八世
紀以來の民族国家主義の考へに固執し
て、主権の至上にして不可分なる考へ
を依然として持つておる間は、到底、
民族と国家との間の戦争を防ぐことは
できない。故に、この国家の主権を次
第に社会的世界的な機構に委譲するこ
とによつて、最後には人間の望みであ
るところの世界国家への道に歩み行く
こと以外には、戦争を根本的に防止す
る方法はないと思ふのであります。併
しながら今日、或いは国際連合
は、不満足なものであります。併
しながらそこに具体的な人類の歩み
があると考へますので、私はこの一連
の日本の最近の国策が、国際連合への
道と将来の世界民族の協同体制への道
に歩み行くものとして、本協定に賛成
するものであります。併しながら日本
が、今日平和と条約発効後
満二十年を経過したるにかかわらず、
依然として国連加入の方途においてな

お運々として進まざる跡あることは、
誠に遺憾とするものであります。私
は日本が国連より更に進んだ世界協力
の道へ勇敢に進み出さんことを切望し
たすものであります。

第四に、私は今日の四つの協定につ
いて幾多の不足と欠点を認めます。併
しながら、これが只今の日本といたしま
しては、我々が受取らなければならん
次善の策であつて、建設的な具体的の
策として、不満足ながらこれを認めな
ければならんと思ふのであります。併
しながら同時に私は幸いに、この
協定は一年の期限を以て成立するもの
であります。故に、将来これを更新
し、これを改正して、新らしきよりよ
き条約を締結条件を持つておることを
喜ぶものであつて、その意味において私
は政府に向つて次の四つの警告を實施
に際して発したいと思ふのであります。

それは第一に、私は日本が今まで二千
年の間相当に苦しい険しい道を行ん
て来た。併しながら二度も日本は、外
国の物質的な援助によるこの道を歩ま
なかつた。今日の日本は貧しい。今日
の日本は疲れております。併しながら
この僅かばかりのM.S.A.、その他の物
質的な援助によつて、日本民族が自分
の国の独立の確保を外國の援助による
というふうな習慣を付けますと、こ
れは自主独立精神へ暗い影を投げます
ものであります。併しながら、私は成るべく
早く日本が精神的な自立への道を選ん
で、自力による経済の回復、自力によ
る日本の安全体制を作る道に進むべき
であつて、その一つの過程として今日
これを受取るものであるから、政府は
その実施に當つて日本の自主独立の精
神をこわさないように、我々が永久に

他人の援助によつて国を興すというよ
うな精神に習慣付けられないように十
分な注意をして頂きたいと思ふのであ
ります。

第二に、私が政府に向つて警告をい
たしたいと思ふことは、成るほど本協
定は、各前におきましては相互防衛援
助協定であります。併しながら戦前の
日本でありましたれば、実に強大なる国
であつたから、他国との条約において
も協定においても、平等な対等な資格
で結ぶことはできましたけれども、今
日の貧しくして弱き日本が、世界第一
の強國と結ぶところのこの協定におい
て、我々は決して、文字において平等
であつても、事実においては平等であ
り得ない故に、この条文が擴張解釈を
いたされて、今日政府が聲明しておる
ような意味においてこれが實施せられ
ないで、将来或いは日本がこれがため
に意外なる危険な道に陥らぬという
ことは保証しがたきものがあると思
ふのであります。現に本協定、日米間の相
互防衛援助協定の第八條において、ア
メリカ側の正文とする英語の協定文
と、日本側の正文とする日本語の協定
文において、非常に大きな違いがあ
ります。アメリカ側の英文の正文によ
ると、日本の経済その他の条件の許す
範囲において、日本は人力、資源、そ
の他を寄与すると書いてあります。併
しながら、英文においては寄与するとい
う前に、全力を挙げたり或いは全面的
に寄与するといふフルという字が一つ
入つておる。従つてアメリカの期待する
ところは、将来日本が他の自由国家群
のために寄与する場合において全力を
傾けて寄与することを期待するであ
りましよう。日本国民に向つては……。

他人の援助によつて国を興すというよ
うな精神に習慣付けられないように十
分な注意をして頂きたいと思ふのであ
ります。

他人の援助によつて国を興すというよ
うな精神に習慣付けられないように十
分な注意をして頂きたいと思ふのであ
ります。

我々はただ寄与するということを教えられておるのでありますから、ここに私もこの協定文だけを眺めて見ましても、この力の違いのために、二国間の協定というものは拡張解釈をせられて、意外な危険をもたらす恐れがあると思つて、この点においては私は、政府が協定実施に關しては十分なる警戒を以て実施せられんことを希望するのであります。

第三に、しばしば問題になつておりました点は、本協定と憲法の条章との關係であります。即ち憲法九条の規定を嚴格に解釈する場合には、本協定は毫末もこれと矛盾する危険がないかといふ点は、殆んど昨年以来議院においてしばしば論争の的となつたことであり、これに対する政府からの答弁を聞いてみますと、その意見がまづちであつて、政府側において思想の統一がないといふことを我々は心配をいたしましたのであります。その一つの例は、海外派兵の問題であります。私は日本が自衛という問題を掲げて、今日の日本の国内の態勢を整えようといふ場合に、自衛という文字に対しては、憲法の条章に従つて最も嚴格な解釈を与えなければならぬと思つて、これを規定することは危険であるから、幸にして日本は島国でありますから、日本の領土以外に、海の外には日本の自衛の力を及ぼさなければならぬと思つて、置かなければならぬと思つて、置かざるは、この海外派兵の問題は、しばしば政府よりも言明をされ、本協定成立の際には岡崎外務大臣とアリソン大使との間に口頭を以て意見の交換をいたしておりましたけれども、併し国会にお

る政府委員の答弁を聞いておきますと、我々は一抔の不安を感じざるを得ないのであります。又更に、太平洋同盟の問題についても、政府は今日總理大臣も外務大臣もこれを否定しておられますけれども、集團の安全保障といふ問題がすでに協定文の中に入つておるのでありますから、この場合において日本が何らかの意味において太平洋同盟の変形したるようなものを持たないとも限らないといふ心配をしておるのであります。本協定成立に際し、今後一年間の協定を実施する責任のある政府においては、今回国会において言明したるところを忠実に守つて、日本の海外派兵、太平洋同盟等の問題については、その言葉を変えないことを我々は警告いたして置きたいと思つてあります。

私はここに最後に政府に向つて申し上げたいと思つておきますことは、今日の日本におけるアメリカの政策の変化であります。アメリカが戦争直後につた対日政策と今日の対日政策が非常に變つておると思つて、これが変化し、併し又將來いつこれが変化しないとも限らない。これはたゞ今日の日本の自力なる状態でありまして、日本の自主性を守るためには、我々の正しき道を歩かなければならぬのであつて、真に日本とアメリカとの協調、協力を恒久的な基礎の上に置こうといふならば、日本国民の正しきと信ずることは、たゞアメリカ側において多少の誤解がありまして、率直にこれを言ふことが、むしろ本當の意味における日米の協調をいたすゆゑんであつて、アメリカの意見が正しくない場合には、我々は勇敢に率直にこ

れを述べることが、本當の日米の恒久的な協調をもたらすゆゑであると思つて、今日のアメリカの国内における議論が甚だしく以前に變つて極端になつておる際において、我々は一抔の危険を感じるものもこのところにあるのであります。故に私は、政府がこの点に關し日本国内においてアメリカの政策に反対する人々といふのが、アメリカがきらいであるから反対するのでなくして、本當の正しきアメリカが東洋において正しき姿で現われることを希望するが故に、アメリカに對してすべての点において協力することをできぬ、むしろその反省を求めらるべきであるといふことをこの機会において明白にして、私は本協定に對する賛成の討論を終るのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより四件の採決をいたします。四件全部を問題に供します。四件の表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り四件を承認することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二票
 白色票 百二十四票
 青色票 六十八票

よつて四件は、承認することに決しました。(拍手)

- (参照)
- 賛成者(白色票)氏名 百二十四名
- 佐藤 尚武君 小林 武治君
 - 岸 良一君 北勝太郎君
 - 加藤 正人君 片柳 辰吉君
 - 梶原 茂嘉君 上林 忠次君
 - 柏木 庫治君 井野 碩哉君
 - 石黒 忠篤君 飯島連次郎君
 - 加賀山之雄君 赤木 正雄君
 - 森 八三三君 森田 義徳君
 - 村上 義一君 三木與吉郎君
 - 前田 稷君 廣瀬 久忠君
 - 後藤 文夫君 早川 慎一君
 - 野田 俊作君 中山 福藏君
 - 田村 文吉君 館 哲二君
 - 竹下 豊次君 高橋 道男君
 - 杉山 昌作君 高瀬 莊太郎君
 - 島村 軍次君 白井 勇君
 - 横川 信夫君 深水 六郎君
 - 木村 守江君 安井 謙君
 - 伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
 - 高野 一夫君 西川 弥平治君
 - 石井 桂君 井上 清一君
 - 関根 久藏君 川口 爲之助君
 - 吉田 萬次君 佐藤 清一郎君
 - 御木 亨弘君 森田 豊壽君
 - 宮本 邦彦君 長島 銀藏君
 - 長谷山行毅君 宮田 重文君
 - 滝井治三郎君 田中 啓一君
 - 石川 榮一君 岡崎 眞一君
 - 石原幹市郎君 植竹 春彦君

- 反対者(青色票)氏名 六十八名
- 岡田 信次君 松岡 平市君
 - 大谷 盛清君 團 伊能君
 - 一松 政二君 西郷吉之助君
 - 中川 幸平君 左藤 義詮君
 - 寺尾 豊君 吉野 信次君
 - 重宗 雄三君 津島 藩一君
 - 大達 茂雄君 青木 一男君
 - 大野不秀次郎君 小瀧 彬君
 - 伊能繁次郎君 杉原 荒太君
 - 榊原 亨君 大谷 賢雄君
 - 宮澤 喜一君 高橋 衛君
 - 横山 フク君 西岡 ハル君
 - 重政 庸徳君 小澤久太郎君
 - 鹿島守之助君 木内 四郎君
 - 藤野 繁雄君 雨森 常夫君
 - 石村 幸作君 青山 正一君
 - 秋山俊一郎君 入交 大藏君
 - 高橋進太郎君 仁田 竹一君
 - 松平 勇雄君 上原 正吉君
 - 郡 祐一君 山本 米治君
 - 小野 義夫君 平井 太郎君
 - 川村 松助君 堀 末治君
 - 島津 忠彦君 小林 英三君
 - 泉山 三六君 黒川 武雄君
 - 石坂 豊一君 井上 知治君
 - 岩沢 忠恭君 木島 虎藏君
 - 野本 品吉君 三浦 義男君
 - 最上 英子君 三好 英之君
 - 鈴木 温平君 深川タマエ君
 - 武藤 常介君 寺本 廣作君
 - 有馬 英二君 堀木 鐵三君
 - 笹森 順造君 菊田 七平君
 - 鶴見 祐輔君 一松 定吉君

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めらるる件外三件

内村 清次君	秋山 長造君
阿具根 登君	海野 三朗君
大倉 精一君	河合 義一君
岡 三郎君	龜田 得治君
小松 正雄君	永井純一郎君
近藤 信一君	竹中 勝男君
清澤 俊英君	成瀬 幡治君
小林 亦治君	小西井義男君
佐多 忠隆君	重盛 壽治君
江田 三郎君	小林 孝平君
堂森 芳夫君	高田なほ子君
安部キミ子君	矢嶋 三義君
藤田 進君	岡田 宗司君
田中 一君	戸叶 武君
栗山 良夫君	吉田 法晴君
藤原 道子君	小笠原三男君
菊川 孝夫君	若木 勝藏君
天田 勝正君	松本治一郎君
中田 吉雄君	三橋八次郎君
千葉 信君	羽生 三七君
荒木正三郎君	三木 治朗君
曾根 益君	山下 義信君
東 隆君	松永 義雄君
松浦 清一君	須藤 五郎君
加藤ツヅエ君	鈴木 一君
加瀬 完君	千田 正君
松澤 兼人君	上條 愛一君
長谷部ひろ君	木村禧八郎君
相馬 助治君	村尾 重雄君
柳橋 小虎君	羽仁 五郎君

昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十九年四月十五日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔青木一男君發言、拍手〕
○青木一男君 只今議題となりました昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本補正予算は、いわゆるMSA協定の締結に伴いまして、米國政府から我が國に贈与される円資金を一般会計と区分して経理をするため、経済援助資金特別会計を創設することとし、その初年度の予算に該當するのであります。即ち米國剩餘農産物の購入に伴い、日本政府によつて日銀内の米國特別会計勘定に積立てられる円資金に關し、米國政府がその二〇%を日本の工業の助成その他日本の経済力の増強に資するため、日本政府に贈与することと定め、日本政府に贈与する日米間の協定に基づきまして、米國政府から贈与される当該円資金を以て経済援助資金を設けると共に、その経理を一般会計と区分して行ふため、経済援助資金特別会計を設置することとしたしておる次第であります。

而して本特別会計は、只今申上げました資金の受入及びその運用又は使用のための支出金等をその歳入歳出として経理するものであります。二十九年度におきましては、五千万ドルの農産物購入が予定されておりますので、その二〇%に當る一千万ドルに等しい円価格、即ち三十六億円の贈与を予定いたしております。従つて歳入は米國政府からの贈与による受入金三十六億四及び資金の運用による収益金約三千万円、合計三十六億三千万円となつており、同額を我が國工業力の強化に資するよう投融資することが歳出の内容となつております。

以上が本補正予算の概要であります。が、本案は四月十五日衆議院から送付されましたので、本委員会は四月二十日、小笠原大蔵大臣から提案理由の説明を聞き、二十二日から三日間に亘つて吉田内閣総理大臣並びに關係閣僚に對して質疑を行いました。以下これらの質疑のうち、本補正予算に直接關連するもの若干について申上げたものと存じます。

先ず第一に、援助資金の性格及び用途についてであります。我が國のMSA援助は、いわゆる経済援助を含まないのであるが、政府はこの資金を經濟援助資金と称しているのは如何なる理由によるのか、資金の用途並びに運用方法如何、具体的な資金計画を示せ、こゝういふ質問に對しまして、政府側から、「この資金は経済的措置に關する協定には工業の助成その他経済力の増強に資するためという一般的な文言となつてゐるが、實際にはMSA援助の性質上、当然に防衛産業及び関連産業並びにそれらの基礎産業を対象として投融資するもので、広い意味での經濟援助資金である。その具体的な対象産業の種類や資金計画の枠等については日米兩國間に話し合を行ひ、双方の合意によつて決定される。かくして決定された資金計画に基いて日本開發銀行を通じ、商業ベースで融

資することを原則とし、資金計画の枠内の個々の融資は開發銀行をして自主的にこれを行はしめる。而して資金計画そのものについては目下關係各省間で協議検討中であるが、大体の考え方としては、二十九年度において確實に予想される域外買付並びに保安庁調達の発注と、現有設備とを勘案して設備資金の最も必要と思われる航空機産業及び弾薬以外の兵器産業に重点を置き、このうち市中融資で賄い得るものを差引いた分が大体三十六億四に見合うような計画を練つてゐる」といふ旨の答弁がありました。この點に關連して「歳出の用途が具体的に決定しておられないようなものは、予算書とは認められないではないか、何故に計画未決定のままをこのように補正予算を急ぐ必要があるのか、又政府はこの資金を商業ベースで融資すると言つてゐるが、ジェット・エンジンの試作等、商業採算に乗らないものにも使用する計画があるのではないか」等の質疑がありました。これに對し政府側から、「多少通常の予算書とは異なる点もあるが、見返資金の前例もあり、又経済的措置に關する協定第二条による国内措置として協定批准までに手続を終え、受入態勢を整える必要がある。又この資金の投融資については成るべく商業採算を原則とした。ジェット・エンジンの試作に使用するかどうかについては、政府としてはまだ一致した結論には到達してゐない」との答弁がありました。

なお、この資金を開發銀行を通じて融資することにつきましては、「米國側が融資先として個々の企業を指定することはないか、この融資について特

に監査機關を設ける必要はないか」等の質疑がありました。これに對しましては、「米國側が個々の企業を指定するのは行過ぎであるから、万一にもさうなことがないようにはしたい。又關銀の融資について特別に監査機關を設けることは今のところ考へておらず、大蔵省の關銀に對する監督だけで十分と思つてゐる」との答弁がありました。

次に、援助資金の我が國經濟に及ぼす影響についてであります。この援助資金は特需依存から脱却して經濟自立を達成しようとする我が國の基本的な政策と矛盾するのではないかと、アメリカの剩餘農産物の輸入によつて我が國の農業は圧迫を受けるようになるのではないかと、昨年の凶作のあとを受けた今年度はともかく、來年度若し平年作で而も今年度以上の輸入があれば手持過剰となるのは必至であると思つて、三十年度においてどのくらいの輸入を予定してゐるか」等の質疑に對しまして、「防衛産業の拡充は、確實に発注が予想される限度内の小規模且つ着実な程度にとどめ、それ以上の設備擴張はしない、この限られた範囲内で域外買付が増加することは國際収支の面で經濟自立に貢献するわけである。又今回の五十万トンの小麦は今年度の食糧需給計画の中、小麦輸入量百九十六万トンの枠内で、而も外貨を使わないで輸入するのであるから、數量的に日本の農業を圧迫しないばかりでなく、國民經濟上も有利である。更に又輸入価格はCIFで七十七、八ドルという國際小麦協定価格と同じ安価価格であるが、輸入価格と國內価格とは遮断されてゐるので、価格の面からも農業に悪影響を及ぼすことはない。ただ三十

○議長(河井彌八君) 日程第五、昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。予算委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

年度以降の輸入量については、食生活改善、麦食普及に伴う消費量の伸び方如何について慎重な検討を必要とするので、今からその数量を予想することはできない」との答弁がありました。

最後に、経済援助資金の将来の見通しについてありますが、これにつきましては、「この種援助資金は今後も継続されるか、継続されるとすれば、その使途を防衛産業のみに限定せず、広く一般産業にも拡大することができるとか」と等の質疑があり、これに對しまして、「数年後には確言できないとしても、少くも三十年度は賚けられると思ふ、而して米国余剰農産物の処理については、本年一月の大統領の予算教書等に明らかにせられておるうちに、十億ドル三カ年計画というふうなものもある、ただし諸般の情勢よりして条件の緩和等についても必ずしも期待できないことではないと考へられる、我が国としてはできるだけ広く一般経済力の増強に資するよう、基礎産業にもつと使い得るよう努力したい」との答弁がございました。その他政治経済各般の諸問題については、いろいろの質疑応答が行われましたが、詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて二十四日を以て質疑を終了し、越えて二十六日討論に入りましたところ、先づ日本社会党第四控室を代表して江田委員より反対、自由党を代表して高橋進太郎委員より賛成、日本社会党第二控室を代表して相馬委員より反対、緑風会を代表して森委員より賛成、無所属クラブを代表して木村委員より反対、改進黨を代表して堀木委員より賛成の旨を述べられました。

かくて討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 本案に對し討論の通告がございします。順次発言を許します。江田三郎君。

〔江田三郎君登壇、拍手〕
○江田三郎君 私日本社会党を代表いたしました。只今上程されました予算補正(特第一号)に反対をいたしました。(拍手)

この予算補正は一言にして尽せば、いわゆる羊頭狗肉であります。表看板は経済援助資金特別会計となつておりますが、M.S.A.に経済援助がないというところは明らかでございます。日本政府がたびたび懇願をいたしましたけれども、この経済援助は、アメリカ政府に拒否をされた、そういう言葉を使つてはならないとまで言われておることは外交交渉で明らかでございます。従つて今回の協定も、経済措置に關する協定となつておるのではありません。この事實に頼りをして、ひそかに経済援助の看板を用いておる政府の態度は、いわゆる羊頭を掲げて狗肉を売るところの、國民をあざむくものと断つて得るのであります。(拍手)

又予算明細書には、この三十六億圓を工業力強化投資とすることになつております。日本の工業力を本當に強化するのでありますれば、誰が考えても弱い基礎産業の強化が先決問題でございます。ところがここに出て来る

このころの工業力強化の内容を質してみると、防衛産業の強化だといふのでありまして、ここでも看板に偽りが行われておるのであります。(拍手)

申すまでもなく、防衛産業といふものは分野が広いのでございまして、そのうちの如何なる部門が強化されるかというところによつて、将来の日本の方向が大きく左右されるのであります。然るに、甚だ奇怪なことに、この三十六億圓は防衛産業のどんな部門に向けられるかといふことは何ら示されておらんのであります。幾ら尋ねても明確にされないのではありません。細目が決まらないといふのではなく、その大綱がきまらないのであります。即ち投資なのか、融資なのかささきまつておられません。大蔵大臣は、採算のとれる事業に開業銀行を通じて融資すると言われる。ところが一方通産大臣は、ジェット・エンジンの試作というふうな採算のとれない事業に、融資ではないかと、投資することがあるかも知れないと言われるのであります。このように二人の大臣の意見が全く対立しておるのであります。政府内部で意見の一致を見ないままにこの予算補正に承認を求められますことは、乱暴といふよりも、もう一步進んで財政法上の違反であると申しても過言ではないと思ひます。(拍手)

而もこの予算補正の金を使はりに當りましては、日本政府とアメリカ政府の合意に基くことになつております。お上り金を出すほうと金をもらはうほうとが話し合ふことになれば、金を出すアメリカ側の発言が強いのにきまつております。従つてこの内容のわからん予算補正を承認いたしますことは、日本国の予算行使についての白紙委任状をアメリカ政府に渡すことになるかと糾弾されても返す言葉はないと思ふのであります。(拍手)日本が本當に独立国でありますならば、政府はあらかじめアメリカ側と話し合をして、その結果きまつた内容に基いて国会の承認を求むべきであり、今回の措置は、如何に吉田首相の乱心が云々される折柄とは言へ、余りにも常軌を逸しており、独立国日本の国会である限り、何人も承認し能わざるところと固く信ずるものであります。(拍手)

国会がこのような白紙委任状を渡す結果は一体どうなるでございましょう。吉田汚職内閣に白紙委任状を渡すこと、

〔議長退席、副議長登壇〕
造船競争の二の舞とならんと保証はできません。(拍手)それよりもつと恐ろしいことは、この金で強化される防衛産業が、逆に日本の方向を支配するといふことである。若しこの金が特需を目的とする部門に使われれば、ならば、日本経済はいつまで経つても特需との腐れ縁を切ることはできないで、自立経済は望めないことになりましよう。若しこれが愛知さんの言われるようなジェット・エンジンのごとき部門に向けられますならば、このような産業を維持し、発展させるといふ要求に引きずられて、本格的再軍備に知らず知らず達するに落ち込んでくるのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり。(拍手)

この予算補正は、僅かに三十六億圓に過ぎません。併しこの三十六億圓が他の自己資金なり或いは市中銀行の金を引出す呼び水になるのであります。

更にこの三十六億圓には来年度も続くものがございします。本年一月アイゼンハワー大統領の教書によりますと、アメリカは今後三カ年間に十億ドルの農産物処理を行う、来年度は三億ドル、うち一億ドルを日本に向けるといふのであります。外務大臣の説明によりますと、来年もその次も、或いは更にその次も、あとに続くものがあるだけに、一層慎重を要するのであつて、白紙委任状のごとき軽率に断じて許されんと思ふものであります。

もう一つ、根本に遡つて考えなければなりませんことは、三十六億圓のもことになる五千萬ドル、更に来年度一億ドルというふうな農産物輸入の国内への影響でございします。本年の小麦五萬トン、大麦十萬トンの輸入は、昨年度の凶作分をカバーするのであります。が、来年度以降の平年度に、本年同様或いはそれ以上の輸入をするといふことになれば、どうしても日本の食糧供給は過剰手持になることが必至でございします。農林大臣は来年度も本年の百九十六萬トンと同じ程度の小麦の輸入を行なつても、粉食その他食生活の転換によつて過剰にはならないと答へられました。僅か一年や二年で米から麦への転換が五十萬トン或いはそれを超える數量に亘つて行われるといふようなことは、事の本質を茶化しておるのであります。國民を愚弄するものでございします。すでに凶作のあつた本年でさえ、政府は食糧増産費を削りました。これが過剰手持となれば、いよいよ

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)

よ以て国内食糧生産を軽視するでございまして、昨年の麦価格の決定に当りましては、パリティ計算に特別加算が付けられておりますが、本年の新らしい麦価格の決定については、政府はこの特別加算を削るのではないかと伝えられております。かようなことが影響いたしましたして、すでに本年の小麦作付反別は三・五割減つておりますが、恐らく来年度はもと深刻な影響が現われて来るでございまして、アメリカ力が処分する農産物を、日本自身が過剰手持になるほど多量に押付けられて、国内食糧を減産に陥らせるのが、今回の協定でございまして、援助ではなく、アメリカにとつては結構立派な商売でございまして、(拍手)買付額の二割の三十六億円が、このように形において打撃を受ける農産部門にでも振り向けられるというならば、まだ幾分話の筋は通りますが、そうではなくして、アメリカの指図によつて、アメリカの世界政策上必要な、アジアにおけるアメリカの防衛力強化のために使われる、この経済措置に對しましては、私どもは根本から反対をいたすものでございまして、(拍手)

すでに政府は国民の燃え上る怒りに目もくれないで強引な屠場を回り、本院の警告決議をも無視し、騒動いたしておりましたが、その理由として、政府の申すことは重要法案の成立でございまして、この重要法案の中で一番重点をおかれておるのがMSA協定でございまして、MSAに伴う経済措置の内容を検討いたしますと、以上述べましたごとく、経済援助という羊の頭の看板が掲げられてはおりますが、その中は肉どころか、うつつかり食えば

国民が腹痛を起す危険を多分に持つた腐つた肉に過ぎないのでございまして。而もその料理方法はアメリカ政府に白紙委任状を付けて任かすのでございまして、このような内容の予算補正に對しましては、我々は絶対に賛成をいたすことはできず、断固反対を申す次第でございまして、(拍手)

国民が腹痛を起す危険を多分に持つた腐つた肉に過ぎないのでございまして。而もその料理方法はアメリカ政府に白紙委任状を付けて任かすのでございまして、このような内容の予算補正に對しましては、我々は絶対に賛成をいたすことはできず、断固反対を申す次第でございまして、(拍手)

副議長(重宗雄三君) 相馬助治君。相馬助治君登壇、拍手

相馬助治君 私は社会党第二控室を代表して、只今議題になつております昭和二十九年特別会計予算補正(特第一号)に對し反対の意思を表明するものであります。先に提出されました昭和二十九年予算案は憲法第六十条の規定により、一方的に衆議院の意思のみを以て成立したのであります。その審議の過程において、入場税或いはしやし織物税等の問題が当初政府の意向した通りには進行せず、本院における審議の前提条件を欠くに至りました結果、本院における予算委員会の進行は停滞し、遂に参議院の意思は無視せられ、結果的に見て参議院の審議権は剝奪されたことは諸君の知るところであります。

今日吉田内閣は国民生活を無視し、党あつて國あることを忘れたるがごとく、党利党略に流れ、相次ぐ失政は国民怨望の的となつておるのであります。これら失政の累積の結果は、遂に汚職を生み、疑獄を生み、閣僚にして疑惑の焦点に立つ者あるに至りました。日頃綱紀肅正を説き、道義の高揚を力説し、或いは国民に耐乏生活を要求し続けて参つたこの内閣の法務大臣は、党三役の一人たる幹事長に檢察庁

より取賄の疑いありとして逮捕の要求を受けるに至るや、法によつて許されおるとなし、檢察庁法第十四条の規定により指揮権の発動をなしたのであります。而も当面の責任者たる法務大臣はかかる重大な指置をなすや否や、突如として、その職を辞したのであります。かかることは民主憲法の下における責任政治の名に反逆するものであり、断じて我々の許し得ないとするものであります。(拍手)かくて吉田内閣が保有しておりました良心の最後の一かけらすら、今日これを喪失いたしましたことは、天下の知るところでありまして、異例ではあるが違法ではないと強弁し、本院の院議に、或いは新聞の論説を含む我が國有識者の輿論に反抗することは勿論、吉田内閣は愚かにも普く国民に挑戦するに至つたと見るべきではないでございまして、疑獄と汚職とに包まれ、民心全く離反した現内閣の下において、この重大なるMSA協定に基く予算補正案を審議することを余儀なくされておられますことは、私は国民諸君と共に、参議院の同僚諸君と共に限りなき悲しみとするものであります。

この経済援助資金は言うまでもなく、MSA協定に基くところのアメリカカ側より援助提供の一つとして与えられたものであります。我々は平和憲法擁護の立場から、この援助の前提となるMSA協定をものに反對して今日に至りました。従いまして基本的な立場からして、我々は本補正予算に断固反対するものであります。以下具体的内容に触れつつ、何故に反對しなければならぬかを五点に亘つて申上げたいと思つております。

議題となつております補正予算の内容は、三十六億余万円の経済援助であり、その使途が一切明らかになつておりません。政府当局の説明によれば、その使途の具体的計画は逐次決定するとしておるのであります。が、これでは審議の前提を欠くものであり、我々としては良心を以て賛成或いは反対の最終的意思を生み出すことは到底できないのであります。この補正予算に反對いたしましたところの、これが私どもの先ず第一の点であるのであります。

而も、この補正予算の内容は、質疑の過程において明らかになりましたところからいたしまして、日本経済に与える重大なる悪影響を見逃すことができなないのであります。従いまして、これが私の反対の第二の理由であります。政府はすでに昭和二十九年予算において、食糧増産費を大幅に削減して参りました。加えて今般のMSA小麦の輸入は、結果的に我が國の農業生産力の停滞に大きな拍車をかけ、悪影響を与えることは容易に予想されるところであります。従いまして当然としてこの三十六億の何割かはMSAの小麦協定における直接被害者たる農民にこそ支出される筋のものであらうと思つてあります。然るにもかわららず、吉田内閣の外交政策の失政によつて、この援助資金の使い方を全部軍力強化の方面に紐付と相成つておるのであります。これが私の反対理由の第三であります。

次に、今般の援助計画は、MSA小麦の輸入代金の二割、三十六億を以て我が國の工業を軍事化し、米國軍需産業と同一規格に日本の工業の形を従属

させるという意味を持つておるものであります。即ち、援助範囲は、兵器の特需、保安庁需要のごときものに限つておるのであります。先に政府の提出いたしましたいわゆる緊縮財政の必要を認めながらも、一方に保安庁費を大幅に増加したと同様に、今日政府当局が如何に陳弁しようとも、本予算の持つ本質的性格は、結果から見ますと、我が國をしていよいよ再軍備の彼方に押しやるものであり、再軍備促進の補正予算であります。これは余りに明白なる事実であります。これが私の反対する第四の理由であります。

次に、今般のこの余剰農産物輸入とその補助金に関連して、我々が銘記しなければなりませんことは、日本の貿易構造に大きな変化を来たすという点であります。即ちアメリカより余剰農産物を輸入することによつて、三十六億の援助そのものは参るといたしましても、アメリカ以外の諸國との貿易は幾多の支障に逢着するでございまして、これは予想されるところであります。これが反対の第五の理由であります。

以上の各点を考慮いたしまするときに、MSA協定の成立、その一部としての今般の補正予算の成立は、明らかに日本の運命をアメリカの世界政策に従属させるものであると断ぜざるを得ません。(拍手)経済自主性の基本線であり、またこの農産生産力と工業生産力とを、米國の權威と米國の支配の下に委ねること以外の何ものでもないということを、私はここに政府に向つて厳肅に警告しなければならぬのであります。

以上の理由によつて私は只今議題となつております本補正予算案に對し断

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 港灣法の一部を改正する法律案外二件

うような非常な進んだジエツトができておきまして、従つて日本の技術では、まるで夢のようなものだ。で、こういうふうなこの三十六億を使つてジエツト・エンジンを作るといふのも、それが生産的にこれが引合ふような段階になるかどうか疑問であると思ひます。而も日本の再軍備の問題、或いは又防衛産業の問題を考へる場合に、三月一日の水爆の実験が行われた以後においては、全くここで我々は考へを新たにしてこれを再検討しなければならぬ段階に私は来ていると思ふ。又ジエツト・エンジンの試作に金を費やして一体日本の防衛が、又防衛能力が、實際問題としてこの水爆時代にど

れだけ役に立つか、そういうことを考へますれば、結局この金は利権的に使われる以外には私はないのではないかと思ふのです。従つて本来ならば、こういう金は、政府のこの今の財政金融政策を貫こうとすれば、せめて公債償還にでも廻すか、或いは又西ドイツが五十万戸の住宅建設するために、そういうアメリカの援助を与えられた。そういうふうな日本でも私は使へべきだと思ふのです。ところがその不生産的な使途にこれが向けられるのであつて、こういう意味で、私はこの予算案に賛成することはできないわけでは

な。なおこのMSA協定の一項として小麦援助、小麦援助の中の贈与分の三十六億は、何か日本の経済にプラスになるような説明をしておりますが、このMSA小麦協定はアメリカ過剰小麦といふ特定の使用価値を持つたものを持つて来て、日本でアメリカの好むところの軍需品を買い取るのであります。又アメリカの余つた余剰小麦を以て日本の

産業を軍需化させよう、日本の産業或いは又兵器産業を育成しよう、そういうふうに使われるのであつて、決してこれは経済的にプラスではありませぬ。これは経済的にむしろマイナスになると思ふのです。これまで政府はアメリカから対日援助として二十億ドルの援助を受けましたが、独立国としてこのようなものをもらうべきではない、政府は返すべきであると言つて、債務と心得ると言つては、無償で政府がもらうというのです。実はこれはもらうのではなくて、アメリカからもらわされて、これによつて日本の経済を軍需化し、そして日本の再軍備を促進させられるのです。こういう意味を持つておる。

以上から、私はこの修正予算案に反対をします。以上、討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

○議長(河井彌八君) これにて、討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

賛成者(白色票)の氏名 百十名
佐藤 尙武君 小林 武治君
岸 良一君 北 勝太郎君
梶原 茂嘉君 上林 忠次君
柏木 重治君 井野 碩哉君
加賀山之雄君 森 八三三君
森田 義衛君 前田 穰君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 彌藏君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 杉山 昌作君
高木 正夫君 島村 軍次君
白井 勇君 横川 信夫君
深水 六郎君 木村 守江君
安井 謙君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川弥平治君 石井 桂君
井上 清一君 関根 久藏君
川口爲之助君 吉田 萬次君
佐藤清一郎君 吉田 萬次君
森田 豊壽君 宮本 邦彦君
長島 銀藏君 長谷山行敏君
宮田 重文君 滝井治三郎君
田中 啓一君 岡崎 眞一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君

反対者(青色票)の氏名 六十三名
橋見 義男君 永岡 光治君
湯山 勇君 大和 與一君
木下 源吉君 内村 清次君
秋山 長造君 阿具根 登君
海野 三朗君 大倉 精一君
河合 義一君 岡 三郎君
龜田 得治君 小松 正雄君

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

賛成者(白色票)の氏名 百十名
佐藤 尙武君 小林 武治君
岸 良一君 北 勝太郎君
梶原 茂嘉君 上林 忠次君
柏木 重治君 井野 碩哉君
加賀山之雄君 森 八三三君
森田 義衛君 前田 穰君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 彌藏君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 杉山 昌作君
高木 正夫君 島村 軍次君
白井 勇君 横川 信夫君
深水 六郎君 木村 守江君
安井 謙君 伊能 芳雄君
青柳 秀夫君 高野 一夫君
西川弥平治君 石井 桂君
井上 清一君 関根 久藏君
川口爲之助君 吉田 萬次君
佐藤清一郎君 吉田 萬次君
森田 豊壽君 宮本 邦彦君
長島 銀藏君 長谷山行敏君
宮田 重文君 滝井治三郎君
田中 啓一君 岡崎 眞一君
石原幹市郎君 植竹 春彦君

反対者(青色票)の氏名 六十三名
橋見 義男君 永岡 光治君
湯山 勇君 大和 與一君
木下 源吉君 内村 清次君
秋山 長造君 阿具根 登君
海野 三朗君 大倉 精一君
河合 義一君 岡 三郎君
龜田 得治君 小松 正雄君

○議長(河井彌八君) 日程第六、港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出) 日程第七、北海道開発のために港灣工事に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) 日程第八、運輸省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。 ○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穰君。

審査報告書

港灣法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正
議決した。よつて多数意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十九年四月二十七日

運輸委員長 前田 穰

参議院議長河井瀧八殿

多数意見者署名

- 森田 義衛 仁田 竹一
- 入交 太蔵 大和 與一
- 村尾 重雄 木島 虎蔵
- 岡田 信次 一松 政二
- 高木 正夫

第十條の改正規定を次のように改
める。

第十條を次のように改める。

(解散の特例等)

第十條 港務局の解散は、当該港灣
について、地方公共団体が第三十
三條第一項後段の規定により港灣
管理者となるまでは、その効力を
生じない。但し、港務局を組織す
る地方公共団体が当該港務局の解
散について運輸大臣の承認を受け
た場合は、この限りでない。

2 港務局を組織する地方公共団体
は、港務局が解散した場合におい
て、第三十條第一項の債務に係る
債務その他法令で定める債務が存
するときは、定款の定めるところ
により連帯してその債務を負担す
る。

第十二條第一項の改正規定中「第
一号中「港灣区域及び」を「港灣区域、
港灣区域に隣接する地域及び」に改
め、」を「第二号中「港灣の発展の下
に」及び港灣区域に隣接する地域の

保全を加え」に改める。

第十八條第一項の改正規定を削
る。

第二十二條の改正規定を次のよう
に改める。

第二十二條第二項中「第十六條第
三項」の下に「第十七條」を加える。

第二十七條の改正規定を削る。

第三十五條の改正規定の前に次の
改正規定を加える。

第三十三條第一項に後段として次
のように加える。

港務局の設立されている港灣に
おいて、当該港務局が定款の定め
るところにより解散しようとする
場合も同様である。

第三十五條の改正規定の次に次の
改正規定を加える。

第三十六條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、港務局が港灣管
理者であつた港灣について、地方
公共団体が、第三十三條第一項後
段の規定により港灣管理者となつ
た場合に準用する。

第四十二條の改正規定を次のよう
に改める。

第四十二條第五項中「第十七條第
一項」を「第十七條」に改める。

第四十三條の改正規定を削る。

第五十二條第二項の改正規定を次
のように加える。

第五十二條第二項中「第十七條第
一項」を「第十七條」に、「第十七條第
二項」を「第十七條の第二項」に改
める。

第五十五條の次に四條を加える規
定のうち第五十五條の五第一項の規
定中「政令で定めるところにより、」
及び「の全部又は一部を削り、同項
に次の但書を加える。

但し、その補償を受ける者が必要
を生じさせられた工事によつて特
に利益を受けるときは、その利益
を受ける限度において、その者に
補償をしないことができる。

第六十條第二号の次に一號を加え
る規定中「第十條の規定による港務
局の解散の認可(重要港灣に係るも
のに限る。)」を「第十條第一項但書の
規定による承認」に改める。

第六十條第四号の次に一號を加え
る規定中「第四号」を「第四号中第四
十四條」を「第四十四條第四十四條
の二第三項において準用する場合を
含む。」に改め、同号に改める。

附則を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の施行の際現に存する
港務局を組織する地方公共団体に
は、改正後の第十條第二項の規定
は、適用しない。但し、同条同項
の規定により債務を負担すべき旨
を当該港務局の定款で定めた場合
は、この限りでない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正法案の要旨は、(一)港務
局の権限を強化して港務局の業務
の円滑なる遂行を図るために、港
灣の利用管理に関する行政事務を
行い得ることとし、又過剰金を徴
取し得る権限、料金等の未納者に
対し強制徴収をなし得る権限を手
えるとともに行政執行法等に基
く行政庁の権限を行使し得ること
とし、(二)港灣に隣接する地域及
び臨港地区内における港灣管理者

の権限に関する規定を整備し、
(三)国が助成する港灣工事費用の
精算方法を改正し、その他港灣施
設の範囲の拡張、港務局の解散、
港務局の業務、委員会の議事、補
欠委員の任期、監事、入港料、公
用負担、港灣工事に伴う工事費用
の補償等に関し、規定を新設し、又
は現行の規定を改正しようとする
ものである。当委員会においては
審議の結果港務局の解散、港務局
の業務、補欠委員の任期、監事、港
灣工事費用の精算方法、港灣工事
費用の補償に関する改正は適切で
ないと認め、所要の修正をした。
なお、別紙の附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

港灣管理者による港灣施設の整
備を促進し及び港灣の管理運営の
円滑なる遂行に資する利益があ
る。

三、費用
特に費用を要しない。
附帯決議
現行港灣法は占領行政下第七国会
において制定された経緯もあり、同
法に定める港灣の管理運営方式に
ついては基本的に再検討を要すべき点
をすくなしとしたい。
よつて政府は港灣法を全面的に再
検討し、港灣の開発、管理及び運営
に関し実情に即した適切な方策を考
究し、成果を得て国会に提出するこ
とを要望する。

港灣法の一部を改正する法律案

港灣法の一部を改正する法律
案(昭和二十五年法律第二百
十八号)の一部を次のように改正す
る。

第二條第五項中「左に掲げる施設」
を「第一号から第十一号までに掲げ
る施設並びに港灣の利用に必要な第
十二号及び第十三号に掲げる施設」
に改める。

第二條第五項第六号中「軌道走行
式荷役機械」の下に、「荷さばき地」
を加える。

第二條第五項第九号中「給炭施設」
の下に、「(港灣役務提供用船舶を除
く。)」を加え、同項第十号を第十一
号とし、同項第九号の次に次の一
号を加える。

十 港灣厚生施設 船舶乗組員及
び港灣労働者の休泊所及び診療
所

第二條第五項に次の二號を加える。

十二 移動式施設 移動式荷役機
械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港灣役務提供用船舶 船舶
の離着岸を補助するための給水、給油
並びに船舶のための給水、給油
及び給炭の用に供する船舶

第二條第六項中「前項各号」を「前
項第一号から第十一号まで」に改め
る。

第六條第一項第十一号の次に次の
一號を加える。

十二 解散に関する事項

第十條を次のように改める。

(解散)

第十條 港務局の解散は、第四條第
四項各号の区分により、運輸大臣

昭和二十九年三月二十日
内閣総理大臣 吉田 茂

又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十二条第一項第一号中「港灣区域及び」を「港灣区域、港灣区域に隣接する地域及び」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に掲げるものの外、港灣区域内又は隣港地区内における水面の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

第十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 水域施設の使用に關し必要な規制を行うこと。

第十二条第四項の次に次の一項を加える。

5 港務局は、運輸省令で定めるところにより、その管理する港灣施設の概要を公示しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(規程)

第十二条の二 港務局は、法令又は当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規程を定めることができる。

第十八条第一項但書を削る。

第二十一条第一項を次のように改める。

委員会の議事は、全委員の過半数で決する。

第二十二條第二項中「第十六條第三項の下に、第十七條」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 監事は、委員を兼ねることができない。

第二十三條第一項を次のように改める。

委員長は、港務局を代表し、港務局長としてその業務を総理するとともに、法令又は第四十五條の二の条例によりその権限に属せしめられた港灣の開発、利用及び管理に關する事務を行う。

第二十七條中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改める。

第三十五條第二項の次に次の一項を加える。

3 港灣管理者としての地方公共団体は、第一項の委員会を設置したときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三十七條第一項を次のように改める。

港灣区域内において又は港灣区域に隣接する地域であつて港灣管理者の長が指定する区域(以下「港灣隣接地域」といふ。)内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港灣管理者の長の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七號)第二條の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港灣区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下本条中同じ。)又は公共空地の占用

二 港灣区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)

四 前各号に掲げるものを除き、港灣の開発、利用又は管理に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

第三十七條第二項中「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に、「許可をしてはならない。」を「許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港灣管理者の管理する水域施設について同項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。」に改める。

第三十七條第三項中「又は日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社又は地方公共団体」に、「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 港灣管理者の長は、港灣区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

第三十七條第五項中「前項の水域占用料又は土砂採取料」を「第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 港灣管理者の長は、規則又は港務局長の委員長の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第三十七條の二を第三十七條の三とし、同條に見出しとして「許可の取消等」を加え、同條中「前條」を「第三十七條第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 港灣管理者の長は、第三十七條第一項の許可を受けなければならぬ行為を許可を受けないでした者に対し、その設置した施設の改築、移転若しくは撤去又は原状の回復を命ずることができる。

第三十七條の次に次の一条を加える。

(港灣隣接地域)

第三十七條の二 前條第一項の規定による港灣隣接地域の指定は、港灣区域外百メートル以内の地域内の区域について、当該港灣区域及び港灣区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲でなければならない。

2 港灣管理者の長は、港灣隣接地域を指定しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び指定しようとする地域を公告して、公聴会を開き、当該地域に利害關係を有する者にその指定に關する意見を述べる機会を与えなければならない。港灣隣接地域を変更しようとするときも同様である。

3 港灣管理者の長は、港灣隣接地域の指定をしたときは、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第四十條第一項中「建設してはならない。」を「建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第四十條の次に次の一条を加える。

(違反構築物に対する措置)

第四十條の二 港灣管理者の長は、前條第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

い。」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、五千円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第四十條の次に次の一条を加える。

(違反構築物に対する措置)

第四十條の二 港灣管理者の長は、前條第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

2 港灣管理者の長は、前項の命令をしようとするときは、その命令に係る者に対し、あらかじめ期日、場所及び命令をしようとする事項を通知して、聴聞をしなければならない。

3 聴聞に際しては、当該命令に係る者その他の利害關係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第四十一條第一項中「前條」を「第四十條第一項」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前條第二項及び第三項の規定は、港灣管理者の長が前項の命令をしようとする場合に準用する。

第四十二條第五項中「第十七條第一項」を「第十七條」に改め、同項の次に次の四項を加える。

6 港灣管理者が第一項から第三項までの規定により国の負担金の交付を受けて港灣工事をする場合には、これらの規定に定める工事に要する費用は、政令で定めるところにより、港灣管理者が当該工事のために支出した金額とする。

7 運輸大臣は、第一項から第三項までの規定により国が港灣管理者の行う工事に要する費用を負担する場合において、その負担金に千円未満の端数を生じたときは、政令で定めるところにより、その端数を切り捨てた額又はこれを切り上げて千円とした額を国の負担金とすることができる。

8 第一項から第三項までの規定により国の負担金の交付を受けて港灣管理者がした工事が完了した場合同項において、材料その他の物件が残存するときは、港灣管理者は、当該物件を第一項から第三項までの規定によりその工事に要する費用を負担することができる。他の工事に及ぶ政令で定める工事に以外に目的に使用してはならない。

9 港灣管理者は、前項の規定に違反して当該物件を使用したとき、又は当該物件を処分したときは、当該物件を運輸省令で定める方法によつて金銭に換算した価額(当該物件を処分した場合において処分金額が当該価額をこえるときはその処分金額)に第一項から第三項までに規定する国の負担率を乗じた金額を国庫に納付しなければならない。

第四十三条に次の一項を加える。

2 前条第六項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定により国の補助金の交付を受けて港灣管理者がした港灣工事の費用及び工事が完了した場合における残存物件の処理に關して準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「前項」と、同条第九項中「第一項から第三項まで」に規定する国の負担率」とあるのは「前項の規定により国が補助した率」と読み替へるものとする。

第四十三条の三を次のように改める。

(原因者の負担)
第四十三条の三 港灣管理者は、港灣管理者以外者の行う工事又は行為により必要を生じた港灣工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法については、港灣管理者としての地方公共団体(港灣管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるもの)の条例で定める。

3 地方自治法第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例について準用する。

第四十三条の四に次の一項を加える。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十四条第一項中「料金」の下に「(次条第一項の入港料を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中「違反すると認めるときは、」の下に「その施行の日までに、」を加え、同項を第三項とし、同条第三項を第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 港灣管理者は、水域施設(泊地を除く)又は外かく施設の利用に對し、前項の料金を徴収することができる。

第四十四条に次の一項を加える。

5 港務局は、第十二条の二の規程の定めるところにより、詐偽その他不正の行為により第一項の料金の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第四十四条の次に次の二条を加える。

(入港料)
第四十四条の二 港灣管理者は、当該港灣に入港する船舶から、当該港灣の利用につき入港料を徴収することができる。但し、警備救難に従事する船舶、鉄道連絡船、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができる。

2 政令で定める重要港灣の港灣管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率を定めて、運輸大臣の認可を受けなければならない。その料率を変更しようとするときも同様である。

3 前条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の港灣管理者以外港灣管理者が徴収する入港料に、前条第五項の規定は、港務局が徴収する入港料に關して準用する。

(滞納処分)
第四十四条の三 地方自治法第二百二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、入港料その他の料金、過怠金その他港務局の収入に關して準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「港灣法第十二条の二の規程」と読み替へるものとする。

2 前項の収入並びに同項において準用する地方自治法第二百二十五条第三項の規定による手数料及び延滞金は、国及び地方公共団体の徴収金に次いで先取特権を有し、その時効については地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十四条の規定を、その取扱については同法第十七条及び第十八条の規定を準用する。

3 前条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の港灣管理者以外港灣管理者が徴収する入港料に、前条第五項の規定は、港務局が徴収する入港料に關して準用する。

(事務の委任)
第四十五条の二 港務局を組織する地方公共団体は、条例で定めるところにより、港灣の利用及び管理に關する事務(当該地方公共団体の公共事務及び法律又は政令により当該地方公共団体に屬する事務を除く)を港務局の委員会の委員長に委任することができる。

第四十六条第一項中「この法律により」を「港灣管理者は、」に、「若しくは貸し付けようとする者は、」を「又は貸し付けようとするときは、」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により運輸大臣がする港灣工事の費用及びその負担に關して準用する。この場合において、同条第五項中「第十七条及び第十九条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項及び第十九条第二項」と、第四十二条第六項中「港灣管理者」とあるのは「国」と、「第一項から第三項までの規定により国の負担金の交付を受けて」とあるのは「前項の規定により」と、同条第七項中「国」とあるのは「港灣管理者」と、「港灣管理者」とあるのは「国」と読み替へるものとする。

第五十五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条後段中「港灣管理者」とあるのは「港灣管理者」としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体と読み替へるものとする。

第五十五条の次に次の四条を加える。

3 第一項において準用する地方自治法第二百二十五条第三項の規程は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

3 前条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の港灣管理者以外港灣管理者が徴収する入港料に、前条第五項の規定は、港務局が徴収する入港料に關して準用する。

(事務の委任)
第四十五条の二 港務局を組織する地方公共団体は、条例で定めるところにより、港灣の利用及び管理に關する事務(当該地方公共団体の公共事務及び法律又は政令により当該地方公共団体に屬する事務を除く)を港務局の委員会の委員長に委任することができる。

第四十六条第一項中「この法律により」を「港灣管理者は、」に、「若しくは貸し付けようとする者は、」を「又は貸し付けようとするときは、」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により運輸大臣がする港灣工事の費用及びその負担に關して準用する。この場合において、同条第五項中「第十七条及び第十九条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項及び第十九条第二項」と、第四十二条第六項中「港灣管理者」とあるのは「国」と、「第一項から第三項までの規定により国の負担金の交付を受けて」とあるのは「前項の規定により」と、同条第七項中「国」とあるのは「港灣管理者」と、「港灣管理者」とあるのは「国」と読み替へるものとする。

第五十五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条後段中「港灣管理者」とあるのは「港灣管理者」としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体と読み替へるものとする。

第五十五条の次に次の四条を加える。

昭和二十九年四月二十八日 參議院會議録第四十号 港灣法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 港灣法の一部を改正する法律案外二件

(他人の土地への立入)

第五十五条の二 運輸大臣又は港灣管理者は、港灣工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 運輸大臣又は港灣管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。但し、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の立入は、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(非常災害の場合における土地の一時使用等)

第五十五条の三 港灣管理者は、非常災害による港灣施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防ぎよに從事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、取用し、若しくは処分することができる。

(損失の補償)

第五十五条の四 国又は港灣管理者は、前二条の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

2 第四十一条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。(港灣工事に伴う工事の費用の補償)

第五十五条の五 運輸大臣又は港灣管理者の行う港灣工事の結果、港灣管理者以外の者に工事の必要を生じさせた場合においては、国又は港灣管理者は、政令で定めるところにより、その必要を生じさせた限度において、その費用の全部又は一部を補償しなければならない。

2 第四十一条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第五十八條第二項中(大正十年法律第五十七号)を削る。

第五十九条を次のように改める。(行政事件訴訟特別法等の適用)

第五十九条 港務局の管理する一般公衆の利用に供する港灣施設に関する公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律(大正三年法律第三十七号)の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

2 第三十七条の三、第四十条の二、第四十一条第一項の命令、前条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による権限の行使並びに公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律第一条の命令に関する行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の適用は、加える。

十三年法律第四十三号)の適用について

十三 港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

3 第三十七条第一項の許可、同条第四項の占用料及び土砂採取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の三、第四十条の二第一項及び第四十一条第一項の命令、第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一項の負担金の徴収、第四十四条第一項の料金の徴収、同条第五項(第四十四条の二第三項において準用する場合を含む。)の過怠金の徴収、第四十四条の二第一項の入港料の徴収、第四十四条の三第一項の規定により準用する地方自治法第二百二十五条第一項、第三項及び第四項の規定による滞納処分、第四十五条の二の規定による委任に基いて行ふ事務の執行、前条第二項の規定に基く公有水面埋立法による権限の行使、公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律第一条の命令並びに行政代執行法の適用に関する訴に関する行政事件訴訟特別法(昭和二十三年法律第八十一号)の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

第六十条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十条の規定による港務局の解散の認可(重要港灣に係るものに限る。)

第六十条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十四条の二の規定による入港料についての認可

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

北海道開発のためにする港灣工事に関する法律の一部を改正する法律案 昭和二十九年四月二十二日 参議院議長 堤 康次郎 衆議院議長 河井彌八郎

北海道開発のためにする港灣工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「けい留施設又は臨港交通施設」を「けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港灣施設用地」に改める。

第三条第二項中「第十七条第一項」を「第十七条に、第十七条第二項」を「第十七条の二第一項」に改め、同条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 前条第一項に規定する港灣工事によつて生じた土地又は工作物は、公用のため国において必要なものを除き、運輸大臣において、港灣管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港灣管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

2 前条第一項に規定する港灣工事によつて生じた土地又は工作物(前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、公用のため国において必要なものを除き、港灣施設となるべきもの及び港灣の管理運営に必要なものは、これを港灣管理者に管理を委託しなければならない。

3 港灣法第五十四条第二項(港灣施設の貸付等)の規定は、前項の規定により管理を委託する場合に準用する。

4 港灣施設(航行補助施設を除く。)は、公用のため国において必要なものを除き、これを港灣管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

2 前条第一項及び港灣法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は管理を委託する場合に準用する。この場合において、前条第一項後段中「港灣管理者」とあるのは、港灣管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替へるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

運輸省関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

運輸省関係法令の整理に関する法律案

左に掲げる法令は、廃止する。

一 海図刊行に付新に礁州を発見し、港灣を測量する者に海軍省水路寮に開申せしむる件(明治七年太政官布告第百十号)

二 日本形五百石以上の船舶製造禁止の件(明治十八年太政官布告第百十六号)

三 予定鉄道線路中私設鉄道会社に敷設計可の件に関する法律(明治二十六年法律第八号)

四 北海道官設鉄道用品買入手続に関する法律(明治三十二年法律第百八号)

五 京釜鉄道買収法(明治三十九年法律第十八号)

六 遠洋航路補助法(明治四十二年法律第十五号)

七 那覇港修築工事を沖縄県に引継ぐ事に関する法律(明治四十三年法律第二十一号)

八 補助航海に従事する商事会社に關する法律(明治四十三年法律第三十二号)

九 鉄道又は船舶と露国の鉄道又は船舶との貨物の連絡運送に関する法律(明治四十五年法律第十三号)

十 北海道拓殖鉄道建設費利子支出

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 港灣法の一部分を改正する法律案外二件

に關する法律(大正六年法律第十号)

十一 借入鉄道及輕便鐵道の買収に関する法律(大正六年法律第二十五号)

十二 造船奨励金下付停止に関する法律(大正六年法律第二十九号)

十三 成田鐵道及中越鐵道買収に関する法律(大正九年法律第五十五号)

十四 朝鮮私設鐵道補助法(大正十年法律第三十四号)

十五 樺太地方鐵道補助法(大正十年法律第四十号)

十六 台湾私設鐵道補助法(大正十一年法律第二十四号)

十七 支那に於ける帝國法人の所有する船舶等に関する法律(大正十四年法律第五十二号)

十八 日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律(昭和二十二年法律第百十六号)

十九 木船保險組合の解散に関する法律(昭和二十三年法律第百六号)

二十 船舶運賃の船員の給与基準の設定及び船舶運賃の役員に對する特別手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第百六号)

二十一 日本國有鐵道の所有地内に於る日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十三号)

二十二 低性能船舶買入法(昭和二十五年法律第百四十二号)

二十三 低性能船舶買入法の規定により國が買入れた船舶の外航船履需給調整のために充てに關する法律(昭和二十六年法律第六十一号)

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

2 京釜鐵道買収法により発行した國債の消滅時効については、なお従前の例による。

〔前田磯吉登壇、拍手〕

○前田磯吉 只今議題となりました港灣法の一部を改正する法律案は二件につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず港灣法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この改正法案は、港灣法施行後の経験に鑑みて、不備なる点を改正しようとするものであります。その内容は多岐に亘つておりますが、主なるものにつきまして簡単に申し上げます。

第一は、港務局の業務の円滑なる遂行を図るために港務局の権限を強化したことであります。即ち港務局は、その組織母体たる地方公共団体の委任により、港灣の利用管理に関する行政事務を行つて得ることとし、又不正行為により料金等の徴収を免れた者に対し過怠金を徴収し得る権限、料金未納者に対し強制徴収をなし得る権限を授け、更に、行政代執行法等に基く権限をも行使し得ることとしたことであります。

なお御参考までに申し上げますと、港灣法に定める港灣管理者には、地方公共団体、地方公共団体の組合及び關係地方公共団体によつて組織される公法人たる港務局の三形態がござりまして、港務局は昨年新居浜港において設立され、更に二、三の港務局が北九州において近く設立される予定の趣きであります。

改正の第二は、港務局の解散に関する事項を定款の必要的記載事項とする

と共に、解散につきましては運輸大臣又は知事の認可をその効力発生要件としたことであります。

第三は、現行法におきましては、港灣に隣接する地域内において港灣管理者の許可を要する行為の範囲は広きに失してござりますので、この点を是正すると共に、地域の指定が慎重に行われようとしたことであります。

第四は、臨港地区内における構築物に関する現行の規制を強化いたしますと共に、違反構築物に対し、撤去、移転等の命令をなし得る権限を港灣管理者に与へたことであります。

第五は、國が助成する港灣工事費用の精算方法につきまして、その簡素、迅速化を図る意図の下に、現行の原価主義を支出主義に改めたことであります。

その他、港灣施設の範囲の拡張、港務局の業務、入港料、港灣施設の損傷者及び港灣工事による受益者の費用負担、港灣工事の結果、他人に工事の必要を生じさせた場合における費用の補償、港灣工事に伴う調査測量のため他人の土地への立入権等に関する規定を整備したことであります。

当委員会におきましては、港務局制度に関する基本問題、港務局の解散に關する認可制、その他、港灣における私設橋樑等のけい留施設を一定の条件下に他の者にも利用せしめ、けい留施設の効率的利用の途を開く規定を設けることの可否等の諸問題に關し、極めて慎重なる審議が行われたのでありまして、私有けい留施設の効率的利用の問題につきまして、政府委員は「一港灣において私有けい留施設しないような場合は、基本的には公共事業による港灣工事を促進することによつて解決したい。又、私人がけい留施設を設置する場合は、その使用が公共の利益に適合するように条件を附して許可する等の方法によつて、実情に即して解決して参りたい」との答弁がございました。

討論に入りまして、岡田委員より修正案が提出されたのであります。修正案はお手許に配付いたしてありますから、朗読を省略いたします。

この修正の要旨を簡単に申し上げますと、

第一は、港務局の解散認可制をやめまして、解散に伴う後始末の規定、即ち、解散する港務局の債務は、その組織母体が負担することとし、又当該港灣について後継者の管理者が決定するまで解散の効力は生じないこととする規定を設けたことであります。

第二は、修正案におきましては、港務局の業務として港灣に隣接する地域を良好な状態に保全することを意図して行つておりますが、この修正案の意図するところを明確にするように修正したことであります。

第三は、補欠委員の任期に關する規定、監事の委員兼任禁止の規定は、あえて改正する理由が乏しいので、改正を取りやめにしたことであります。

第四は、港灣工事費用の精算方法に關する改正は、経理を複雑にする虞れもあり、むしろ現行方法に近代的経理方式を採用することによつて、精算の簡素迅速化を図るほうが妥當であるので、この改正を取りやめたことであります。

第五は、港湾工事に伴う工事費用の補償に關する改正案は、補償金の算定につきまして法律事項を政令に委ねる虞れがありますので、河川法の場合のように法律に明記したことであります。

次に森田委員より「港務局制度は占領行政の遺物であつて、現行法のままでは日本の国情にそぐわない虞れがある。又適切な港湾の管理運営を行うためには港務局の権限は不十分であり、地方公共団体の身代りとも言うべき港務管理者としては万全な制度とは言いがたない。よつて次の決議案を附すべき」旨の動議が提出されました。その決議案は、

現行港務法は占領行政下第七国会において制定された経緯もあり、同法に定める港湾の管理運営方式については基本的に再検討を要すべき点が少しとしない。

よつて政府は港務法を全面的に再検討し、港湾の開発、管理及び運営に關し実情に即した適切な方策を考究し、成案を得て国会に提出することを要する。

右決議する。

この改正法案の要點の第一は、開発途上の北海道港湾の特殊事情に鑑み、公共用港湾施設用地の建設改良に要する工事費用について国が七割五分を負担することとし、従来の予算上の慣行を立法化したことであり、

第二は、国の直轄工事によつて生じた土地又は工作物は、公用のため国において必要なものを除き、港務管理者にその負担の範囲内で無償譲渡するか、又は管理委託をしなければならぬこととしたことであり、

第三は、港務管理者設立の際におきまして国有港湾施設となつてゐるものについても、第二の場合と同様、公用のため国において必要なものを除き港務管理者にその負担の範囲内で無償譲渡するか又は管理委託をせよとせしめ、有償貸付を認めないこととしたことであり、以上の三點は、いずれも港務法の特例をなすものであります。

本委員会の質疑におきましては、北海道における港湾整備の見通し、北海道における港湾整備の海上輸送に及ぼす効果等につきまして質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲ることといたします。

動議により討論を省略して、採決に入りましたところ、本法案は、原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

次に運輸省関係法令の整理に關する法律案について御報告申し上げます。

本法案は太政官布告及び法律中すでに死文化したものを、存在の意義が消失したものをこの際整理しようとするものであります。海國刊行に付新に礁州を発見し、港湾を測量する者に

海軍省水路寮に開申せしむる件」外十二件を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、政府委員より詳細な説明を聞きまして、格別の問題もなく、質疑、討論省略の動議が成立し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず港務法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第九、特別調査資金設置令等の一部を改正する法律案

日程第十、財政法等の一部を改正する法律案

日程第十一、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

日程第十二、国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

特別調査資金設置令等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八君

特別調査資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊(以下「國際連合の軍隊」という。)

の派遣国の政府」を、「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き本邦において遂行する同国政府の職員又は日本国における協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊」を加える。

第二条 駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に關する法律(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き本邦において遂行する同国政府の職員又は日本国における協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊」を加える。

第三条第二項中「アメリカ合衆国政府」を、「アメリカ合衆国政府」の下に「又は日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊」を加える。

第四条中「調達に要する経費」の下に「及び過誤に因る受入金の還付金」を加える。

第五条第一項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、同条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、「政令で定めるところにより、」の下に「受入金の資金への受入、前条に規定する支払資金の交付、」を加える。

第八条中「(納官吏を除く。以下同じ)」を削り、「資金の運営に關する行為」の下に「(会計法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。)」を加える。

第二條第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改める。

第三條第二項中「アメリカ合衆国政府の下に」又は「國際連合の軍隊の派遣国の政府」を、「受入金の下に」及び「資金の運営に伴うその他の受入金で政令で定めるもの(以下「受入金」と総称する。))」を加え、「資金に組み入れる」を「資金に受け入れる」に改める。

第四條中「調達に要する経費」の下に「及び過誤に因る受入金の還付金」を加える。

第五條第一項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、同条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、「政令で定めるところにより、」の下に「受入金の資金への受入、前条に規定する支払資金の交付、」を加える。

第八條中「(納官吏を除く。以下同じ)」を削り、「資金の運営に關する行為」の下に「(会計法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。)」を加える。

本則第一項中「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き本邦において遂行する同国政府の職員又は日本国における協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊」を加える。

第三條第二項中「アメリカ合衆国政府」を、「アメリカ合衆国政府」の下に「又は日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定に基き本邦の領域内にある国際連合の軍隊」を加える。

第四條中「調達に要する経費」の下に「及び過誤に因る受入金の還付金」を加える。

第五條第一項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、同条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、「政令で定めるところにより、」の下に「受入金の資金への受入、前条に規定する支払資金の交付、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、国際連合の軍隊に係る改正の部分は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の効力発生の日、アメリカ合衆国政府の職員に係る改正の部分は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

財政法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月十五日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

(小学は衆議院修正)

財政法等の一部を改正する法律案
財政法等の一部を改正する法律案
第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「(第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。)」を加え、同条第三項中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。
第三十四条第三項中「及び会計検査院」を削る。
第四十三条第二項を次のように改める。

前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内に

おいて、これを翌年度に繰り越して使用することができる。
第四十三條に次の二項を加える。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。

第四十三條の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十三條の三 各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することが出来る。
第二条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第十三条第五項中「代理支出負担行為担当官」というを「代理支出負担行為担当官」とい、第四項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、

これを分任支出負担行為担当官といふ。に改め、同条第四項中「前三項を、前四項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。
第十三條の二に次の一項を加える。

分任支出負担行為担当官が支出負担行為をなす場合における前項の規定の適用については、同項前段中「支出負担行為担当官」とあるのは、「分任支出負担行為担当官」と、「支出負担行為の内容を表示する書類」とあるのは、「支出負担行為担当官が所属の各分任支出負担行為担当官のなす支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と読み替へるものとする。

第十三條の四中「第十三條の二」を「第十三條の二第一項」に改める。
第四十二條中「遅滞なく、」を「政令の定めるところにより、」に改める。
第四十六條の次に次の一条を加える。
第四十六條の二 各省各庁の長は、財政法第四十三條第一項に規定する繰越の手續に関する事務を当該各省各庁所属の職員又

は他の各省各庁所属の職員に、大蔵大臣は、同項に規定する承認に関する事務を大蔵省所属の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。
第四十七條第一項中「大蔵省」を「大蔵大臣」に改める。
第四十八條中「又は認証」の下に「、繰越の手續」を加え、「吏員」を「長又は吏員」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の財政法の規定は、昭和二十九年年度分の予算から適用する。
3 昭和二十八年年度分以前の予算に係る繰越については、なお従前の例による。
4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第八条中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六 各省各庁の繰越明許費に関し、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。

5 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号中「官吏」を「長又は官吏」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十五日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、且つ、当該年度の歳入歳出の決算上剰余金があるときは、当該剰余金に相当する金額の範囲内で、予算の定めるところにより、当該剰余金を生じた年度の翌年度において、森林資源の維持増強のための基金(以下「森林基金」といふ。)への組入又は一般会計への繰入をすることが出来る。

森林基金は、予算の定めるところにより、これを使用しなければならない。
第十三條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、当該利益の額から前条第一項の規定により森林基金に組み入れる額及び一般会計に繰り入れる額の合計額を控除した額に相当する金額は、これを損失補てんの

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 特別調査資金設置法等の一部を改正する法律案外三件

ための積立金として積み立てるものとする。

この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する額を減額してこれを整理するものとする。但し、当該損失の額が前項の積立金の額を超過するときは、その超過額を、前項の積立金の額がないときは、当該損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

第十七条第一項中「積立金」を「森林基金」に改め、同条に次の二項を加える。

この会計において、運転資金に充てるため必要があるときは、農林大臣は、大蔵大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金の前又は融通証券の発行に代え、森林基金に属する現金の繰替使用をすることができ、前項の規定により繰替使用をした金額は、当該年度内に、これを森林基金に返還しなければならぬ。

第十七条の二第二項の項番号を削る。

附則第五条を次のように改める。

第五条 この会計においては、当分の間、この会計の負担において、保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第 号)第二条の規定による保安林整備計画に基づき、同法第四条に規定する森林等(同法第六条に規定する森林の土地の上の権利及び立木竹を含む。以下同じ。)を買い入れることができる。

前項の規定による買入及びその買入に係る森林等についての治山事業に要する経費の財源に不足するときに限り、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をすることができ、

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第五条の改正規定は、保安林整備臨時措置法施行の日から施行する。

2 改正前の国有林野事業特別会計法附則第五条第二項の規定により損失補てんのため積み立てられた積立金は、改正後の同法第十三条の規定により積み立てられた積立金とみなす。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十九年四月十五日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

第一条 この法律は、国民金融公庫が恩給等を担保として貸付をする場合におけるその担保の効力に関する規定を設けるとともに、その

業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。
(用語の定義)

第二条 この法律において「恩給等」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の法令に規定する恩給で年金として給されるもの
- 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第五号(援護の種類)に規定する障害年金及び遺族年金
- 三 条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

2 この法律において「受給証書」とは、恩給等が給されることを証する書面をいう。

第三条 国民金融公庫(以下「公庫」という。)に担保に供された恩給等については、その担保に供されてある間は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができ、

2 公庫は、担保に供された恩給等について支払を受ける金銭をもつて当該担保に係る貸付金の弁済に充当するものとする。

第四条 恩給等を担保に供して公庫から貸付を受けた者は、その債務の全部の弁済が終わるまでは、その担保に係る恩給等を受ける権利を放棄することができない。

(担保の範囲)
第五条 公庫が、恩給等について担保権を有する場合において、その担保に供された恩給等の受給額が改定されたときは、改定後の恩給等の上に担保権を有する。

2 恩給等を担保に供した場合においては、その担保の効力は、当該恩給等を担保に供した者の遺族(その担保に供した者が遺族であるときは、その後順位者)が受ける恩給等の上には及ばない。

(証書の引渡し)
第六条 恩給等を担保に供する者は、その受給証書を公庫に引き渡さなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保に供する場合その他受給証書の発行がない場合においては、この限りでない。

(裁定庁への通知)
第七条 恩給等を担保として貸付をしたとき、又はその担保権が消滅したときは、公庫は、遅滞なく、その旨を当該恩給等の裁定をする機関(以下「裁定庁」という。)及びその支払をする機関に通知しなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保として貸付をした場合においては、その支払をする機関に対してその通知は、当該恩給等について裁定があつた後にすればよい。

(証書の公庫への交付)
第八条 裁定庁は、公庫に担保に供された恩給等について受給証書を発行し、又は再発行する場合においては、当該証書を公庫に交付しなければならない。

(公庫の代位)
第九条 公庫は、恩給等を担保に供した者に代つて、恩給等に関する請求、裁定庁に対する書類の提出その他恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

(公庫の業務の特例)
第十条 公庫は、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一条(目的)及び第十八条(業務の範囲)の規定にかかわらず、恩給等を担保とする場合に限り、生業資金以外の資金の小口貸付の業務を行うことができる。

2 前項の業務は、国民金融公庫法第五条第三項(政府の出資金の使用)又は第三十二条第三号(罰則)の規定の適用については、同法第十八条第一項に規定する業務とみなす。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2 国民金融公庫法の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「九人」を「十人」に改め、同条第三項第三号中「三人」を「四人」に改める。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕
○藤野繁雄君 只今議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容について申し上げますと、
 第一は、特別調達資金設置令についての改正であります。只今承認すべきものと決定しました。日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び今回政府が国際連合の軍隊の派遣の政府との間に締結承認を求めて参つております。日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基いて、国際連合の軍隊又はアメリカ合衆国政府の特定の職員に必要に応じて行つた物及び役務の調達について従来なされてい

る駐留軍の場合と同様に、特別調達資金において取扱はれることにより、その現金の支払の原因となる契約等の事務の一部を都道府県の職員に取扱はしめていたものであります。今回、アメリカ合衆国政府等からの受入金の同資金への受入れ等の事務についても、都道府県の職員に取扱はれることができ

ることとする等の改正をしようとするものであります。
 第二は、駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律についての改正であります。国際連合の軍隊、又はアメリカ合衆国政府の特定の職員のために労働に服する者等の給与の支払事務につきましても、その事務の一部を銀行に委託して取扱はれることができることとするものであります。

本案の審議に当りましては、特別調達資金の回転状況及び同資金の今後における使途等について、質疑応答が交わされたのであります。詳細は速記録によつて御承知願います。
 質疑を終り、討論に入りましたところ、平林委員より、「吉田総理大臣

は、国会軽視の嫌があり、かかる吉田総理大臣が本案の提出者である以上、本案に反対する」との意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。決第であります。

次に、財政法等の一部を改正する法律案について申し上げます。
 本案は、財政会計制度の合理化と、簡素化を図り、以て国の会計事務の円滑な運営に資するため、財政法及び会計法中、必要と認められる部分につきまして、所要の改正を加えようとするものであります。以下その主要点について申し上げます。

第一に、各省各庁の長は、繰越明許費及び事故繰越の経費について、大臣の承認を受ければ、承認を受けた金額の範囲内で翌年度に繰り越して使用することができることとする。共に、繰越の手續に関する事務を各省各庁所屬の職員に委任することができることとしたしております。

第二に、繰越明許費にかかる歳出予算に基いて、国が工事請負契約等の債務負担を行う場合に、その支払が翌年度にまたがるものについては、現行法では、その年度内に支出可能な部分についてはは支出負担行為をなし、翌年度に支出すべき部分については、予算の繰越を待つて、改めて支出負担行為をなさなければならないことになつておりますが、これを改めまして、各省各庁の長が大臣の承認を受ければ、承認を受けた金額の範囲内で、翌年度に支出すべき部分をも併せてその年度内において債務を負担することができることとしたしております。

第三に、国が債務負担行為によつて支出すべき年限は、現行法では、その年度以降三箇年度以内になつておりますが、これを二箇年延長して、五箇年度以内とするものとしたしております。

第四に、新たに分任支出負担行為担当官の制度を設け、支出負担行為担当官の設置されていない官庁において行つた支出負担行為の円滑を期することとしたしております。

そのほか、事務簡素化の一環として、支払計画を承認した場合の大蔵大臣の会計検査院に対する通知を廃止し、又、出納官吏が現金、又は物品を亡失、毀損した場合における大蔵大臣に対する通知を、一定期間分を取りまとめて通知することができることとしたしております。

なお、本案につきましては、衆議院において今回の改正に伴い、予算執行職員等の責任に関する法律につきましても、所要の字句改正を行つて修正が加えられております。

本案の審議に当りまして、各委員から熱心な質疑が行われましたが、その主なるものについて申し上げますと、「繰越明許費は翌年度に繰越して使用する」ことを国会で議決したものであるのに、各省各庁の長が繰越を必要とする場合は更に大臣の承認を経なければならないとしておる理由はどこにあるか」との質疑に対し、「事業の執行の円滑を期すると共に経費の使用が濫に流れることのないようにするためにも、又国庫の歳入欠陥等、万一の場合に備えておくためにも現行の承認の制度は適当であり、且つ必要であると考へる」との答弁があり、又現行法では

債務負担行為によつて国が支出すべき年限は三カ年度以内となつておるが、国会の議決を経ればその年限を延長し得ることになつておるから、必要があれば三カ年度を越えることもできる。この年限を繰越すの年限が五カ年度以内となつておる点を考慮して、五カ年度以内に改めるといふが、何故そのより必要な必要があるか」との質疑に対し、「現行法では、必要がある場合に延長が認められるのであつて、当初から三カ年度を越える債務負担行為はできないことになつておる。特殊な場合にはあるが三カ年度以内では不都合な場合もある。改正の結果、債務負担行為の年限が五カ年度以内になつても、一般的にこれを適用する考えはなく、極く特殊なものに限定したい」との答弁があり、又「事務簡素化の一環として支払計画を承認した場合の大蔵大臣の会計検査院に対する通知を廃止することとなつておるが、会計検査院の活動に支障を来たさないか」との質疑に対し、「会計検査院としては検査上特に支障はない」との答弁がありました。その詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、小林委員より「繰越明許費を設けることについては、今後特に慎重を期することを希望して賛成する」との意見が述べられ、次いで成瀬委員より「今回の改正によつて予算の執行に種々問題の発生することが気すかわれるので反対する」との意見が述べられ、更に平林委員より「政府は去る四月二十三日の本院本会議の決議を尊重し、速かに善処すべきであり、従つて政府提

出の本案に強く反対する」との意見が述べられ、最後に東委員より「本案には、この際これに便乗して改正せられた点がある。右については政府の猛省を促して賛成する」との意見が述べられ、採決の結果多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。決第であります。

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。
 本案の内容について申し上げますと、第一点は、森林基金を設置することにかかる改正であります。国有林野事業特別会計法の現行規定によりますると、森林資源維持のため予算の定めるところにより、国有林野事業特別会計の決算上生じた利益金につき、そのうちから、積立金を積立てることができ、これを控除した額に相当する金額を当該年度の一般会計に納付しなければならぬこととなつており、又例外として当分の間は損失補填のために積立金をすることができるとなつておるものであります。本案は、この森林資源維持のための積立金を森林基金とすることとし、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、且つ歳入歳出の決算上剰余金があるときは、それに相当する金額の範囲内で予算の定めるところにより当該年度の翌年度において基金に組入れ、又は一般会計に繰入をすることができるとし、更に利益があるときは損失補填のための積立金を積立てることができることとしようとするものであります。又この会計の運転資金に充てるため必要ある場合は、一時借入金

の借入、又は融通証券の発行に代え

て

て

昭和二十九年四月二十八日 参議院会議録第四十号 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案外三件

昭和二十九年四月二十八日 参議院會議録第四十号 議事日程追加の件 法務省設置法の一部を改正する法律案

て基金に属する現金の繰替使用が出来ることとしようとするものであります。

第二点は、先に可決されました保安林整備臨時措置法案にかかる改正であります。国土保全上必要な森林等は、この会計において経営することが適当であるとの見地から、保安林整備計画に基き当分の間の会計の負担において森林等を買入れることができることとし、買入及び買入れた森林等についての治山事業に要する経費の財源に不足を来たすときに限り、予算の定めるところにより一般会計からこの会計に繰入金をするのであります。委員会における審議の詳細は速記録に譲ることを御了承願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「去る四月二十三日の本院本会議における決議に基き政府は善処すべきである。本案はその政府の責任者である吉田総理大臣の提出したものである理由から、本案に反対せざるを得ない」旨の意見が述べられ、採決の結果多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案について申し上げます。従前、恩給担保金融は恩給金庫によつて行われていたが、昭和二十四年、国民金融公庫の設立に伴つて同金庫は解散し、恩給担保金融の途は閉ざされたのであります。然るに最近恩給等を担保とする金融への措置が強く要望され、昨年恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正すること

によつて、すでに国民金融公庫を通じて再び恩給等を担保とする金融の途が開かれたのであります。今、右金融に、国民金融公庫の業務の範囲を拡張することに、恩給担保金融を円滑にいたそうとするものであります。

次に、本案の内容を申し上げます。第一に、本法により公庫に担保に供することができる恩給等は、恩給法その他の法令による年金たる恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金及び遺族年金並びに条例により支給される年金で右に準ずるものといふこととすることとであります。

第二に、担保に供された恩給等は、国民金融公庫だけがその支払いを求めることが出来るものとし、又債務者はその債務を完済するまでは恩給等を受ける権利を放棄することができないこととし、その他担保の効力について所要の規定を設けようとするものであります。

第三に、国民金融公庫は恩給等を担保とする貸付に限つて、事業資金以外の資金の小口貸付ができるよう特例を設けることとしたこととすることとであります。

第四に、公庫における恩給担保貸付の適正円滑な運営に資するため、国民金融審議会の委員に国民大衆の利益を代表する者一人を追加することといたそうとするものであります。これには恩給等の受給者の代表を充てることとが予定されております。

故に恩給金庫を復活しないのであるか」との質疑に対し、「従前の恩給金庫の制度を復活することは、財政上の理由等からして、只今は考えていない」旨の答弁があり、「国民金融公庫が行う恩給担保金融に如何ほどの貸付資金を計上しているか」との質疑に対し、「昭和二十九年年度に回収金を見込んで二十三億円を計上している」との答弁がありました。なお、本案審議の過程において、中小企業金融問題の重要性について質疑がなされたのであります。

が、その際大蔵大臣は、「中小企業金融の資金需要量に関する調査を経済審議庁と連絡の上、次の国会に提出するよう努力する」旨の発言がなされたのであります。その他詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、平林委員より、「去る四月二十三日の本院本会議における決議に対し、吉田内閣はその責任を明確にすべきである。私はこのような意味において、本案の趣旨には賛同するが、あえて反対する」旨の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

先ず、特別関連資金設置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
〔反対と叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、財政法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案、以上、両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて両案は、可決せられました。

○議長(河井彌八君) 参事に報告させていただきます。
〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出し、法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
法務省設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和二十九年三月二十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案

別表十下関入国管理事務所の項中「福岡県の内門司市」を「福岡県の内門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都市、築上郡及び遠賀郡」に、福岡入国管理事務所の中「福岡県(門司市を除く)」を「福岡県(門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都市、築上郡及び遠賀郡を除く)」に改める。

別表十一中東京入国管理事務所羽田空港出張所の項の次に次の一項を加える。
東京入国管理事務所 新潟市
所新瀬港出張所

別表十一中名古屋入国管理事務所敦賀港出張所の項の次に次の一項を加える。
名古屋入国管理事務所 高岡市
務所伏木富山港出張所

別表十一中下関入国管理事務所門司港出張所の項の次に次の一項を加え、福岡入国管理事務所入幡港出張

所の項及び福岡入国管理事務所若松港出張所の項を削る。

下関入国管理事務所	八幡市
所八幡港出張所	
下関入国管理事務所	若松市
所若松港出張所	

別表十一中鹿兒島入国管理事務所鹿兒島港出張所の項の次に次の一項を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕

○小酒井義男君 只今議題となりました法律省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、この法律案の内容を御説明いたしますと、改正点は次の二点に帰するのであります。

第一点は、同設置法別表十に掲げられております福岡入国管理事務所の管轄区域中、福岡県のうち門司市のみならず小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、京都郡、築上郡及び遠賀郡、即ち福岡地方検査庁小倉支部の管轄区域を一括、下関入国管理事務所の管轄区域に移管することであり、これによつて門司港一帯の出入国管理業務を更に統一的に且つ能率的に処理せしめようとするものであります。

第二点は、同設置法別表十一に掲げられております入国管理事務所出張所の欄に、新たに東京入国管理事務所新潟港出張所、名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所及び鹿兒島入国管理事務所名瀬港出張所の三つの出張所を設けると共に、管轄区域の変更に伴いまして従前、福岡入国管理事務所の出張所でありました八幡港出張所及び若松港出張所を下関入国管理事務所の出張所に変更するものであります。

この改正は入国審査官の出張審査或いは出張駐在による審査の不便を除き、出入国管理業務の徹底を図らんとする趣旨によるものであります。

本委員会におきましては前後六回に亘り詳細審議を尽したのであります。審議の過程におきまして問題になりました主な点を御報告申し上げます。その第一は、「行政事務の簡素合理化、事務再配分の見地からいたしまして、出入国に関する管理事務はこれを府県に移譲し得ないか」という点であります。この問題に対し政府当局の説明によれば、「この事務の性質上これを府県に移譲するということは考慮したことは全くない、府県によつて取扱方が区々となり一貫性を欠く虞れがある」と、これは飽くまで現状のようである」とのことでありました。

次に、「この法律案によつて新潟、高岡、名瀬の三カ所に入国管理事務所の出張所を新設する結果、これに伴う予算及び定員の増加如何」という問題であります。政府当局の説明によりますと、「予算面では何ら増額を要しない。事務所用建物のごときも従来ただ一室を借りて執務する程度を例とし、もよりの管理事務所から必要に応じて随時係官が出張して滞在宿泊し執務していた場合と比較すれば、むしろ経費の節約となる、年間を通じて二十万円程度の節約となり、又定員につき

まして、出張所新設のためには一人も増員を要しない」とのことでありました。

次に、「出入国管理事務所の置かれている三十八港のうち、敦賀港については、現在のところ出入国取扱の案件は皆無であるにかかわらず、なおこれを存置する必要があるか」という問題であります。政府当局の説明によりますと、「敦賀港は指定港になつておる間保もあり、今後ソ連、中共等との間に正常な貿易関係が復活する際には、当然敦賀港を経由する出入国者が就出するものと予想されるので、このままこれを存置するを適当と考へている」とのことでありました。

次に、「東京、横浜、神戸の三つの出入国管理事務所について、その定員と取扱件数とを比較いたしますと、一見著しいアンバランスがあるかの観があり、事務量に適應する人員の配置について再検討を要するのではないか」という問題であります。この点に關し、「単に取扱件数だけを比較するのではなく、人員の配置の上にも妥当性を欠いていないかのごとき観はあるが、取扱事務の内容を分析して比較してみると、東京、横浜、神戸の三事務所の間の人員の配置はほぼ妥当なものになる」との政府当局の答弁であります。

本日の委員会におきまして、本法律案に關する質疑を終り、直ちに討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て本法律案は、原案通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、お諮りいたします。宇垣一成君から、病氣のため十日間請假の申出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし(呼ぶ者あり)〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午後八時十二分散会

○本日の會議に付した事件

協定の締結について承認を求めるとの件

一、日程第五 昭和二十九年年度特別會計予算補正(特第一号)

一、日程第六 港湾法の一部を改正する法律案

一、日程第七 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第八 運輸省関係法令の整理に関する法律案

一、日程第九 特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案

一、日程第十 財政法等の一部を改正する法律案

一、日程第十一 国有林野事業特別會計法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

一、法律省設置法の一部を改正する法律案

一、議員の請暇

出席者は左の通り。

議長 河井彌八郎

副議長 重宗雄三君

議員 佐藤 尙武君 高良 とみ君

小林 武治君 小林 政夫君

岸 良一君 北勝太郎君

加藤 正人君 片柳 眞吉君

梶原 茂嘉君 上林 忠次君

楠見 義男君 柏木 康治君

奥むめお君 井野 碩哉君

石黒 忠篤君 飯島連次郎君

加賀山之雄君 赤木 正雄君

山川 良一君 森 八三二君

森田 義衛君 村上 義一君

宮城タマヨ君 溝口 三郎君

三木與吉郎君	前田 久吉君	廣瀬 久忠君	雨森 常夫君	青山 正一君	石村 幸作君
後藤 文夫君	早川 慎一君	入交 太藏君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君
野田 俊作君	西田 隆男君	仁田 竹一君	松平 勇雄君	武藤 常介君	寺本 廣作君
中山 福藏君	豊田 雅孝君	永岡 光治君	上原 正吉君	須藤 五郎君	平林 太一君
田村 文吉君	館 哲二君	郡 祐一君	山本 米治君	加藤シヅエ君	八木 幸吉君
竹下 豊次君	高橋 道男君	小野 義夫君	三輪 貞治君	鈴木 一君	加瀬 完君
杉山 昌作君	高瀬莊太郎君	平井 太郎君	川村 松助君	千田 正君	松澤 兼人君
高木 正夫君	島村 軍次君	堀 末治君	島津 忠彦君	上條 愛一君	有馬 英二君
白井 勇君	横川 信夫君	湯山 勇君	大和 與一君	堀木 謙三君	笹森 順造君
深水 六郎君	木村 守江君	小林 英三君	泉山 三六君	木村啓八郎君	長谷部ひろ君
安井 謙君	伊能 芳雄君	黒川 武雄君	石坂 豊一君	村尾 重雄君	相馬 助治君
青柳 秀夫君	高野 一夫君	井上 知治君	岩沢 忠恭君	鶴見 祐輔君	棚橋 小虎君
西川弥平治君	石井 桂君	山下 源吾君	内村 清次君	苦米地義三君	一松 定吉君
井上 清一君	関根 久藏君	秋山 長造君	阿具根 登君	羽仁 五郎君	松原 一彦君
川口爲之助君	吉田 萬次君	海野 三朗君	山口 重彦君	國務大臣	堀 眞琴君
佐藤清一郎君	御木 亨弘君	大倉 精一君	河合 義一君	法務大臣	加藤謙五郎君
森田 豊壽君	宮本 邦彦君	岡 三郎君	龜田 得治君	外務大臣	岡崎 勝男君
長島 銀藏君	長谷山行毅君	小松 正雄君	永井純一郎君	大藏大臣	小笠原三九郎君
宮田 重文君	滝井治三郎君	近藤 信一君	竹中 勝男君	國務大臣	緒方 竹虎君
田中 啓一君	大矢半次郎君	清澤 俊英君	成瀬 幡治君	政府委員	
石川 榮一君	岡崎 眞一君	小林 亦治君	小酒井義男君	法務政務次官	三浦眞之助君
愛知 揆一君	石原幹市郎君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君	外務省条約局長	下田 武三君
植竹 春彦君	岡田 信次君	江田 三郎君	小林 孝平君	運輸政務次官	西村 英一君
松岡 平市君	大谷 豊潤君	堂森 芳夫君	高田なほ子君		
國 伊能君	一松 政二君	安部キミ子君	矢崎 三義君		
西郷吉之助君	中川 幸平君	藤田 進君	岡田 宗司君		
北村 一男君	左藤 義詮君	栗山 良夫君	戸叶 武君		
寺尾 豊君	中川 以良君	藤原 道子君	吉田 法晴君		
吉野 信次君	津島 壽一君	藤原 道子君	小笠原三男君		
大達 茂雄君	青木 一男君	山田 幸夫君	若木 勝藏君		
大野木秀次郎君	小瀧 彬君	山田 節男君	天田 勝正君		
古池 信三君	伊能繁次郎君	松本治一郎君	中田 吉雄君		
杉原 荒太君	神原 幸君	三橋八次郎君	千葉 信君		
大谷 實雄君	宮澤 喜一君	羽生 三七君	荒木正三郎君		
高橋 衛君	横山 フク君	山下 治朗君	曾根 益君		
西岡 ハル君	重政 庸徳君	木島 虎藏君	東 隆君		
小澤久太郎君	鹿島守之助君	三浦 義男君	野本 品吉君		
木内 四郎君	藤野 繁雄君		松永 義雄君		

最上 英子君	松浦 定義君
三好 英之君	鈴木 彌平君
松浦 清一君	深川タマエ君
武藤 常介君	寺本 廣作君
須藤 五郎君	平林 太一君
加藤シヅエ君	八木 幸吉君
鈴木 一君	加瀬 完君
千田 正君	松澤 兼人君
上條 愛一君	有馬 英二君
堀木 謙三君	笹森 順造君
木村啓八郎君	長谷部ひろ君
村尾 重雄君	相馬 助治君
鶴見 祐輔君	棚橋 小虎君
苦米地義三君	一松 定吉君
羽仁 五郎君	松原 一彦君
國務大臣	堀 眞琴君
法務大臣	加藤謙五郎君
外務大臣	岡崎 勝男君
大藏大臣	小笠原三九郎君
國務大臣	緒方 竹虎君
政府委員	
法務政務次官	三浦眞之助君
外務省条約局長	下田 武三君
運輸政務次官	西村 英一君

参議院會議録第三十七号正誤

頁段行 誤 正

五五 一 二〇 汚職事件 汚職事件

五五 三 八 冷圍 冷圍

五五 三 六 みずから他 他より

五五 三 六 相的 相当

参議院會議録第三十八号正誤

頁段行 誤 正

五三 三 終九 行わせたも 行わせたも

五三 三 終六 即日 即日

五三 二 終二 懲戒処分 懲戒処分

五三 四 終八 徹底的 徹底的

参議院會議録第三十九号正誤

頁段行 誤 正

五八 五 終五 議院の院議 の院議

五八 五 二 参議院議員 衆議院議員

五八 五 三 段三行の次に「赤木正雄君」を 加えるべきの誤

同頁同段三行の次に「後藤文夫君」を加えるべきの誤

定価 一部 十五円

送料別

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段三三五一番
振替東京九〇〇〇